301288-001-3

特71-705

改正帝国輸入税表

西川 長次郎／編

M43. 11

BDN-0001

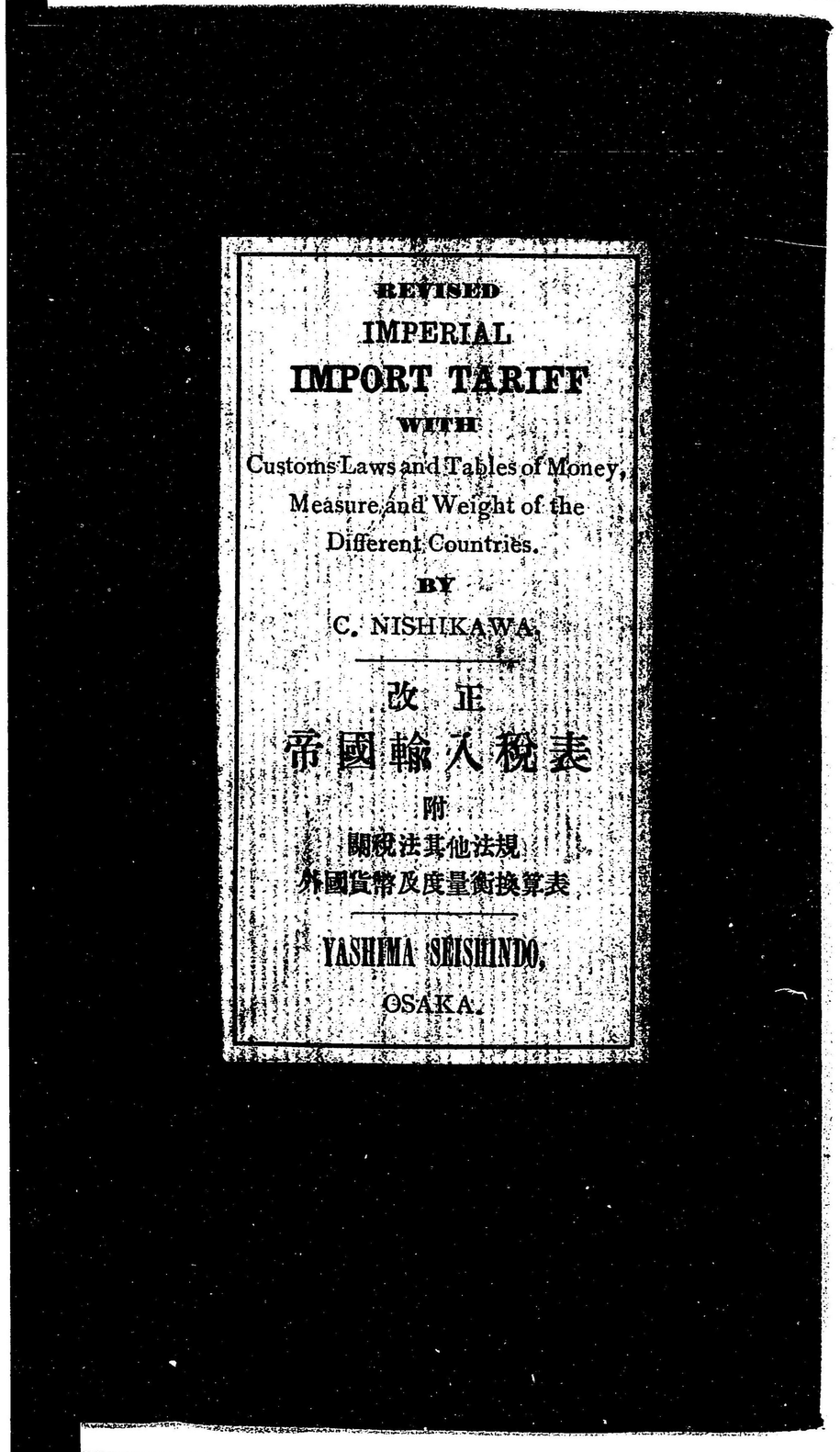

261
705

REVISED

IMPERIAL IMPORT TARIFF

WITH

CUSTOMS LAWS AND TABLES OF MONEY, MEASURE AND WEIGHT OF THE DIFFERENT COUNTRIES.

BY

C. NISHIKAWA.

改正帝國輸入稅表

附

關稅法其他法規

外國貨幣及度量衡換算表

YASHIMA SEISHINDO,
OSAKA.
明治
48. 11. 16
内交

特ク
705

緒　言

一、本書ノ目的ハ主トシテ貿易業者又ハ斯業ニ從事スル者ノ便覽ニ供スルニ在リ

一、卷末ニ關稅法規其他關稅事務ニ關係アル法令ヲ附錄セリ

一、其他外國度量衡及貨幣換算表ヲ掲ゲ以テ執務ノ便ヲ圖レリ

一、編者素ヨリ薄識菲才ニシテ書ヲ公ニスルノオニアラズ不備ノ點多カルベシト雖モ幸ニシテ目的ノ萬一ヲ僥倖スルヲ得バ望足ルニシテ

明治四十三年四月十四日
改正關稅定率法發布ノ日

編　者　識

改　正

帝國輸入稅表

○關稅定率法 …… 1
輸入稅表
第一類 …… 5
第二類 …… 6
第三類 …… 8
第四類 …… 14
第五類 …… 17
第六類 …… 19
第七類 …… 25
第八類 …… 28
第九類 …… 32
第十類 …… 49
第十一類 …… 55
第十二類 …… 58
第十三類 …… 62
第十四類 …… 64
第十五類 …… 71
第十六類 …… 80
第十七類 …… 93
○關稅表
第一章　關稅ノ賦課及徵收 …… 107

第二章　船舶……108
第三章　貨物……110
第一節　總則……110
第二節　輸出輸入及積戻……111
第三節　回漕……112
第四節　郵便物……113
第五節　收容……113
第四章　稅關官吏ノ職權……114
第五章　異議及訴願……115
第六章　罰則……117
第七章　犯則事件ノ調査及處分……118
第八章　補則……120
○關稅法施行規則
第一章　關稅ノ賦課徵收及擔保……121
第二章　船舶ニ關スル手續……123
第三章　貨物ニ關スル手續……125
第四章　異議……128
第五章　犯則事件ノ調査及處分……130
第六章　稅關ノ執務時間及臨時開廳……131
第七章　雜則……131
○關稅法ニ依ル通路ノ件……133
○關稅定率法第八條第一號ニ依リ加工ノ爲輸入スル物品ニ關スル件……135

○臨時開廳貨物積卸其他特許手數料……136
○製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件……137
○ペスト豫防ノ爲輸入禁止物件……143
○噸稅法……143
○噸稅法施行規則……144
○船舶法抄錄……145
○輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法……145
○同施行規則……146
○保稅倉庫法……147
第一章……總則……147
第二章……官設保稅倉庫……148
第三章……私設保稅倉庫……150
第四章……罰則……151
○同施行細則
第一章……貨物ノ藏置及運搬……152
第二章……預證券……155
第三章……私設保稅倉庫營業ノ特許及庫主ノ責務……156
第四章……雜則……160
○稅關假置場法……161
○同施行規則……162

改正

關稅定率法

關稅定率法

（明治四十三年法律第五十四號）

第一條　外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス

第二條　從價稅品ハ輸入港ニ到着シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス

第三條　條約ニ依ル特別協定ノ便益ヲ受ケサル地域ノ生產品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ該協定ノ限度ヲ超エサル便益ヲ與フルコトヲ得

第四條　本邦ノ船舶又ハ生產品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生產品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國ノ生產品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ノ外其物品ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第五條　外國ニ於テ輸出奬勵金ヲ受クル物品ニ對シテハ別表ニ定メタル關稅ノ外勅令ヲ以テ奬勵金ト同額ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

○稅關貨物取扱人法 …… 162
○同施行細則 …… 164
○外國度量衡比較表 …… 170
○內外國貨幣比較表 …… 171
○英貨換算表 …… 173
○英斤換算表 …… 180

第六條　米及粟ノ輸入稅ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ每百斤四拾錢ヲ限度トシテ之ヲ低減スルコトヲ得

第七條　左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其一族並ニ其從者ニ屬スル物品

三　陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物

四　陸海軍ニ於テ燃料トシテ輸入スル原油以外ノ礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、八七五ヲ超ヘタルモノ

五　軍艦

六　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品並ニ在本邦外國大使館又ハ公使館ニ對スル公用品

七　本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品

八　本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

九　記錄文書、其他ノ書類

十　官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物及ヒ私立ノ專門學校ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

十一　慈善又ハ救恤ノ爲メニ寄贈シタル物品

十二　政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十三　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十四　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

十五　在外軍隊及軍艦ヨリ送還シタル物品

十六　個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十七　輸出シタル物品ニシテ五年以內ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入稅ノ免除又ハ拂戾ヲ受ケタル物品ヲ除ク

十八　命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ

十九　本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻、其ノ他ノ水產物及其製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

二十　外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲メ開港內ニ於テ引渡ス物品

二十一　難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品

二十二　本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲メ積戾リタルモノ

二十三　國、道、府縣ノ輸入スル種馬、種牛、種豚種羊及種禽並ニ產牛馬組合、產馬組合又ハ產牛組合ノ輸入スル種馬、種牛

第八條　左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以內ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

一　加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

二　輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタル者

三　修繕ノ爲メ輸入スル物品

四　學術研究ノ爲メ輸入スル物品

五　試驗品トシテ輸入スルモノ

六　註文取集ノ爲メ輸入スル見本品

七　演劇其他興行用ノ爲輸入スル物品

第九條　輸入原料品ヲ用ヒ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國ヘ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戾ヲ爲スコトヲ得

輸入原料品ヲ用ヒ命令ヲ以テ指定シタル肥料ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル處ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戾ヲ爲スコトヲ得

詐欺又ハ不正ノ所爲ヲ以テ前二項ノ拂戾金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

第十條　輸入製品ニシテ內國ニ於テ製造スル船舶ニ備付ケ又ハ取付ケ輸入ノ日ヨリ二年以內ニ該船舶ト共ニ輸出スルモノハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

第十一條　左ニ揭クル物品ハ輸入ヲ禁ス

一　阿片及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノヲ除ク

二　僞造、變造、又ハ模造ノ貨幣、紙幣、銀行券及有價證券

三　公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品

四　特許權、實用新案權、意匠權、商標權、及著作權ヲ侵害スル物品

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

（別　表）

輸入稅表

第一類　植物及動物（生活力ヲ有スルモノ）

番號	品名	單位	稅率
1	植物、枝、幹、莖及根（栽植用又ハ接木用ノモノ）		無稅
2	培殖用菌類 1. 酵母 甲…壓搾シタルモノ	每百斤	2.60
	培殖用菌類 1. 酵母 乙…其ノ他		無稅
	培殖用菌類 2. 麴	從價	二割
	培殖用菌類 3. 其ノ他		無稅
3	馬	從價	五分
4	牛	〃	一割

番號	品名	單位	稅率
5	綿羊	每頭	3.00
6	山羊	〃	2.30
7	豚	從價	二割
8	家禽類	〃	二割
9	魚介類 1. 種魚及魚卵		無稅
	魚介類 2. 其ノ他	從價	二割
10	蜜蜂	〃	一割
11	別號ニ揭ゲザル動物	〃	二割
	第二類　穀物、穀粉、澱粉類及種子		
12	米及糀	每百斤	1.00
13	大麥	〃	0.55
14	バールバーレー	〃	4.00
15	麥芽	〃	2.20
16	小麥	〃	0.77
17	オート	〃	0.65
18	粟	〃	0.50
19	高粱	〃	0.35
20	玉蜀黍	〃	0.30
21	豆類 1. 大豆	〃	0.70
	豆類 2. 小豆	〃	0.50
	豆類 3. 蚕豆	〃	0.40

番號	品名	單位	稅率
21	豆類 4. 綠豆	每百斤	0.50
	豆類 5. 豌豆	〃	0.45
	豆類 6. 落花生 甲…脫殼セサルモノ	〃	0.80
	豆類 6. 落花生 乙…其ノ他	〃	0.95
	豆類 7. 其ノ他（醫藥用ノモノヲ除ク）	〃	0.45
22	穀粉及澱粉類 1. 小麥粉	〃	1.85
	穀粉及澱粉類 2. オートミール	〃	5.00
	穀粉及澱粉類 3. コーンミーレ	〃	3.15
	穀粉及澱粉類 4. タピオカ及マニオカ	〃	1.05
	穀粉及澱粉類 5. セーゴ	〃	2.00
	穀粉及澱粉類 6. 其ノ他	〃	1.65
23	胡麻子	〃	1.00
24	荏胡麻子	〃	0.85
25	菜子	〃	0.65
26	亞麻子	〃	0.65
27	棉子	〃	無稅
28	アイボリーナツト	〃	無稅
29	椰子	〃	0.70
30	別號ニ揭ケザル穀物及種子（醫藥用ノモノヲ除ク）	從價	一割五分

第三類　飲食物及煙草

番號	品名	單位	稅率
31	蔬菜實ヒ果及種子 1. 砂糖、糖蜜、糖水又蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノ	毎百斤共容器	12.70
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 甲、蔬菜 罐詰ノモノ	〃	7.90
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 甲、蔬菜 罎詰ノモノ	〃	7.60
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 甲、蔬菜 壺詰ノモノ	〃	1.95
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 甲、蔬菜 其ノ他	縦價	三割
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 罐詰ノモノ	毎百斤共容器	7.25
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 罎詰ノモノ	〃	8.50
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 壺詰ノモノ	〃	3.20
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 其ノ他 生果	毎百斤	4.00
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 其ノ他 乾果	〃	6.90
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 其ノ他 核子	〃	7.85
	蔬菜實ヒ果及種子 2. 其他 乙、其他 其ノ他 其他	縦價	三割
32	茶 1. 紅茶	毎百斤	22.60
	茶 2. 紅茶粉	〃	6.80
	茶 3. 其ノ他	〃	6.00
33	マーテ其他ノ茶代用物	縦價	四割五分
34	咖啡 1. 種子	毎百斤	15.10
	咖啡 2. 其ノ他	〃	25.10
35	チコリー其ノ他ノ咖啡代用物	縦價	四割五分
36	コーコ（砂糖ヲ加ヘサルモノ） 1. 種子	毎百斤	6.00
	コーコ（砂糖ヲ加ヘサルモノ） 2. 其他	毎百斤共容器	43.00

番號	品名	單位	稅率
37	胡椒 1. 種子	毎百斤	9.35
	胡椒 2. 其ノ他	毎百斤共容器	11.70
38	カリー 1. 粉狀ノモノ	〃	21.10
	カリー 2. 其ノ他	縦價	四割
39	マスタード 1. 粉狀ノモノ	毎百斤共容器	8.35
	マスタード 2. 其ノ他	縦價	四割
40	砂糖 1. 和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ	毎百斤	2.50
	砂糖 2. 和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ	〃	3.10
	砂糖 3. 和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	〃	3.35
	砂糖 4. 和蘭標本色相第廿一號未滿ノモノ	〃	4.25
	砂糖 5. 其ノ他	〃	4.65
41	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似ノモノ	〃	7.40
42	糖蜜 1. 糖分ヲ蔗糖トシテ計覚シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ	〃	1.30
	糖蜜 2. 其ノ他	〃	2.50
43	葡萄糖、麥芽糖及飴	〃	13.65
44	蜂蜜	毎百斤共容器	7.20
45	菓子	〃	32.00
46	ジヤム、フルートゼリー類	〃	17.50
47	ビスケツト（砂糖ヲ加ヘサルモノ）	〃	13.30
48	マカロニー、ヴアーミセリー其他各種麺類	毎百斤	7.90

番號	品名	單位	稅率
49	果汁及糖水 1.果汁 砂糖ヲ加ヘタル物 及糖水 甲 罎罐入	每百斤容器共	15.30
	乙、其ノ他	每百斤	10.70
	2. 其ノ他	每百斤容器共	11.00
50	ソース 1. 樽入ノモノ	每百斤	8.25
	2. 其ノ他	每百斤容器共	11.00
51	食酢 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル醋酸ノ重量十グラム以上一瓦ヲ增ス每ニ百立ニ付參圓ヲ加	每百立	13.90
52	魚獸肉及魚介類 1. 生鮮ナルモノ 甲…牛肉	每百斤	3.80
	乙…羊肉	〃	6.00
	丙…其他	從價	三割
	2. 罐詰罎詰又ハ壺詰ノモノ 甲…鳥獸肉	〃	三割五分
	乙 イ 鰮油漬	〃	四割
	ロ 其他	〃	四割
	3. 其他 甲…ソーセージ	每百斤	17.00
	乙…ハム及ビベーコン	〃	16.20
	丙…鹹肉	〃	5.65
	丁.鹽鯨 尾肉	〃	3.60
	其他	〃	1.90
	戊…鹹魚	〃	2.00
	巳…其ノ他	從價	三割
53	バター、人造バター及ギー	每百斤	29.60

番號	品名	單位	稅率
54	チース	每百斤	20.50
55	コンデンスドミルク	每百斤容器共	5.55
56	イーフアントフード	〃	24.30
57	肉越幾斯	〃	72.50
58	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其他類似ノ滋養食料	從價	三割五分
59	鳥卵(生鮮ナルモノ)	每百斤	6.00
60	礦水、曹達水其他砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料	每百立	16.00
61	清酒	〃	17.00
62	支那酒(釀造シタルモノ)	〃	17.00
63	麥酒	〃	12.00
64	葡萄酒 1. 罎入ノモノ 但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノ純酒精ト、原容量百分中純酒精ノ容量二十四ヲ超ヱザルモノ	〃	40.00
	2. トリヴモ。ーマランア等ムポエ。ルト。デ。ササフル含ーエツマラル。ラヱヲ		

番號	品名	單位	稅率
	甲、量中精積チザノ容分酒容四エモ原百純ノ十超ル		
	1 五テセ一ニ糖歯テタ一エノ十於方メ中ル葡シシ量超モ氏ニ立チルケチト算重チル攝度百ント於分糖計ル瓦ザ	毎百立	15.00
	2 其ノ他 氏ニ立ニ糖歯テタ二超物瓦瓦毎ニ五フ攝度百中ル葡シシ量チル十一ス立拾加但十於方於分糖計ル十エハ以チニ付錢	〃	20.00
	乙、其ノ他 ニニ歯タ超十ス拾度中葡シチ二増貳五糎ナ算瓦ハチ付十方分計十ノ瓦ニフ氏ニ糖テ二モ一立加攝百ルシ量ル上百チシテケト重タル以ニ錢但於於糖ルエ瓦毎五	〃	30.00

番號	品名	單位	稅率
65	シヤンパン其ノ他ノスパクリングワイン	毎百立	100.00
66	別ニケル類 號揭サ酒 1、 攝氏十五度ト於七四スルト中七テ〇、七九有チ純酒精百分量容量モノ比重ヲノ容精ノザルモシ原純酒ヲ超エ	〃	20.00
	2、其他 甲…纍入ノモノ	〃	110.00
	乙 其ノ他 攝氏十五〇七有ヲシ分ノ以スニ加度ニ於九四テ百精十増立チ但シ七比重モ精量酒五チ百圓ノ原ル酒容純量一ニ壹上ス純中容毎付フ	〃	60.00
67	別ニ號ゲル揭 飲食物 1、砂糖ヘタルモ加ノチ 2、其ノ他	従價	六割
		〃	四割
68	煙草 1. 葉巻烟草、紙巻煙草及刻烟草	〃	三十五割五分
	2. 咀嚼烟草	毎斤	2.23
	3. 嗅烟草	〃	5.17
	4. 其ノ他	従價	三十五割五分

第四類 皮毛骨角齒牙甲殼類及其製品

番號	品名	單位	稅率
69	毛皮 1. 綿羊皮及山羊皮	每百斤	9.40
	毛皮 2. 其ノ他	從價	四割
70	毛皮製品(別號ニ掲ケザルモノ)	〃	五割
71	獸皮 1. 牛皮及水牛皮		無稅
	獸皮 2. 鹿皮	每百斤	1.90
	獸皮 3. 山馬皮	〃	1.25
	獸皮 4. 屑		無稅
	獸皮 5. 其ノ他	從價	五分
72	革類 1 牛革、水牛革、馬革、綿羊革及山羊革 甲…塗リタルモノ	〃	二割
	乙 染メタルモノ又ハ著色シタルモノ(ローラーレザーヲ除ク)	〃	二割
	丙 其他 1. 牛革水牛皮及馬革 イ、靴底革	每百斤	15.20
	丙 其他 1. 牛革水牛皮及馬革 ロ、印度紅革	〃	9.50
	丙 其他 1. 牛革水牛皮及馬革 ハ、其他	從價	二割
	丙 其他 2. 綿羊革及小羊革 イ、ローラーレザー	每百斤	69.00
	丙 其他 2. 綿羊革及小羊革 ロ、其他	〃	24.00

番號	品名	單位	稅率
	2. 羚羊革(模造羚羊革ヲ含ム)	每百斤	74.40
	3. 豚革	〃	30.60
	4. 鰐魚革 甲…一箇ノ重量百五十瓦未滿	〃	207.00
	4. 鰐魚革 乙…其他	〃	113.00
	5. リザードレザー	〃	394.00
	6. 屑	〃	9.20
	7. 其他	從價	二割
73	革製品 別號ニ掲ゲザルモノ 機械用ノ革及管帽子用裏革(模造革ヲ含ム)	每百斤	37.20
	機械用ノ革及管帽子用裏革(模造革ヲ含ム)	〃	83.80
	其他 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石半貴石、眞珠珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノ	從價	五割
	其他 乙、其ノ他	〃	四割
74	獸毛(別號ニ掲ゲサルモノ)		無稅
75	羽毛 粧飾用ノモノ	〃	四割
	羽毛 其ノ他	〃	二割
76	羽毛皮		無稅
77	羽毛製品及羽毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	〃	五割
78	クイルブリツスル		無稅
79	獸骨(醫藥用ノモノヲ除ク)		〃

番號	品名	單位	稅率
80	獸牙		無稅
81	獸牙製品（別號ニ揭ゲザル物：象牙製ノモノ）	從價	五割
	（別號ニ揭ゲザル物：其ノ他）	〃	四割
82	獸角（醫藥用ノモノヲ除ク）		無稅
83	獸蹄		〃
84	獸筋		〃
85	プラツター	從價	一割
86	貝殼		無稅
87	鼈甲（ホーンビル甲：背甲及緣甲）	毎百斤	134.00
	（ホーンビル甲：其ノ他）	〃	16.70
	（蠵龜甲（和甲）：背甲）	〃	5.35
	（蠵龜甲（和甲）：緣甲）	〃	1.30
	（蠵龜甲（和甲）：其他）	〃	16.70
	屑	〃	7.95
	其ノ他	從價	一割
88	鼈甲製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	五割
89	珊瑚	〃	四割
90	珊瑚製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	五割
91	眞珠	〃	五分
92	海綿（整理シタルモノ）	毎百斤	181.00
	海綿（其ノ他）	〃	9.20
93	別號未揭ノ毛皮骨角齒牙甲殼類（醫藥用ノモノヲ除ク）	從價	一割
94	皮毛類骨角齒牙甲殼類製品（別號未揭ノモノ）	〃	四割

第五類 油、脂、蠟及其製品

番號	品名	單位	稅率
95	植物性揮發油（芳香性ノモノ）		無稅
	植物性揮發油（其他：松精油：罐入又ハ樽入ノモノ）	毎百立	5.20
	植物性揮發油（其他：松精油：其ノ他）	從價	二割
	植物性揮發油（其他：其他）	〃	二割
96	亞麻子油（1. 罐入又ハ樽入ノ物：甲. ボイルド油）	毎百斤	3.00
	亞麻子油（1. 罐入又ハ樽入ノ物：乙. 其他）	〃	1.60
	亞麻子油（2. 其ノ他）	從價	二割
97	苴麻子油（1. 罐入樽入又ハ壺入ノモノ）	毎百斤	2.20
	苴麻子油（2. 其ノ他）	從價	二割
98	阿列布油（1. 罐入又ハ樽入ノモノ）	毎百斤	1.70
	阿列布油（2. 其ノ他）	毎百斤容器共	9.50
99	椰子油	毎百斤	1.50
100	落花生油	〃	4.65
101	大豆油	〃	1.40
102	棉子油	〃	4.45
103	桐油	〃	1.90
104	カメリア油	〃	4.90
105	カカオバター	〃	18.50
106	肝油	〃	10.30
107	魚油及鯨油	〃	1.30
108	獸脂（1. 豚脂）	〃	9.00
	獸脂（2. 其他）	〃	0.80

番號	品名	單位	稅率
109	コムパウンドラード	毎百斤	7.70
110	スチアリン	〃	4.50
111	オレイン	〃	1.70
112	礦油 1. 原油 蒸ニ攝二ヨ百五至ニ蒸ル原容對百溫法リ百度二十ニ間テスノノニル率劃溜依氏十リ七度ル於溜液液量ス分 甲 二十ヲ超エサル物	毎十ガロン	0.17
	乙 廿五ヲ超エサル物	〃	0.21
	丙 卅ヲ超エサル物	〃	0.25
	丁 卅五ヲ超エサル物	〃	0.29
	戊 四十ヲ超エサル物	〃	0.33
	己、其他 百率十以一增毎十ロニ一ヲフ但分四五上ヲスニカン付錢加	〃	0.36
	植性及動物油脂、石鹼 攝氏十五 甲、七〇超ザ物 〇、三ヲエル	〃	0.50

番號	品名	單位	稅率
	2. 其他 等ヲ有ル械ヲム含ス機油含 度ニケ比於ル重 乙、八五超ザ物 〇、七ヲエル	毎十ガロン	0.96
	丙、其他 ノ	毎百斤	1.23
113	ワセリン	〃	2.95
114	パラフインワツクス 1. 融解點攝氏四十二度未滿ノ物		無稅
	2. 其他	〃	3.45
115	柏油、漆蠟及櫨蠟	〃	6.00
116	蠟燭	〃	11.00
117	石鹼 1. 薰香ヲ附シタルモノ	毎百斤內裝共	28.60
	2. 其ノ他	毎百斤	5.70
118	薰香ヲ附タル油、脂、蠟及其製品	毎百斤容器內裝共	78.00
119	香水	〃	90.00
120	別號ニ揭ケザル油脂蠟	從價	二割
121	油、脂、蠟製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	三割

第六類　藥材、化學藥、製藥其調合品及爆發藥

番號	品名	單位	稅率
122	ホツプ		無稅
123	甘草	毎百斤	2.00
124	サフラン	〃	422.00

番號	品名	單位	稅率
125	吐根	毎百斤	82.00
126	人參	從價	二割
127	桂皮	〃	二割
128	キナ皮	毎百斤	6.65
129	龍膽及ゲンチアナ根	〃	2.85
130	大黃	〃	2.60
131	セメンシナ	〃	6.70
132	セヲカ根	〃	19.40
133	麥角	〃	14.30
134	麝香	毎斤	101.00
135	人造麝香	毎百斤	81.50
136	甘松	〃	4.80
137	丁香	〃	6.10
138	沈香	〃	51.90
139	白檀	〃	3.85
140	沒食子、五倍子、ミロバラン檳榔子、オーク樹皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチヨー木片其ノ他類似ノタンニン材料		無稅
141	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	毎百斤	0.50
142	バルサム	〃	25.00
143	生インヂアラツバー、生ガタバーチヤ及其代用物		無稅
144	アラビヤゴム、セルラツク、松脂其他別號ニ揭ゲザル護謨及樹脂（醫藥用ノモノヲ除ク）		無稅

番號	品名	單位	稅率
145	阿膠	毎百斤	2.70
146	ゼラチン	〃	10.20
147	魚膠	〃	40.90
148	デキストリン	〃	1.15
149	硫黃	從價	二割
150	黃燐及赤燐		無稅
151	ヨード	毎百斤	135.00
152	亞鉛粉	〃	1.50
153	硼酸	〃	3.20
154	醋酸	〃	11.00
155	蓚酸	〃	2.00
156	酒石酸	〃	11.90
157	サリチール酸	〃	11.60
158	石炭酸	〃	6.00
159	ピクリン酸	從價	二割
160	枸櫞酸	毎百斤	18.40
161	焦性沒食子酸	〃	144.00
162	タンニン酸	〃	20.70
163	苛性曹達及苛性加里 1. 精製ノモノ	〃	7.25
	苛性曹達及苛性加里 2. 其ノ他	〃	0.70
164	ヨード曹達	〃	155.00
165	炭酸曹達 1. 曹達灰	〃	0.35
	炭酸曹達 2. 其ノ他	〃	0.80
166	重炭酸曹達	〃	0.95

番號	品名	單位	稅率
167	過酸化曹達	毎百斤	4.60
168	硝酸曹達(智利硝石) 1. 精製ノモノ	〃	2.30
	2. 其ノ他		無稅
169	硫酸曹達 1. 精製ノモノ	從價	二割
	2. 其ノ他	毎百斤	0.45
170	硼酸曹達(硼砂)	〃	1.00
171	硅酸曹達	〃	0.35
172	サリチール酸曹達	〃	14.10
173	青化曹達及青化加里		無稅
174	硝酸加里(硝石)	〃	2.35
175	硫酸加里 1. 精製ノモノ	從價	二割
	2. 其ノ他		無稅
176	クロール酸加里		無稅
177	重クローム酸加里	毎百斤	1.80
178	ヨード加里	〃	122.00
179	ブローム加里	〃	10.00
180	炭酸マクネシウム	〃	2.50
181	過酸化バリウム	〃	2.50
182	明礬	〃	0.45
183	フエロ青化曹達	〃	2.05
184	フエリ青化曹達	從價	一割
185	フエロ青化加里(黄色血鹽)	毎百斤	2.70
186	フエリ青化加里(赤色血鹽)	〃	5.60
187	次硝酸蒼鉛	〃	81.10

番號	品名	單位	稅率
188	鹽化アムモニウム	毎百斤	2.30
189	硫酸アムモニウム 1. 精製ノモノ	從價	二割
	2. 其ノ他		無稅
190	炭酸アムモニウム	毎百斤	3.45
191	硝酸トリウム	〃	86.80
192	硝酸セリウム	從價	一割
193	醋酸石灰	毎百斤	0.41
194	アセトン	〃	15.13
195	フオルマリン	〃	5.10
196	木精	〃	5.95
197	酒精	毎百立	0.73
198	變性酒精	〃	0.73
199	グリセリン	毎百斤	3.20
200	クロロフオルム	〃	22.30
201	ヨードフオルム	〃	202.00
202	乳糖	〃	7.60
203	サツカリン其他類似ノ甘味物	毎斤	60.00
204	ナフタリン	毎百斤	1.50
205	龍腦、艾片及人造龍腦	〃	.25000
206	アンチフエブリン	〃	11.00
207	アンチピリン	〃	82.00
208	サントニン	〃	326.00
209	鹽酸キニーネ及硫酸キニーネ	〃	135.00
210	鹽酸モルヒネ及硫酸モルヒネ	毎斤	13.50

番號	品名	單位	稅率
211	鹽酸コカイン及硫酸コカイン	毎斤	19.30
212	鹽酸シンコニーヂン及硫酸シンコニーヂン	毎百斤	38.80
213	炭酸クレオソート	〃	33.40
214	炭酸ゲアヤコール	〃	58.10
215	アニリンソルト	〃	2.75
216	ヂアスターゼ	〃	142.00
217	ベーキングパウダー	〃	27.50
218	殺蟲粉	〃	15.70
219	蠅取紙	從價	三割
220	酒精劑 1. 阿片丁幾	毎百斤	29.00
	酒精劑 2. 其ノ他	毎百立	0.73
221	ヴアニリン、クマリン、ヘリオトロビン其他別號ニ揭ゲザル類似ノ薫香性化學藥	從價	一割
222	齒磨粉、齒洗粉藥、化粧粉其他別號ニ揭ゲザル調製薫香類	〃	五割
223	線香	〃	四割
224	ローラコンポジション	毎百斤	8.80
225	プラスター	毎內百斤裝共	53.60
226	ガーゼ、脫脂棉、繃帶、カットガット其他類似ノ外科用材料	從價	三割
227	膠囊	毎內百斤裝共	67.30
228	オプラート	從價	三割
229	別號ニ揭ゲザル藥材、化學藥及製藥	〃	二割

番號	品名	單位	稅率
230	藥材、化學藥及製藥ノ調合品（別號未揭ノモノ）	從價	三割
231	爆發藥 1. 火藥	毎百斤	8.05
	爆發藥 2. ダイナマイト	〃	6.10
	爆發藥 3. デトヂートル	毎內百斤裝共	25.50
	爆發藥 4. フユーズ	毎百斤	37.40
	爆發藥 5. 其他	從價	三割
232	カートリツヂ（裝藥シタルモノ） 1. 裝彈シタル物 甲、金屬製ノモノ	毎內百斤裝共	29.10
	カートリツヂ（裝藥シタルモノ） 1. 裝彈シタル物 乙、其ノ他	〃	23.10
	カートリツヂ（裝藥シタルモノ） 2. 其ノ他	從價	四割
233	銃砲彈（裝藥シタルモノ）	〃	四割
234	烟火	毎百斤	12.70
235	燐寸	從價	四割

第七類　染料、顏料、塗料及填充料

番號	品名	單位	稅率
236	天然藍 1. 乾キタルモノ	毎百斤	33.70
	天然藍 2. 液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	二割
237	人造藍 1. 乾キタルモノ	毎百斤	40.00
	人造藍 2. 液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	二割
238	姜黃	毎百斤	1.00
239	紅花 1. 餅紅花	〃	9.65
	紅花 2. 其ノ他	〃	2.70

番號	品名	單位	稅率
240	ログート	從價	五分
241	ログート越幾斯	毎百斤	1.85
242	燒礬	〃	13.65
243	アリザリン染料、アニリン染料、其他別號ニ揭ゲザルコールタール染料	〃	7.00
244	酸化コバルト	〃	52.40
245	金液、銀液及白金液	毎斤	12.40
246	青銅粉、アルミニユーム粉其他別號ニ揭ゲザル類似ノ金屬粉	毎百斤	28.00
247	プラジアンブリユー	〃	9.25
248	群青	〃	3.15
249	鉛白、鉛丹及リサージ	〃	2.10
250	亞鉛白（酸化亞鉛及硫化亞鉛）	〃	2.10
251	白堊及ホワイチング	〃	0.65
252	朱及辰砂	〃	26.80
253	鷄冠石及雄黃	從價	一割
254	雌黃及ドラゴンスブラツド		無稅
255	カーボンブラツク	毎百斤	1.95
256	漆	〃	6.80
257	ヴアニシユ	〃	14.50
258	木タール及石炭タール	〃	0.50
257	瀝青及土瀝青	〃	0.55
260	靴墨	毎百斤共容器	9.90

番號	品名	單位	稅率
216	鉛筆 1. 鞘ニ入レゼルモノ（心）	從價	三割
	2. 其他 金屬ノニレルノ除製鞘入タモチク 甲、鞘ハ鞘入タ物又紙ニレル イ、具有物金チス	毎グロツス	0.75
	2. 其他 金屬ノニレルノ除製鞘入タモチク 甲、鞘ハ鞘入タ物又紙ニレル ロ、其ノ他	〃	0.55
	2. 其他 金屬ノニレルノ除製鞘入タモチク 乙、其ノ他	從價	三割
162	インキ 1. 寫字用又ハ筆記用ノモノ	毎百斤容器共	8.35
	インキ 2. 印刷用ノモノ 甲、狀ハ狀又ハ泥狀ノモノ 1. 樽入モノ イ、黑色ノモノ	毎百斤	3.45
	インキ 2. 印刷用ノモノ 甲、狀ハ狀又ハ泥狀ノモノ 1. 樽入モノ ロ、其ノ他	從價	二割五分
	インキ 2. 印刷用ノモノ 甲、狀ハ狀又ハ泥狀ノモノ 2. 其ノ他	毎百斤容器共	21.50
	インキ 2. 印刷用ノモノ 乙、同形ノモノ	毎百斤	111.00
	インキ 3. 其ノ他	從價	三割
163	墨及朱墨	〃	三割
264	聖筆及テーラースチヨーク	〃	三割
265	アーチストカラー及アーチストペーント	毎百斤容器共	50.00
266	ペーント 1. コツパーペーント、インターナシヨナルコンポジシヨン、アンチフオーリングコンポジシヨン、アンチコロシーヴペーント其他類似ノ船底塗料	毎百斤	6.15
	ペーント 2. パテントライヤー	〃	2.80
	ペーント 3. エナメルペーント	毎百斤容器共	13.20

番號	品名	單位	稅率
	4. 其他 甲、一箇ノ重量瓦物容器共ニ六キログラム超エザルモノ	〃	6.40
	4. 其他 乙、其ノ他	毎百斤	4.95
267	バツテー、マンガンバツテー、マリングリユービツチ其他類似ノ塡充料 1. バツテー	〃	1.40
	2. マンガンバツテー	從價	三割
	3. マリングリユービツチ	〃	三割
	4. 其ノ他	〃	三割
268	封蠟	毎百斤	4.00
269	別號ニ揭ゲザル染料及顏料	從價	一割五分
270	別號ニ揭ゲザル塗料	〃	三割

第八類 絲纖繩索及同材料

本類ノ物品カ二種以上ノ纖維ヲ合ニ五十パーセント以上ノ分量ヲ以テ組織シタル絹ノ人造絹糸及ヒ交ヘザルモノニシテ全ク絹ノ百分ノ五ヲ超エザルモノ又ハ絹ノ百分ノ五ヲ超エ絹ノ重量ヲ以テ組織シタル絹ノ人造絹糸及ヒ交ヘザルモノニシテ

番號	品名	單位	稅率
275	亞麻繊絲 1. 單燃ノモノ 甲、生ノ物	毎百斤	10.75
	亞麻繊絲 1. 單燃ノモノ 乙、其ノ他	〃	11.40
	亞麻繊絲 2. 其ノ他 甲、生ノ物	〃	40.90
	亞麻繊絲 2. 其ノ他 乙、其ノ他	〃	44.90
276	英式番手七番ヲ超エタル單燃糸ヲ燃リ合セタルモノニシテ、長十メートルノ重量十二ラムヲ超エザルモノニ 1. 生ノ物	〃	40.90
	英式番手七番ヲ超エタル單燃糸ヲ燃リ合セタルモノニシテ、長十メートルノ重量十二ラムヲ超エザルモノニ 2. 其ノ他	〃	44.90
277	苧麻繊絲及ラミー繊絲 生ノ物	〃	7.80
	苧麻繊絲及ラミー繊絲 其ノ他	〃	12.00
278	苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單燃絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二ラムヲ超エザル苧麻線及ラミー線	從價	三割
279	大麻繊絲	〃	一割
280	黃麻繊絲	〃	一割
281	大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單燃糸ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二ラムヲ超エザル大麻線及黃麻線	毎百斤	27.10
282	羊毛、山羊毛及駱駝毛（カモードヲ含ムコーシタルモノヲ除ク）又ハ		無稅
	紡毛絲トハ撚リ合セタルモノヲ謂フ 甲、梳毛絲及紡毛絲トハ撚リ合セタルモノニ異ナリ番手ノ撚リタル物ヲ含ム 乙、其ノ他	從價	一割五分
	輪絲	〃	一割五分

番號	品名	單位	稅率
283	毛織絲 1. 染メルノハ染ザモ又ハ捺染セルノ 丙 1. 梳毛モノ イ、米國式番手二未滿ノモノ	毎百斤	13.20
	毛織絲 1. 染メルノハ染ザモ又ハ捺染セルノ 丙 1. 梳毛モノ ロ、其他ノモノ	〃	17.50
	毛織絲 1. 染メルノハ染ザモ又ハ捺染セルノ 丙 2. 紡毛モノ	〃	12,00
	毛織絲 2. 其ノ他	染メザルモノ又ハ捺染セザルモノノ稅率ニ二円五十錢ヲ加フ	
284	毛綿繊糸 1. 染メザルモノ又ハ捺染セサルモノ	毎百斤	9.90
	毛綿繊糸 2. 其ノ他	染メタルモノ又ハ捺染セザルモノノ稅率ニ三円ヲ加フ	
285	繭		無稅
286	眞綿	毎百斤	30.00
287	生絲（撚リタル物ヲ含ム） 1. 野蠶絲		無稅
	生絲（撚リタル物ヲ含ム） 2. 其ノ他	從價	二割
288	紡績絹織糸	〃	二割
289	絹絲	〃	二割
290	人造絹	毎百斤	87.90
291	別號ニ揭ゲザル織絲 1. 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ	從價	三割
	別號ニ揭ゲザル織絲 2. 其ノ他	〃	一割五分
292	別號ニ揭ゲザル糸	〃	三割
293	テグス	毎百斤	86.80
294	毛粉、絹粉及人造絹紛	從價	二割
295	屑又ハ故ノ纖維屑織糸及屑糸		無稅

番號	品名	單位	稅率
296	別號ニ揭ゲザル線、繩索、組紐及組繩	1. 綿製ノモノ	毎百斤	13.20
		2. 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻、マニラヘムプノ一又ハ二以上ニテ製シタルモノ	〃	6.00
		3. 其ノ他	從價	二割
297	故ノ線	繩索、組紐及組繩（トリムミンクニ屬スルモノヲ除ク）	毎百斤	0.60

第九類　布帛及布帛製品

1. 本類中布帛ナル名稱ハフエルト及編物ヲ包含スルモノトス
2. 本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ含包スルモノトス
3. 本類ノ布帛ガ二種以上ノ纖維ヲ以テ組成セラルヽ塲合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超エザル纖維ハ絹及人造絹ヲ除クノ外分類上之ヲ交ヘザルモルト看做ス
4. 織物ノ絲數ハ其絲數ノ最モ多キ部分ニ於ケル單撚糸ニ依リテ之ヲ計算ス
5. 紋織布トハ經緯各二十ヲ超エタル絲ヲ以テ一意匠ヲ組織シタルモノヲ謂フ
   前項ノ絲數ヲ計算スル塲合ニ於テ二以上ノ單撚糸ヨリ成ル撚糸又ハ引揃ヘタル糸ハ之ヲ一ト シテ計算ス

番號	品名	單位	稅率
	1. 天鵞絨プラツシユ其他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タズ甲、生地ノ物乙、其他）	毎百斤	34.00
		〃	40.00
	2. シユニル絲ヲ以テ織リタル布帛	從價	二割
	3. フランネル其他ノ起毛布	毎百斤	16.00
	4. 縮	從價	二割
	5. 搦織布	毎百斤	36.00
	6. レースヲ織込ミタル布帛	從價	二割
	7. 平織物（別項ニ揭ゲザルモノ） 甲ノ一 百一付五ヲ超エザル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ五一ヲ超エザルモノ イ、十九ヲ超エザルモノ	毎百斤	23.00
	甲ノ一 百一付五ヲ超エザル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ五一ヲ超エザルモノ ロ、二十七ヲ超エザルモノ	〃	31.00
	甲ノ一 百一付五ヲ超エザル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ五一ヲ超エザルモノ ハ、三十五ヲ超エザルモノ	〃	43.00
	甲ノ一 百一付五ヲ超エザル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ五一ヲ超エザルモノ ニ、四十三ヲ超エザルモノ	〃	57.00
	甲ノ一 百一付五ヲ超エザル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ五一ヲ超エザルモノ ホ、其他	〃	77.00
	甲ノ二 百一付ヲ超エタル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ十ラムヲ超エザルモノ イ、十九ヲ超エザルモノ	〃	11.00
	甲ノ二 百一付ヲ超エタル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ十ラムヲ超エザルモノ ロ、二十七ヲ超エザルモノ	〃	14.00
	甲ノ二 百一付ヲ超エタル絲數ノメリヤス又ハ平織ニシテ緯ノ方ケノ十ラムヲ超エザルモノ ハ、三十五ヲ超エザルモノ	〃	18.00

番號	品名			單位	稅率
		メートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	ザル物		
			二、四十三ヲ超エザル物	毎百斤	22.00
			ホ、其他	〃	28.00
	甲ノ三	百平方メートルニ付キ二十キロ瓦ヲ超エザルモノニシテ五ミリ米平方内ニ於ケル經緯數	イ、十九ヲ超エザルモノ	〃	10.00
			ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	11.00
			ハ、三十五ヲ超エザル物	〃	14.00
			二、四十三ヲ超エザル物	〃	18.00
			ホ、其他	〃	22.00
	甲ノ四	百平方メートルニ付三十キログラムヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	イ、十九ヲ超エザルモノ	〃	9.00
			ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	10.00
			ハ、三十五ヲ超エザル物	〃	12.00
			二、四十三ヲ超エザル物	〃	16.00
			ホ、其他	〃	20.00
	甲ノ五、其ノ他			〃	14.00
	乙、單ニ漂白シタル物			生地ノモノノ稅率ニ三円ヲ加フ	
	丙、其ノ他			生地ノモノノ稅率ニ七円ヲ加フ	
	8. 紋織布及繡織布（別號ニ掲ゲザルモノ）				

番號	品名			單位	稅率
298	綿織物	甲、生地ノモノ			
		甲ノ一	百平方メートルニ付キ五キログラムヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	イ、十九ヲ超エザルモノ	毎百斤	26.00
				ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	35.00
				ハ、三十五ヲ超エザル物	〃	47.00
				二、四十三ヲ超エザル物	〃	65.00
				ホ、其他	〃	88.00
		甲ノ二	百平方メートルニ付十キログラムヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	イ、十九ヲ超エザルモノ	〃	14.00
				ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	18.00
				ハ、三十五ヲ超エザル物	〃	22.00
				二、四十三ヲ超エザル物	〃	29.00
				ホ、其他	〃	36.00
		甲ノ三	百平方米ニ付キ廿キロ瓦ヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數	イ、二十七ヲ超エザル物	〃	17.00
				ロ、三十五ヲ超エザル物	〃	21.00
				ハ、四十三ヲ超エザル物	〃	27.00
				二、其他	〃	34.00

番號	品名	單位	稅率
	甲ノ四 百平方メートルニ付卅キロ瓦ヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ數 イ、二十七ヲ超エザル物	毎百斤	16.00
	ロ、三十五ヲ超エザル物	〃	20.00
	ハ、四十三ヲ超エザル物	〃	26.00
	二、其他	〃	33.00
	甲ノ五、其ノ他	〃	24.00
	乙、單ニ漂白シタル物	生地ノモノノ稅率ニ三円ヲ加フ	
	丙、其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ七円ヲ加フ	
	9. 其ノ他		
	甲、生地ノモノ		
	甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エザルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ、十九ヲ超エザルモノ	毎百斤	24.00
	ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	32.00
	ハ、三十五ヲ超エザル物	〃	44.00
	二、四十三ヲ超エザル物	〃	59.00
	ホ、其他	〃	80.00
	甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エザルモノニシ イ、十九ヲ超エザルモノ	〃	12.00
	ロ、二十七ヲ超エザル物	〃	15.00
	ハ、三十		

番號	品名	單位	稅率
	テ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 五ヲ超エザル物	毎百斤	19.00
	二、四十三ヲ超エザル物	〃	24.00
	ホ、其他	〃	30.00
	甲ノ三 百平方米ニ付廿キログラムヲ超エザル物ニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲ノ數 イ、二十七ヲ超エザル物	〃	12.00
	ロ、三十五ヲ超エザル物	〃	15.00
	ハ、四十三ヲ超エザル物	〃	20.00
	二、其他	〃	25.00
	甲ノ四 百平方米ニ付卅キログラムヲ超エザル物ニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲ノ數 イ、二十七ヲ超エザル物	〃	11.00
	ロ、三十五ヲ超エザル物	〃	13.00
	ハ、四十三ヲ超エザル物	〃	17.00
	二、其他	〃	22.00
	甲ノ五、其ノ他	〃	15.00
	乙、單ニ漂白シタル物	生地ノモノノ稅率ニ三円ヲ加フ	
	丙、其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ七円ヲ加フ	
299	亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黄麻ノ織物其ノ交織物及此等ノ纖纏ト綿トノ交織物		
	1. 天鵞絨ブラツシユ其ノ他ノバイル織物 バイルヲ切リタルト否トヲ問ハズ	從價	二割

番號	品名	單位	稅率
	2. 篩布	從價	一割五分
	3. 搦織布(篩布ヲ除ク)	〃	二割
	4. 平織布、紋織布及繡織布(別號ニ掲ゲザルモノ)		
	甲 黄麻布 五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 イ、四ヲ超エザルモノ	毎百斤	2.00
	甲 黄麻布 五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 ロ、十ヲ超エザルモノ	〃	4.00
	甲 黄麻布 五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 ハ、廿ヲ超エザルモノ	〃	7.40
	甲 黄麻布 五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 ニ、其ノ他	從價	二割
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 1. 十ヲ超エザルモノ	毎百斤	8.00
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 2. 二十ヲ超エザル物	〃	14.00
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 3. 三十ヲ超エザル物	〃	24.00
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 4. 四十ヲ超エザル物	〃	32.00
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 5. 其ノ他	〃	42.00
	乙 綿ト交織ノモノ 1. 生地ノモノ ロ、其ノ他	〃	10.00
	乙 綿ト交織ノモノ 2. 其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ八円ヲ加フ	

番號	品名	單位	稅率
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 1. 十ヲ超エザルモノ	毎百斤	10.00
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 2. 二十ヲ超エザル物	〃	18.00
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 3. 三十ヲ超エザル物	〃	32.00
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 4. 四十ヲ超エザル物	〃	44.00
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ イ 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノニテミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ糸數 5. 其ノ他	〃	56.00
	丙 其ノ他 1. 生地ノモノ ロ、其ノ他	〃	13.40
	丙 其ノ他 2. 其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ八円ヲ加フ	
	5. 其ノ他		
	丙 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノ 1. 十ヲ超エザルモノ	毎百斤	7.00
	丙 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノ 2. 二十ヲ超エザル物	〃	13.00
	丙 百平方メートルニ付四十キログラム超ザモノ 3. 二十ヲ超エザル物		

番號	品名	單位	稅率
	甲　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　1. 十超ザ物三チエル	毎百斤	22.00
	甲　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　4. 四十超ザ物チエル	〃	30.00
	甲　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　5. 其ノ他	〃	38.00
	甲　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　ロ、其ノ他	〃	9.00
	甲　綿ト交織ノモノ　2. 其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ八円ヲ加フ	
	乙　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　其ノ他　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　1. 十超ザ物チエル	毎百斤	9.00
	乙　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　其ノ他　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　2. 二十超ザ物チエル	〃	16.00
	乙　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　其ノ他　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　3. 三十超ザ物チエル	〃	29.00
	乙　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　其ノ他　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　4. 四十超ザ物チエル	〃	40.00
	乙　綿ト交織ノモノ　1. 生地モノノ　其ノ他　イ　ニテミメト平内於ル緯糸數ノシ五リ一ル方ニケ經ノノ　5. 其ノ他	〃	50.00

番號	品名	單位	稅率
	甲　綿ト交織ノモノ　2. 其ノ他　ロ、其ノ他	毎百斤	12.00
	甲　綿ト交織ノモノ　2. 其ノ他	生地ノモノノ稅率ニ八円ヲ加フ	
300	鳳梨、葛、マニラヘムプ、アゲーヴ、其ノ他ノ植物纖維、(綿、亞麻、ラミー、大麻及黄麻ヲ除ク)ノ織物及其交織物　五ミリメートル平方ニ於ケル緯絲數ノ　1. 四十超エザルモノ	毎百斤	2.00
300	鳳梨、葛、マニラヘムプ、アゲーヴ、其ノ他ノ植物纖維、(綿、亞麻、ラミー、大麻及黄麻ヲ除ク)ノ織物及其交織物　五ミリメートル平方ニ於ケル緯絲數ノ　2. 十超エザルモノ	〃	6.00
300	鳳梨、葛、マニラヘムプ、アゲーヴ、其ノ他ノ植物纖維、(綿、亞麻、ラミー、大麻及黄麻ヲ除ク)ノ織物及其交織物　五ミリメートル平方ニ於ケル緯絲數ノ　3. 廿超エザルモノ	〃	13.00
300	鳳梨、葛、マニラヘムプ、アゲーヴ、其ノ他ノ植物纖維、(綿、亞麻、ラミー、大麻及黄麻ヲ除ク)ノ織物及其交織物　五ミリメートル平方ニ於ケル緯絲數ノ　4. 其ノ他	從價	二割
301	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物　1. 天鵞絨、プラッシユ其ノ他ノパイル織物(パイル切リタルト否トヲ問ハズ)　甲、絹入ノモノ	毎百斤	180.00
301	毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物　1. 天鵞絨、プラッシユ其ノ他ノパイル織物(パイル切リタルト否トヲ問ハズ)　其ノ他	〃	50.00
	甲、毛製ノ物　イ、一平方メートル付百グラム超エザル物	〃	57.50
	甲、毛製ノ物　ロ、一平方メートル付二百瓦超エザル物	〃	70.00
	甲、毛製ノ物　ハ、一平方メートル付五百瓦超エザル物	〃	60.00
	甲、毛製ノ物　ニ、其ノ他	〃	50.00

番號	品名	單位	稅率
	乙、綿ノ毛製ノモノ イ、一平方メートルニ付百瓦ヲ超エザルモノ	毎百斤	55.00
	乙、綿ノ毛製ノモノ ロ、一平方メートルニ付二百瓦ヲ超エザル物	〃	52.50
	乙、綿ノ毛製ノモノ ハ、一平方メートルニ付五百瓦ヲ超エザル物	〃	37.50
	乙、綿ノ毛製ノモノ ニ、其ノ他	〃	22.50
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 1. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 イ、一平方米ニ付百瓦ヲ不超ノ物	〃	144.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 1. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ロ、一平方米ニ付二百瓦不超ノ物	〃	136.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 1. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ハ、一平方米ニ付五百瓦不超ノ物	〃	128.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 1. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ニ、其ノ他	〃	120.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 2. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 イ、一平方米ニ付一瓦ニ不超ノ百ノモノ	〃	188.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 2. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ロ、一平方米ニ付一瓦ニ不超ノ百ノモノ	〃	180.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 2. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ハ、一平方米ニ付一瓦ニ不超ノ百ノモノ	〃	172.00
	2. 其ノ他 甲、綿ノ毛及毛製モノ 2. 重量ノ全量百分ノ十ヲ超エザル物 ニ、其ノ他	〃	164.00
	3. 其ノ他	從價	四割

番號	品名	單位	稅率
302	馬毛布（他ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム）	從價	二割五分
303	絹織物及別號ニ揭ゲザル絹入ノ織物		
	1. 天鵞絨ブラッシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タズ） 甲、絹製ノモノ	毎百斤	520.00
	1. 天鵞絨ブラッシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タズ） 乙、其ノ他	〃	180.00
	2. 節布	從價	一割五分
304	3. 甲 絹製ノ物 イ、野蠶絲布	毎百斤	200.00
	3. 甲 絹製ノ物 ロ、其ノ他	〃	520.00
	3. 乙、其他 イ、絹ノ重量全量ノ百分ノ十ヲ超エザルモノ	〃	90.00
	3. 乙、其他 ロ、絹ノ重量全量ノ百分ノ二十五不超ノモノ	〃	180.00
	3. 乙、其他 ハ、絹ノ重量全量ノ百分ノ五十ヲ超エザルモノ	〃	280.00
	3. 乙、其他 ニ、其ノ他	〃	380.00
304	別號ニ揭ゲザル交織布 1. 天鵞絨、プラッシユ、其他パイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ不問）	〃	57.00
	別號ニ揭ゲザル交織布 2. 其ノ他	〃	37.50

番號	品名	單位	稅率
	毛タトト別ズ起シル否ヲタヤ他ノタ帛リ其似ミ布メス類編ル 1. 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	四割五分
	2. 其他 甲、一平方米瓦ヲ付ヲル百エ二超ザ物	毎百斤	68.60
	2. 其他 乙、一平方米瓦ヲ付ヲル百エ五超ザ物	〃	54.10
	2. 其他 丙、其ノ他	〃	27.00
306	レース地及網地 1. 窓掛地 甲、綿製ノモノ	〃	20.00
	1. 窓掛地 乙、其ノ他	從價	三割
	2. 蚊帳地 甲、綿製ノモノ	毎百斤	78.80
	2. 蚊帳地 乙、其ノ他	從價	三割
	3. ヴエーリング 甲、絹製又ハ絹入ノ物	毎百斤	680.00
	3. ヴエーリング 乙、其ノ他	從價	三割
	4. 漁網地及獵網地	〃	二割五分
	5. 其ノ他 甲、絹製又ハ絹入ノ物	〃	四割五分
	5. 其ノ他 乙、其ノ他	〃	三割
307	フエルト地 1. 毛製又ハ毛綿製ノモノ	毎百斤	47.40
	フエルト地 2. 其ノ他	從價	三割
308	刺繍布	〃	四割

番號	品名	單位	稅率
309	プツクバインダースクロース	毎百斤	20.00
310	トレーシングクロース	〃	64.20
311	アーチストカンヴアス	從價	三割
312	ウインドーホルランド	毎百斤	30.70
313	エンバイアクロース	〃	30.10
314	革布	〃	22.40
315	牀用油布及クノリユーム	〃	6.60
316	ルーフイングヒカンヴアス	〃	11.60
317	タードカンウアス	從價	三割
318	金剛砂布（硝子粉ヲ塗リタモノヲ含ム）	毎百斤	2.75
319	防水布 護謨ヲ塗リタルモノヲ含ム 1. 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	四割
319	防水布 護謨ヲ塗リタルモノヲ含ム 2. 其ノ他	毎百斤	57.40
320	護謨入布及護謨紐類 1. 幅八センチメートルヲ超エザルモノ 甲、絹入ノ物	〃	148.00
320	護謨入布及護謨紐類 1. 幅八センチメートルヲ超エザルモノ 乙、其ノ他	〃	86.00
320	護謨入布及護謨紐類 2. 其他 甲、織リタルモノ イ、絹人ノ物	從價	四割
320	護謨入布及護謨紐類 2. 其他 甲、織リタルモノ ロ、其ノ他	〃	三割
320	護謨入布及護謨紐類 2. 其他 乙、其ノ他 イ、絹入ノ物	〃	四割
320	護謨入布及護謨紐類 2. 其他 乙、其ノ他 ロ、其ノ他	〃	三割
321	インシユレーチングラーブ（布帛ヲ用ヰタルモノ）	毎百斤	19.60
322	ランプ心	從價	三割

番號	品名	單位	稅率
323	タイフライターリボン	從價	三割
324	手布（單製ノモノ）1. 綿製ノモノ	毎百斤	25.90
	2. 亞麻製ノモノ	〃	83.70
	3. 亞麻綿製ノモノ	〃	73.20
	4. 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割
	5. 其ノ他	〃	三割五分
325	浴布（單製ノ物）1. 綿製ノモノ	毎百斤	40.00
	2. 其ノ他	從價	三割五分
326	ブラシケット（單製ノモノ）1. 毛髮又ハ毛綿製ノ物	毎百斤	30.40
	2. 其ノ他	〃	25.80
327	旅氈（單製ノ物）1. 絹製又ハ絹入ノモノ	〃	232.00
	2. 其ノ他	〃	60.00
328	地氈（單製連製ヲ別タズ）甲、パイル織ノ物 1. 毛製又ハ毛入ノ物 1. パイル組成ルガ絲一ノ系物 イ、パチシイル切リ物	〃	36.10
	ロ、其ノ他	〃	21.40
	2. 其ノ他 イ、パチシイル切リ物	〃	44.50
	ロ、其ノ他	〃	27.20
	乙、フエルト製ノモノ	〃	17.10
	丙、其ノ他	從價	三割

番號	品名	單位	稅率
	2. 大麻製又ハ黃麻製ノモノ	從價	三割
	3. 其ノ他	〃	三割
329	テーブルクロス（單製）1. 綿製、綿大麻製又ハ綿黃麻製ノモノ	毎百斤	60.00
	2. 亞麻製又ハ綿亞麻製ノモノ	〃	80.00
	3. 毛製又ハ毛綿製ノモノ	〃	98.20
	4. 絹製、絹入ノモノ、金屬絲ヲ用ヒタルモノ又刺繡シタル物	從價	五割
	5. 其ノ他	〃	四割
330	窓掛 1. 綿製ノモノ	毎百斤	93.00
	2. 絹製、絹入ノモノノ金屬絲ヲ用ヒタルモノ又ハ刺繡シタル物	從價	五割
	3. 其ノ他（甲、レース製ノモノ）	毎百斤	39.50
	乙其ノ他	從價	四割
	1. リボン、レース、小紐、平紐、丸紐、組紐類 甲、絹製、絹入及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、又ハ鼈甲ヲ加ヘタル物	〃	五割
	乙、模造貴石、硝子珠、卑金屬ヲ加ヘタルモノ	〃	四割

番號	品名	單位	稅率
331	トリムミング　レース編ノリモハシ物其ノ他　イ、一ノ、タノ刺繍又ハ絲ヲ以テ縁取ルモノ	従價	四割
	其ノ他　ロ、其ノ他	〃	三割
	其ノ他　甲、金貴屬及金貴屬ヲ鍍金シタル金屬、石貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、鼈甲又ハ之ニ類似セル物質ヲ加ヘタルモノ	〃	五割
	其ノ他　乙、其ノ他	〃	四割
332	蚊帳	〃	四割
333	ハムモツク	〃	四割
334	漁網及獵網	〃	二割五分
335	エーアクツシヨン　1. 絹製又ハ絹入ノモノ	毎百斤	315.00
	エーアクツシヨン　2. 其ノ他	〃	124.00

番號	品名	單位	稅率
336	ドルクヨツイ及シベクトツン　1. 絹製又ハ絹入ノモノ	従價	五割
	ドルクヨツイ及シベクトツン　2. 其他　甲、羽毛ナタハ塡充シタルモノ	毎百斤	124.00
	ドルクヨツイ及シベクトツン　2. 其他　乙、其ノ他	〃	78.10
337	ホースル及機械用ベルチング（織製）　1. 綿製ノモノ	従價	二割五分
	ホースル及機械用ベルチング（織製）　2. 其他	毎百斤	24.00
338	濾過囊	従價	二割
339	ガンニー囊	毎百斤	2.55
340	故ガンニー囊		無稅
341	襤褸		〃
342	別號ニ揭ゲザル布帛	従價	三割
343	別揭ゲル布帛製品ニ號ザル　1. 絹製、絹入及貴金屬、貴金屬ヲ鍍金シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙若クハ鼈甲モシクハ之ニ類似セル物質ヲ加ヘタルモノ又ハ刺繍シタルモノ	〃	五割
	別揭ゲル布帛製品ニ號ザル　2. 其ノ他	〃	四割

第十類　衣類及同附屬品

本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ包含スルモノトス

番號	品名	單位	稅率
344	雨衣 1. 絹製又ハ絹入ノ物	從價	五割
	雨衣 2. 其ノ他	毎百斤	136.00
345	シヤーツ、フロント、カラー及カフス	〃	134.00
346	肌衣 上下ヲ別タズ 1. リース品メヤ製 甲、綿製ノ物	〃	115.00
	肌衣 上下ヲ別タズ 1. リース品メヤ製 乙、毛製又ハ毛綿製ノ物	〃	133.00
	肌衣 上下ヲ別タズ 1. リース品メヤ製 丙、絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割
	肌衣 上下ヲ別タズ 1. リース品メヤ製 丁、其ノ他	〃	四割
	肌衣 上下ヲ別タズ 2. 其他 甲、絹製又ハ絹入ノ物	〃	五割
	肌衣 上下ヲ別タズ 2. 其他 乙、其ノ他	〃	四割
347	手袋 1. 革製ノモノ	毎百斤	450.00
	手袋 2. 革ト他物トヲ以テ製シタル物（絹入ヲ除ク）	〃	179.00
	手袋 3. 綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又ハ毛綿製ノ物	〃	226.00
	手袋 4. 絹製又ハ絹入ノモノ	〃	949.00
	手袋 5. 其ノ他	從價	四割
348	足袋 1. 綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又ハ毛綿製ノ物	毎百斤	138.00
	足袋 2. 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割
	足袋 3. 其ノ他	〃	四割
349	肩掛及ビ襟巻 1. マフラー 甲、絹製ノモノ	毎百斤	853.00
	肩掛及ビ襟巻 1. マフラー 乙、絹入ノモノ	〃	530.00
	肩掛及ビ襟巻 1. マフラー 丙、其ノ他	從價	四割
	肩掛及ビ襟巻 甲、綿製、亞麻製、苧麻製、毛製又ハ毛綿製	毎百斤	159.00

番號	品名	單位	稅率
	肩掛及ビ襟巻 2. 其他 乙、絹製ノモノ	毎百斤	750.00
	肩掛及ビ襟巻 2. 其他 丙、絹入ノモノ（毛皮付又ハ羽毛入品ヲ除ク）	〃	400.00
	肩掛及ビ襟巻 2. 其他 丁、毛皮製、毛皮附、羽毛製又羽毛入ノモノ	從價	五割
	肩掛及ビ襟巻 2. 其他 戊、其ノ他	〃	四割
350	襟飾 1. 絹製又ハ絹入ノ物	毎斤	11.40
	襟飾 2. 其ノ他	〃	3.55
351	袴釣 1. 絹製又ハ絹入ノ物	毎百斤	454.00
	袴釣 2. 其ノ他	〃	102.00
352	衣服用ベルト 1. 貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠又ハ珊瑚ヲ用ヰタルモノ	從價	五割
	衣服用ベルト 2. 其他 甲、絹製又ハ絹入ノモノ	〃	五割
	衣服用ベルト 2. 其他 乙、革製ノモノ	〃	四割
	衣服用ベルト 2. 其他 丙、其ノ他	〃	四割
353	スリーヴサスペンダー及スペンダー類 1. 絹製又ハ絹入ノモノ	〃	五割
	スリーヴサスペンダー及スペンダー類 2. 金屬製ノモノ	〃	四割
	スリーヴサスペンダー及スペンダー類 3. 其ノ他	毎百斤	178.00
	1. 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル處ノ金屬、貴石、半貴石或ヒハ眞珠、珊瑚、羽毛、造花等ヲ用ヒタルモノ	從價	五割

番號	品名	單位	稅率
354	帽子及ビ帽體		
	2. 其ノ他		
	甲、製絹又絹ノ入物		
	イ、シルクハラ及オペラツトハツト	毎打	28.00
	ロ、支那帽子	從價	五割
	ハ、フード	毎打	3.80
	ニ、其ノ他	從價	五割
	乙、エトノフル製モ		
	1. 帽子	毎打	7.50
	2. 帽體		
	イ、ツルタ形クリモノ	〃	7.50
	ロ、其他		
	1. 毛ノ羊製モ	〃	9.95
	2. 其ノ他	從價	二割
	丙、パナマストロ一其ノ他類似ノ植物纖維製ノモノ	毎打	35.60
	丁、麥稈製、經木製又ハ其混製シタルモノ	〃	6.25
	戊、其ノ他		
	イ、ヘルメツト帽子	〃	9.50
	ロ、支那帽子	〃	1.15
	ハ、キヤツプ（布帛製又ハ莫大小製）	〃	3.00
	ニ、フード	〃	2.90
	ホ、其ノ他	從價	四割

番號	品名	單位	稅率
355	靴其他ノ履物		
	1. 長靴		
	甲、革製ノモノ	毎百斤	134.00
	乙、護謨製ノモノ	〃	50.00
	丙、其ノ他	從價	四割
	2. 短靴		
	甲、革製ノモノ	毎百斤	135.00
	乙、帆布製ノモノ		
	イ、革底ノモノ	〃	86.70
	ロ、其他	〃	57.80
	丙、絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割
	丁、其ノ他	〃	四割
	3. 支那靴		
	甲、絹製又ハ絹入ノモノ	毎百斤	62.50
	乙、其ノ他	〃	30.70
	4. 護謨製及被覆靴	〃	51,60
	5. スリツパー	〃	119.00
	甲、革製ノモノ	從價	五割
	乙、布帛製ノ物		
	1. 絹製又ハ絹入ノモノ	毎百斤	76.40
	2. エトノフル製モ		
	イ、革底ノ物	從價	四割
	ロ、其ノ他	〃	四割
	3. 其ノ他	〃	四割
	丙、其ノ他	〃	四割
	6. 其ノ他	〃	四割
356	靴紐		
	1. カフス鈕及シヤツ鈕	〃	四割

番號	品名	單位	稅率
257	鈕釦 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク 2. 其ノ他 甲、包鈕釦	每百斤內裝共	118.00
	乙、金屬製ノモノ	〃	34.30
	丙、陶磁器又硝子製ノモノ	〃	12.60
	丁、アイボリナツト製ノモノ（模造ノモノヲ含ム）	〃	111.00
	戊、骨製又ハ角製ノ物	〃	109.00
	巳、其ノ他	從價	四割
358	バツクフツク及アイ類 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク 1. バツクル	每百斤	14.40
	2. フツク及アイ	〃	40.80
	3. シューフツク及シューアイレツト	〃	51.30
	4. 其ノ他	從價	四割
359	身邊粧飾用細貨類	〃	五割
360	別號ニ揭ゲザ 1. 毛皮製、毛皮付、羽毛製、羽毛入、絹製、絹入及貴金屬貴金	〃	五割

番號	品名	單位	稅率
	衣類、同附屬品及其部分 屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙若クハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ又ハ刺繡シタルモノ 2. 其ノ他	從價	四割

第十一類 製紙用パルプ紙、紙製品、書籍及繪畫

番號	品名	單位	稅率
361	製紙用パルプ 1. メカニカルパルプ	每百斤	0.22
	2. 其ノ他	〃	0.27
362	印刷料紙 1. アートペーパー	〃	2.40
	2. 其ノ他 甲、有色ノモノ	〃	1.20
	乙、其他 イ、一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサル物	〃	1.00
	ロ、其ノ他	〃	2.00
363	筆記用紙	〃	3.15
364	圖畫用紙	〃	3.55
365	ブロツチングペーパー	〃	3.80
366	濾紙	〃	17.40
367	包裝用紙及燐寸用紙（チツシューペーパーヲ除ク）	〃	1.75
368	烟草用紙	〃	12.40
369	壁紙	〃	8.50

番號	品名	單位	稅率
370	板紙	每百斤	1.50
371	唐紙(各種)	從價	三割
372	模造日本紙及チツシユーペーパー	每百斤	3.25
373	模造羊皮、紙、パラフインペーパー及ワツクスペーパー 1. 金屬ノ箔若ハ粉ヲ用ヰタルモノ、押形ヲ付シタルモノ又ハ捺染シタルモノ	〃	3.85
	2. 其ノ他	〃	3.20
374	トレーシングペーパー	〃	22.00
375	リソトランスフアーペーパー	〃	36.50
376	油紙	〃	5.00
377	窓硝子用グラスペーパー	〃	57.20
378	別號未揭ノ物 1. 金屬ノ箔又ハ粉ヲ用ヒタルモノ 甲、貴金屬ヲ用ヰタルモノ	從價	三割
	乙、其ノ他	每百斤	10.90
	2. 表面ニ著色シタルモノ 甲、押付ヲ付シタルモノ	〃	4.95
	乙、其ノ他	〃	3.30
	3. 捺染シタルモノ 甲、押形ヲ付シタルモノ	〃	5.30
	乙、其ノ他	〃	4.10
	4. 其ノ他 甲、縮揉シタル物	〃	12.70
	乙、其ノ他	從價	二割五分

番號	品名	單位	稅率
379	ペーパーレース及ビペーパーボーダー 1. 金屬ノ箔又ハ ヲ用ヰシモノ	每百斤	37.80
	2. 其ノ他	〃	9.50
380	白紙帳簿 1. 唐紙製ノモノ	〃	9.00
	2. 其他 1. 紙表裝ノ物	〃	25.30
	2. 其他 2. 其ノ他	〃	47.80
381	書式類	〃	16.40
382	書狀用紙(箱入ノモノ)	從價	三割
383	封筒 1. 箱入ノモノ(書狀用紙共ノ物ヲ含ム	每百斤箱共	19.60
	2. 其ノ他	每百斤	15.10
384	アルバム 1. 革表裝ノモノ	從價	五割
	2. 布帛表裝 甲、絹製又ハ絹入ノモノ	每百斤	48.90
	乙、其ノ他	〃	50.00
	3. 紙表裝ノモノ	〃	15.30
	4. 其ノ他	從價	四割
385	テストペーパー	〃	二割
386	寫眞用パラタペーパー、雞卵紙及感光紙 1. パラタイペーパー	每百斤內裝共	19.30
	2. 雞卵紙	〃	85.60
	3. プロマイトペーパー及プラチナムペーパー	〃	134.00
		〃	80.50
	4. 其ノ他	從價	四割
387	カーボンペーパー	每百斤	27.30
388	金剛砂紙(硝子紙ヲ塗リタルモノヲ含ム)	〃	2.00

番號	品名	單位	稅率
389	レーベル	毎百斤	35.20
390	骨牌	〃	113.00
391	寫眞	從價	五割
392	書畫 1. 印刷シタルモノ	毎百斤	39'30
	書畫 2. 其ノ他		無稅
393	カードカレンダー及ブロツクカレンダー	從價	三割
394	繪葉書	毎百斤	52.40
395	クリスマスカード類	從價	五割
396	書籍、習字本、習畫本、樂譜、新聞、雜誌、其他別號ニ掲ゲザル印刷物		無稅
397	設計圖		〃
398	地圖、海圖及學術圖		〃
399	紙幣、銀行券、利札、株券、其他ノ有價證券		〃
400	屑紙		〃
401	別號ニ掲ゲザル紙製品及パルプ製品	從價	四割

第十二類　礦物及礦物製品

番號	品名	單位	稅率
402	シリカンド、クオルツサンド其他別號未掲ノ砂及礫 著色シタル物	從價	二割
	シリカンド、クオルツサンド其他別號未掲ノ砂及礫 其ノ他		無稅
403	フリント		〃
404	バミストーン（粉狀ノモノヲ含ム）		〃

番號	品名	單位	稅率
405	金剛砂、コランダムサンド、トクポク其他類似ノ研磨用礦物材料		無稅
406	バスブリツク	毎百斤	0.45
407	メタルポクシユ（別號ニ掲ゲザル物） 1. 泥狀ノ物	毎百斤容器共	5.00
	メタルポクシユ（別號ニ掲ゲザル物） 2. 其ノ他	毎百斤	2.60
408	砥石 1. 人造ノモノ	〃	9.00
	砥石 2. 其他 甲 オイルストーン、ウエツトストン其他類似ノ物	〃	27.90
	砥石 2. 其他 乙. 其ノ他	從價	一割
409	ストレート及別號未掲ノストレート製品 1. 工ヲ加ヘザルモノ		無稅
	2. 其ノ他 甲 研磨セサル物又ハ彫刻無物 イ、屋背用板	毎百斤	0.20
	2. 其ノ他 甲 研磨セサル物又ハ彫刻無物 ロ、其他	從價	一割
	2. 其ノ他 乙、其ノ他	〃	四割
410	リングラフイツクストーン 1. 工ヲ加ヘザルモノ		無稅
	リングラフイツクストーン 2. 其ノ他	毎百斤	0.50
411	ボルト、カーボナード其他黑色ダイヤモンド		無稅
412	貴石	從價	五分
413	半貴石及別號ニ掲ゲザル半貴石製品 1. 切ラサルモノ又ハ磨カザルモノ	〃	二割
	半貴石及別號ニ掲ゲザル半貴石製品 2. 其ノ他	〃	五割

番號	品名		單位	稅率
414	石及石製品	別號ニ揭ゲザル物		無稅
		1. 工ヲ加ヘサルモノ又ハ不正形ニ割リタルモノ		
		2. 其他 甲、研磨セ又ハ刻セザルモノ	從價	一割
		2. 其他 乙、其ノ他	〃	四割
415	琥珀及琥珀製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	1. 工ヲ加ヘザル物	〃	二割
		2. 其ノ他	〃	五割
416	屑琥珀		〃	無稅
417	メーアシヤウム（人造メーアシヤム及ビ同製品）	1. 工ヲ加ヘザル物	〃	二割
		2. 其他	〃	四割
418	石絨及別號ニ揭ケザル石絨製品	1. 塊、塊粉及纖維狀ノモノ	毎百斤	0.70
		2. 絲	〃	6.00
		3. 板	〃	1.70
		4. 其ノ他	〃	10.30
419	雲母及別號ニ揭ゲザル雲母製品	1. 塊及粉		無稅
		2. 甲 著色セザル又ハ粧飾セザル物		〃
		2. 乙、其ノ他	從價	三割
		3. 板ヲ貼リ合セタルモノ又ハ布紙等ヲ貼リ付タルモノ	毎百斤	30.00
		4. 其ノ他	從價	三割

番號	品名		單位	稅率
420	滑石及ソープストーン（粉狀ノモノヲ含ム）			無稅
421	燐礦石			〃
422	カイナイト、キーゼライト、カーナライト其他類似ノ鹽類			〃
423	石豪	1. 燒カザルモノ	毎百斤	0.06
		2. 其ノ他	〃	0.30
424	石豪製品		從價	四割
425	クリオライト			無稅
426	粘土			〃
427	石墨			〃
428	石墨製品（別號未揭ノモノ）	1. 坩堝	毎百斤	6.15
		2. 其ノ他	從價	三割
429	石炭			無稅
430	コークス		九一萬斤	5.60
431	磚炭		從價	一割
432	ポートランドセメント、ローマンセメント、ブジラナセメント其他類似ノ水硬セメント		毎百斤	0.30
433	セメント製品	1. 磨カサル物塗ラサル物又ハ彩色セサル物	從價	三割
		2. 其ノ他	〃	四割
434	ドロマイト及マグネサイト（燒キタルト否トヲ別タズ）		〃	無稅
435	別號ニ揭ゲザル礦物及礦物製品	1. 工ヲ加エザル物	〃	五分
		2. 其他 甲（粉碎シタル物又ハ）燒キタル物	〃	一割
		2. 其他 乙 其ノ他	〃	三割

第十三類　陶磁器及硝子製品

番號	品名	單位	稅率
436	煉瓦（セメント製ノモノヲ除ク）1. 耐火煉瓦	每百	0.45
	2. 其他 甲、釉藥又ハ彩料ヲ施セシ物	從價	二割
	乙、其他 イ、孔ヲ穿チシ物	〃	二割
	乙、其他 ロ、其他	〃	二割
437	瓦（粘土製ノモノ）1. 釉藥又ハ彩料ヲ施シタルモノ	每百斤	3.10
	2. 其ノ他	〃	1.90
438	耐火性粘土製品（別號ニ揭ゲザル物）1. 坩堝	〃	3.00
	2. 瓦斯レトルト	從價	二割
	3. ノツズル及ストツパー	〃	二割
	4. 其ノ他	〃	二割
439	別號ニ揭ゲザル物 1. 貴金屬又貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヰタル物	〃	五割
	2. 其ノ他	〃	四割
440	陶磁器ノ破片		無稅
441	硝子塊	〃	一割
442	硝子粉	〃	一割
443	硝子棒及硝子管	每百斤	7.00

番號	品名	單位	稅率
444	硝子板 1. 無色平面ノ物 甲、厚四ミリ米不超ノ物 イ、一平方米不超ノ物	每百平方メートル	11.80
	甲、厚四ミリ米不超ノ物 ロ、其ノ他	〃	18.40
	乙、其他 イ、千平方センチ米不超ノモノ	〃	56.30
	乙、其他 ロ、其ノ他	〃	142.00
	2. 鍍銀シタル物 甲、千平方センチ米ヲ超エザル物	〃	139.00
	乙、其ノ他	〃	159.00
	3. 有色著色又ハ砂磨ノモノ 條付ノモノエンポツスシタル物其他類似品ヲ除ク 甲、一平方米ヲ超エザル物	〃	29.30
	乙、其ノ他	〃	33.20
	4. 條付ノモノ、エンポツスシタルモノ其ノ他類似ノモノ	〃	29.70
	5. 其ノ他	從價	二割五分
445	金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板	每百平方メートル	55.20
446	舷窓用硝子(緣ナキモノ)	每百斤	7.00
447	スカイライトグラス	從價	二割五分
448	眼鏡用硝子(切リタルモノ)	〃	三割

番號	品名	單位	稅率
449	光學用ノレンス及プリウム（縁又ハ柄ナキモノ：1. 磨カサル物 / 2. 其ノ他）	從價	二割
		〃	三割
450	顯微鏡用デツキグラス	毎千箇	1.60
451	顯微鏡用オブゼクトグラス	〃	1.40
452	寫眞用乾板（1. 現象セサルモノ / 2. 其ノ他）	毎百斤共	20.10
		從價	四割
453	眼鏡（1. 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ鼈甲ノ縁又ハ柄ヲ有スルモノ）	〃	五割
	（2. 其ノ他）	〃	四割
454	硝子鏡（1. 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヒタルモノ）	〃	五割
	（2. 其ノ他）	〃	四割
455	硝子珠玉及硝子珠（模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム）	〃	四割
456	屑硝子		無稅
457	別號ニ揭ケザル硝子製品（1. 貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ニ用ヒタルモノ）	〃	五割
	（2. 其ノ他）	〃	四割

第十四類　鑛及金屬

番號	品名	單位	稅率
458	鑛		無稅

番號	品名	單位	稅率
459	白金（1. 塊、錠、竿及板）	毎斤	44.00
	（2. 線）	〃	193.00
	（3. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ））	從價	五分
460	金（1. 塊、錠、粒、板及帶）	從價	無稅
	（2. 管及線）	〃	二割
	（3. 箔）		三割
	（4. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ））		無稅
461	銀（1. 塊、錠、板及帶）	從價	無稅
	（2. 管及線）	〃	二割
	（3. 箔）		三割
	（4. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ））		無稅
	1. 塊及錠（甲、銑鍊）	毎百斤	0.10
	（乙、スピーゲルアイゼン）	〃	0.16
	（丙、フエロマンガニース）	〃	0.25
	（丁、フエロシリコン及シリコスピーゲルアイゼン）	〃	0.20
	（戊、フエロクローム、フエロニツケル、フエロアルミニユーム、其他不可鍛性鐵合金）	從價	五分
	己其他（イ、インゴツト、ブルーム、ビレツト及スラツブ）	毎百斤	0.50
	（ロ、ケツグスチール及バンブー）	〃	0.60

番號	品名	單位	稅率
	ス、チール		
	ハ、其ノ他	從價	七分五厘
	2. 條及竿、テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有ス物ヲ含ム)	每百斤	0.60
	3. ワイヤロツト(卷キタルモノ)	〃	1.00
	4. 板 甲、金屬ヲ鍍セザル物 1. 有絞ノモノ	〃	0.70
	2. 波形ノモノ	〃	1.35
	3. 其他 イ、厚〇、ヒミリメートルヲ、コエザルモノ	〃	0.40
	3. 其他 ロ、厚一、五ミリメートルヲ超エザルモノ	〃	0.75
	3. 其他 ハ、其ノ他	〃	0.60
	4. 板 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物 1. 錫鍍品 葉鐵及ビ葉鋼 イ、尋常ノモノ	〃	0.90
	1. 錫鍍品 葉鐵及ビ葉鋼 ロ、晶鍍有紋其他ノ物	〃	2.35
	2. 電鍍シタル物 波形ト否トヲ別タス	〃	2.00
	3. 其ノ他	從價	二割

番號	品名	單位	稅率
462	鐵 5. 線 甲、金屬ヲ鍍セザル物 イ、徑一、五ミリメートルヲ不超ノモノ	每百斤	1.15
	5. 線 甲、金屬ヲ鍍セザル物 ロ、其他	〃	1.00
	5. 線 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物 1. 電鍍シタル物 イ、徑一、五ミリ米ヲ不超ノ物	〃	1.35
	5. 線 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物 1. 電鍍シタル物 ロ、其ノ他	〃	1.20
	5. 線 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物 2. 錫鍍シタルモノ	從價	二割
	5. 線 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物 3′ 其ノ他	〃	二割
	6. リードワイヤ	每百斤	1.85
	7. リボン	〃	1.50
	8. 帶 箍鐵 甲、金屬ヲ鍍セザルモノ	〃	0′50
	8. 帶 箍鐵 乙、卑金屬ヲ鍍シタル物	從價	一割
	9. バラゴンワイヤ 甲、金屬ヲ鍍セザルモノ	每百斤	4.10
	9. バラゴンワイヤ 乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	二割
	10. 線索及撚合線(卑金屬ヲ鍍シタルト否トヲ不別)	每百斤	6.00

番號	品名	單位	稅率
	11. バーブドツウイストワイヤ	毎百斤	2.20
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 甲、金屬ヲ鍍セザル物 1. エルボー及ジヨイント イ、不可鍛性ノ物	〃	2.40
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 甲、金屬ヲ鍍セザル物 1. エルボー及ジヨイント ロ、其ノ他	〃	2.80
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 甲、金屬ヲ鍍セザル物 2. 其他 イ、鑄タル物	〃	1.00
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 甲、金屬ヲ鍍セザル物 2. 其他 ロ、抽キタルモノ	〃	2.30
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 甲、金屬ヲ鍍セザル物 2. 其他 ハ、其ノ他	〃	1.10
	12. 箇及管別號未掲ノモノ 乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	二割
	13. 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	毎百斤	0.18
463	アルミニユーム 1. 塊、錠及粒	〃	3.20
	アルミニユーム 2. 條芋及板	〃	18.50
	アルミニユーム 3. 線及管	從價	二割
	アルミニユーム 4. 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	〃	五分
	1. 塊及錠	毎百斤	1.20
	2. 條及竿	〃	8.90
	3. 板	〃	9.90

番號	品名	單位	稅率
464	銅 4. 線 甲、金屬ヲ鍍セザル物 イ、徑〇、五ミリメートル不超ノモノ	毎百斤	13.10
	4. 線 甲、金屬ヲ鍍セザル物 ロ、其ノ他	〃	9.50
	4. 線 乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ	〃	14.20
	5. 撚合絲	從價	二割五分
	6. 筒及管 甲、金屬ヲ鍍セザルモノ	毎百斤	14.80
	6. 筒及管 乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	二割五分
	7. 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	毎百斤	1.30
465	鉛 1. 塊及錠	〃	0.40
	2. 板	〃	1.80
	3. 茶鉛		無稅
	4. 線、紐及帶	〃	2.80
	5. 管	〃	2.45
	6. 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	〃	0.30
466	錫 1. 塊及錠	〃	3.75
	2. 板、線及管	從價	二割
	3. 箔	毎百斤	22.50
	4. 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從價	五分
	1. 塊及錠、粒	毎百斤	0.70
	甲、ニツケルヲ鍍シタルモノ	〃	4.80
	乙、エナメルベーント、ウアニツシ	從價	二割

番號	品名	單位	稅率
467	亞鉛 2. 板 ユ 漆等ヲ塗リタルモノ		無稅
	亞鉛 2. 板 丙 其他 イ、厚〇、二五ミリメートルヲ超エザル物		無稅
	亞鉛 2. 板 丙 其他 ロ、其ノ他	毎百斤	2.95
	亞鉛 3. 線及管	從價	二割
	亞鉛 4. 屑及故（改造用ニノミ適スルモノ）	毎百斤	0.40
468	ニッケル 1. 塊及錠粒	〃	4.75
	ニッケル 2. 條竿及板	〃	24.00
	ニッケル 3. 線及管	從價	二割
	ニッケル 4. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	〃	二五分
469	水銀及蒼鉛		無稅
470	安知母尼及ビ硫化安知母尼 1. 塊及錠		〃
	安知母尼及ビ硫化安知母尼 2. 屑及故（改造用ノミニ適スル物）		〃
471	眞鍮及青銅 1. 塊及錠	從價	一割
	眞鍮及青銅 2. 條及竿	〃	7.55
	眞鍮及青銅 3. 板	〃	8.30
	眞鍮及青銅 4. 線	〃	9.90
	眞鍮及青銅 5. 箇及ビ管 甲、金屬ヲ鍍セザルモノ	〃	12.90
	眞鍮及青銅 5. 箇及ビ管 乙、卑金屬ヲ鍍セルモノ	〃	14.90
	眞鍮及青銅 6. 箔	〃	32.90
	眞鍮及青銅 7. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ	〃	2.25

番號	品名	單位	稅率
472	日耳曼銀 1. 塊及錠	從價	一割
	日耳曼銀 2. 條竿及板	毎百斤	14.60
	日耳曼銀 3. 線及管	從價	二割
	日耳曼銀 4. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	〃	一割
473	鐵	毎百斤	5.20
474	バビツツメタル其他ノアンチフリクシヨンメタル 1. 塊及錠	〃	4.80
	バビツツメタル其他ノアンチフリクシヨンメタル 2. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	從價	一割
475	鍍金銀シタル金屬 1. 鍍金線	毎百斤	194.00
	鍍金銀シタル金屬 2. 鍍銀線	〃	81.60
	鍍金銀シタル金屬 3. 其ノ他	從價	四割
476	前記ノ金屬ニ別號ニシテ揭ゲザル金屬ノ形狀及別號ニシテ揭ゲザルモノ 1. 塊、錠及粒	〃	一割
	前記ノ金屬ニ別號ニシテ揭ゲザル金屬ノ形狀及別號ニシテ揭ゲザルモノ 2. 條竿（テー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スル物ヲ含ム）板、紐、帶、線、筒及管	〃	二割
	前記ノ金屬ニ別號ニシテ揭ゲザル金屬ノ形狀及別號ニシテ揭ゲザルモノ 3. 線及索撚合線	〃	二割五分
	前記ノ金屬ニ別號ニシテ揭ゲザル金屬ノ形狀及別號ニシテ揭ゲザルモノ 4. 箔	〃	二割五分
	前記ノ金屬ニ別號ニシテ揭ゲザル金屬ノ形狀及別號ニシテ揭ゲザルモノ 5. 屑及故（改造用ノミニ適スルモノ	〃	一割

第十五類　金屬製品

番號	品名	單位	稅率
477	釘、リベット螺旋釘、牝牡螺旋釘類（貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク）		
	1. 鐵釘 甲、金屬ヲ鍍セザルモノ	每百斤	1.25
	1. 鐵釘 乙、其他	〃	2.55
	2. 銅釘	〃	15.60
	3. 鐵螺旋釘	〃	4.55
	4. 眞鍮螺旋釘及青銅螺旋釘	〃	25.50
	5. 鐵牝牡螺旋釘及ワッシヤー	〃	2.00
	6. 鐵リベット	〃	1,40
	7. ドツグスパイク（鐵製ノモノ）	〃	1.45
	8. ブーツプロテクタ（鐵製ノ物）	〃	5.60
	9. 其ノ他	從價	二割五分
478	ベルトフアツスナー（別號ニ揭ゲザルモノ） 1. 鐵製ノモノ	每百斤	9.00
	2. 其ノ他	從價	二割五分
479	金屬網 1. 織リタルモノ 甲、鐵製ノモノ（電鍍シタルト否トヲ不別）	每百斤	13.50
	乙、銅製、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ（エンドレスノ物ヲ除ク）	〃	34.10
	丙、其ノ他	從價	二割五分
	2. 其他 甲、鐵製品（電鍍シタルト否トヲ不別）	每百斤	3.70
	乙、其ノ他	從價	三割

番號	品名	單位	稅率
480	リベツテツトチユーブ（鐵製ノモノ）	從價	二割五分
481	フレキシブルチユーブ 1. 鐵製ノ物	每百斤	13.90
	2. 其ノ他	從價	二割
482	鐵道建設用材料（別號ニ揭ゲザルモノ） 1. レール	每百斤	0.80
	2. ボーグプルレー	〃	1.80
	3. ターンテーブル及同部分品	〃	2.55
	4. フイツシユプレート、タイプレート及スリーパー	〃	1.10
	5. 其ノ他	從價	二割五分
483	電線支柱及電線支架用材料（別號未揭ノモノ） 1. 電線支柱及同部分品	每百斤	1.85
	2. 其他 甲、鐵製ノ物	〃	4.35
	2. 其他 乙、其ノ他	〃	14.00
484	家屋、橋梁、船舶、船渠等建設材料（別號未揭）	〃	1.90
485	瓦斯ホールダー、液體タンク及同部分品（鐵製）	〃	1.95
486	絶緣電線 1. 金屬ヲ以テ鎧裝シタルモノ 甲、海底電信線及海底電話線		無稅
	乙其他 イ、インヂアラツパー又ハガタパーチヤヲ用ヒタルモノ	〃	11.00
	乙其他 ロ、其ノ他	〃	5.50
	甲、フンキシブルコード イ、絹ヲ用ヒタル物	從價	二割五分
	甲、フンキシブルコード ロ 其ノ他	每百斤	19.00

番號	品名	單位	稅率
	2. 其他 乙 其他 イ、アヲタヒヤ用ヲチーパーパーインヂガツ又ハ	毎百斤	14.50
	2. 其他 乙 其他 ロ、其ノ他	從價	二割五分
487	漁用錨	毎百斤	3.80
488	錨（鐵製ノモノ）	〃	1.95
489	鏈 別號未揭ノ物 1. 貴金屬ヲ用井貴金屬ヲ鍍シタルモノ又ハ	從價	五割
	鏈 別號未揭ノ物 2. 其他 甲、鐵製ノ物 イ、アーンエーギリチン	〃	二割五分
	鏈 別號未揭ノ物 2. 其他 甲、鐵製ノ物 ロ、其ノ他	毎百斤	2.00
	鏈 別號未揭ノ物 2. 其他 乙、其ノ他	從價	三割
490	機械用チエンベルチング	〃	三二割
491	懷中時計用鏈、眼鏡用鏈、其ノ他身邊粧飾用鏈 1. 金製又ハ白金製ノモノ	〃	五割
	懷中時計用鏈、眼鏡用鏈、其ノ他身邊粧飾用鏈 2. 鍍金シタルモノ	毎斤	18.00
	懷中時計用鏈、眼鏡用鏈、其ノ他身邊粧飾用鏈 3. 其ノ他	從價	五割
	金ヲ井ニ貴金屬用タルモノ又ハコック及 1. 卑金屬ヲ鍍シタルモノ 甲、イ、一箇ノ重量百瓦エキロヲ超ユルモノ	毎百斤	8.00

番號	品名	單位	稅率
492	金ヲ貴屬鍍タルヲシテ除クヴアルヴ類 2. 其ノ他 鐵製品 ロ、一箇ノ重量百瓦エキロヲ超ユルモノ	毎百斤	6.95
	金ヲ貴屬鍍タルヲシテ除クヴアルヴ類 2. 其ノ他 鐵製品 ハ、其ノ他	從價	二割五分
	金ヲ貴屬鍍タルヲシテ除クヴアルヴ類 2. 其ノ他 乙、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	毎百斤	25.80
	金ヲ貴屬鍍タルヲシテ除クヴアルヴ類 2. 其ノ他 丙、其ノ他	從價	三割
493	螺鉸、ハツト及フック、戸、家具窓等ニ用ヰル金具 1. 貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ	〃	五割
	螺鉸、ハツト及フック、戸、家具窓等ニ用ヰル金具 2. 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	〃	三割五分
	螺鉸、ハツト及フック、戸、家具窓等ニ用ヰル金具 3. 其他 甲、鐵製ノ物	毎百斤	6.40
	螺鉸、ハツト及フック、戸、家具窓等ニ用ヰル金具 3. 其他 乙、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	〃	30.70
	螺鉸、ハツト及フック、戸、家具窓等ニ用ヰル金具 3. 其他 丙、其ノ他	從價	三割
494	鎖及鎗 1. 貴金屬ヲ用井シ貴金屬ヲ鍍セシ物又ハ	〃	五割
	鎖及鎗 2. 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	〃	三割五分
	鎖及鎗 3. 其他 甲、鐵製ノモノ	毎百斤	11.20
	鎖及鎗 3. 其他 乙、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ	〃	51.40
	鎖及鎗 3. 其他 丙、其ノ他	從價	三割
495	白金製ノ坩堝及皿	毎斤	208.00

番號	品名	單位	稅率
496	工具、農具及部品、(別號ニ掲ゲザル物) 匠具同分		
	1. 鐵砧	每百斤	2,55
	2. 鐵槌	〃	4.00
	3. レンチ	〃	12.60
	4. パイプカツター及ラツチエツト	〃	15.90
	5. トングハニツパー及プライヤー 甲、一箇ノ重量五キログラムヲ超エザルモノ	〃	22.10
	5. トングハニツパー及プライヤー 乙、其ノ他	從價	二割
	6. ヴアイス	每百斤	5.15
	7. 柄ニ嵌入スヘキ部分ヲ除キタル長 甲、十センチメートルヲ超エザル物	〃	27.90
	7. 柄ニ嵌入スヘキ部分ヲ除キタル長 乙、廿センチメートルヲ超エザル物	〃	13.00
	7. 柄ニ嵌入スヘキ部分ヲ除キタル長 丙、卅センチメートルヲ超エザル物	〃	9.70
	7. 柄ニ嵌入スヘキ部分ヲ除キタル長 丁、其ノ他	〃	8.50
	8. オーガー	〃	12.50
	9. ストツク及ダイス又ハスクリユープレート	每百斤箱共	20.10
	10. シヨウエル及スクープ 甲、有柄ノモノ	每百斤	4.10
	10. シヨウエル及スクープ 乙、其他	〃	2.10

番號	品名	單位	稅率
	11. 其ノ他	從價	二割
497	ドリル、ビツト、リーマー、及スクリユータイプ(柄又ハ枠ヲ有セサルモノ)	〃	二割
498	スクリユーツヤツク	每百斤	7.80
499	刄物 別號ニ掲ゲザルモノ 1. 貴金屬ヲ用井タルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	五割
	1. 貴金屬ヲ用井タルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ 甲、ポツトナイフ イ、柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用井タルモノ又ハ琺瑯ヲ施シタルモノ	每百箇	20.90
	1. 貴金屬ヲ用井タルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ 甲、ポツトナイフ ロ、其ノ他	〃	6.85
	2. 其ノ他 乙、テーブルナイフ イ、柄ニ象牙、眞珠貝若ハ鼈甲ヲ用井タルモノ又ハ琺瑯ヲ施シタルモノ	〃	47.40
	2. 其ノ他 乙、テーブルナイフ ロ、其ノ他	〃	4.65
	2. 其ノ他 丙、剃刀 イ、有柄ノモノ	從價	22.80
	2. 其ノ他 丙、剃刀 ロ、其ノ他	〃	四割
	2. 其ノ他 丁、刄劍	〃	四割
	2. 其ノ他 戊、其ノ他	〃	四割

番號	品名	單位	稅率
500	テーブルフオーク及スプーン　1. 貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ニ施シタルモノ	從價	五割
	2. 其他　甲、フオーク	毎百箇	4.90
	2. 其他　乙、スプーン	毎百斤	50.20
501	コルクスクリユー	〃	17.20
502	罎口用キヤプシユール	毎千箇	0.35
503	クラウンコルク	毎グロス	0.10
504	カートリツヂケース（金屬製ノモノ）	毎百斤	40.00
505	縫針、編針、留針類（身邊粧飾用ノモノヲ除ク）　1. 手縫用針	〃	50.50
	2. 縫衣機用針	〃	464.00
	3. メリヤス機用針	〃	18.00
	4. 其ノ他	從價	三割
506	筆噛　1. 金製ノモノ	〃	五割
	2. 其ノ他	毎グロス	0.10
507	コツピープレツス	毎百斤	4.70
508	呼鈴及車用警鈴	〃	44.00
509	自轉車喇叭	毎百箇	13,50
510	截肉器	毎百斤	12.60
511	珈琲粉碎器	〃	13.50
512	アイスクームフリーザー	〃	13.00
513	製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋	〃	2.00

番號	品名	單位	稅率
514	ストープ　1. 鑄鐵製ノ物　甲、琺瑯ヲ施シタルモノ	毎百斤	13.70
	1. 鑄鐵製ノ物　乙、其ノ他	〃	13.40
	2. 其ノ他	從價	四割
515	ラヂエートル　1. 鑄鐵製ノモノ	毎百斤	6.65
	ラヂエートル　2. 其ノ他	從價	四割
516	寢臺及同部分品	毎百斤	8.85
617	金庫及貨幣匣	從價	四割
518	キヤツシユレヂスター、計算機、ナムバーリングマシン、デーチングマシン、チエツクパーフオレーター其他類似ノモノ及同部分品	〃	二割五分
519	タイプライター及同部分品	毎百斤	94.00
520	貨幣　1. 金銀貨幣		無稅
	貨幣　2. 其他　甲、本邦通貨		無稅
	貨幣　2. 其他　乙、其ノ他	從價	一割
521	貴金屬製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	五割
522	銅製品、眞鍮製品及ビ靑銅製品（別號未揭ノモノ）　1. 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	〃	四割
	2. 其ノ他	毎百斤	48.00
523	アルミニユム製品（別號ニ揭ケザルモノ	〃	92.00

番號	品名	單位	稅率
524	鐵製品（別號ニ掲ゲザル物） 1. 琺瑯ヲ施シタルモノ	每百斤	12.70
	2. 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	四割
	3. 其ノ他 甲、鑄製ノモノ イ、一箇ノ重量五キログラム超エザルモノ	每百斤	9.60
	3. 其ノ他 甲、鑄製ノモノ ロ、一箇ノ重量五十キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	6.60
	3. 其ノ他 甲、鑄製ノモノ ハ、其ノ他	〃	4,50
	3. 其ノ他 乙、其他 イ、一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	〃	12.00
	3. 其ノ他 乙、其他 ロ、一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサル物	〃	7.50
	3. 其ノ他 乙、其他 ハ、其ノ他	〃	5.00
525	別號ニ掲ゲザル金屬製品	從價	四割

第十六類　時計、學術器、鈧砲、車輛、船舶及機械類

番號	品名	單位	稅率
	1. 金側又ハ白金 甲、徑四十ミリメートルヲ不超ノ物 イ、シリンダー機械品	每箇	10.50
	1. 金側又ハ白金 甲、徑四十ミリメートルヲ不超ノ物 ロ、其ノ他	〃	10.90

番號	品名	單位	稅率
526	懷中時計 側ノモノ 乙、其ノ他 イ、シリンダー機械ノ物	每箇	15.50
	懷中時計 乙、其ノ他 ロ、其ノ他	〃	15.90
	2. 銀側又ハ鍍金側ノモノ 甲、徑四十ミリメートル不超ノモノ イ、シリンダー機械ノ物	〃	0.95
	2. 銀側又ハ鍍金側ノモノ 甲、徑四十ミリメートル不超ノモノ ロ、其ノ他	〃	1.35
	2. 銀側又ハ鍍金側ノモノ 乙、其ノ他 イ、シリンダー機械ノ物	〃	1.10
	2. 銀側又ハ鍍金側ノモノ 乙、其ノ他 ロ、其ノ他	〃	1.50
	3. 其ノ他 甲、シリンダー機械ノモノ	〃	0.70
	3. 其ノ他 乙、其ノ他	〃	1.10
	1. 側 オチラヲ着シノ含ウツグス附セモヲム 甲、金製又白金製ノ物 イ、徑四十ミリ米ヲ超エザル物	〃	10.00
	1. 側 甲、金製又白金製ノ物 ロ、其ノ他	〃	15.00
	1. 側 乙、銀製又鍍金製ノ物 イ、徑四十ミリ米ヲ超エザル物	〃	0.45
	1. 側 乙、銀製又鍍金製ノ物 ロ、其ノ他	〃	0,60
	1. 側 丙、其ノ他	〃	0.20

番號	品名	單位	稅率
527	懷中時計部分品 2. ムーヴメント（甲、シリンダー機械モノノ板針者字指附シ物ム含文及ヲセヲ）	毎箇	0.50
	乙、其ノ他	〃	0.90
	3. 撥條	毎百箇	0.60
	4. 鬚撥條	〃	0.35
	5. 文字板	〃	1.20
	6. ワオツチグラス	毎百斤	58.60
	7. 石（機械用ノモノ）	從價	一割五分
	8. 其ノ他	〃	四割
528	置時計及掛時計	〃	四割
529	フオツチノ他時計マンスクロツク其ヲ記錄スル時計	〃	三割
530	置時計、掛時計、タロウマロ他（1. ムーヴメント（甲、オンツ他記時物ウマロノヲチクル其刻スノ用ツスク時錄計 1、一箇量ロ超ルノ一重キヲサ瓦エ物）乙、ク及チク其ヲ一クツスオンツク刻時）	毎百斤	78.40

番號	品名	單位	稅率
	記錄スル時計部分品 乙、其他（ロ、一箇ノ重量ロ超ルキヲザ十瓦エ物 ハ、其ノ他）	毎百斤	45.90
	2. 撥條	從價	四割
	3. 鬚撥條	斤百斤	12.60
	4. 其ノ他	毎斤	1.60
531	クローメーター及同部分品（懷中用ノモノヲ除ク）	從價	四割
532	鍼盤及同部分品（航海用ノモノ）	〃	二割
533	雙眼鏡及隻眼鏡（1. プリズムヲ用井タルモノ 2. 其ノ他）	〃	二割
534	望遠鏡（1. 一箇ノ重量一キログラム未滿ノ物 2. 其ノ他）	毎斤	15.00
535	顯微鏡及同部分品	〃	3.00
536	直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、ピツツスクリユーゲージ、シツクネスゲージ、メーターバイルノクロメーター、デイヴアエモダー、シヴ其他類似（1. 木製ノ物 2. 金屬製ノ物 3. 布製帛品（甲、一有スケヲ物 乙、其ノ他） 4. 其ノ他）	毎百斤	102.00
		從價	二割
		〃	二割
		毎百斤	40.80
		〃	69.70
		〃	69.30
		〃	47.80
		從價	二割

番號	品名	單位	稅率
537	衡器 錘ノ有無不別 1. 臺秤 甲、一箇ノ重量四十キロ瓦未滿品	毎百斤	12.00
	衡器 錘ノ有無不別 1. 臺秤 乙、一箇ノ重量四百五十キロ瓦未滿ノ物	〃	7.50
	衡器 錘ノ有無不別 1. 臺秤 丙、其ノ他	〃	5.15
	衡器 錘ノ有無不別 2. 其ノ他	從價	二割
538	衡量部分品及錘	〃	二割
539	瓦斯計 1. 一箇ノ重量十キログラムヲ超エザル物	毎百斤	22.00
	瓦斯計 2. 一箇ノ重量五百キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	18.00
	瓦斯計 3. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザル物	〃	10.00
	瓦斯計 4. 一箇ノ重量一萬キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	6.00
	瓦斯計 5. 其ノ他	〃	4.00
540	水量計 1. 一箇ノ重量十キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	33.00
	水量計 2. 一箇ノ重量五十キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	19.00
	水量計 3. 一箇ノ重量百キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	14.00
	水量計 4. 其ノ他	〃	7.00
541	寒暖計 1. 體溫計（ケースノ有無ヲ不問）	毎百斤共ケース	116.00
	寒暖計 2. 其ノ他	從價	二割
542	晴雨計 1. バログラフ	〃	二割
	晴雨計 2. アネロイドバロメーター	毎百斤	63.40
	晴雨計 3. 其ノ他	從價	二割

番號	品名	單位	稅率
543	アンペアメータ及ヴオルトメータ	毎百斤	62.50
544	ワットメーター	〃	39.90
545	壓力計（ヴアキユアムゲージヲ含ム）	〃	46.40
546	タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンインヂイングーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーター其他類似ノモノ	從價	二割
547	電池 1. 蓄電池	從價	二割
	電池 2. 乾電池	毎百斤	13.80
	電池 3. 其他	從價	二割五分
548	電池部分品 電氣用カーボンヲ除 1. エレクトロード	〃	二割
	電池部分品 電氣用カーボンヲ除 2. 其ノ他	〃	二割五分
549	醫療器オーソペヂツクインストルーメント及同部分品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	二割
550	製圖器測量器及同部分品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	二割
551	理化學器及同部分品（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	二割
552	幻燈器、活動寫眞器及同部分品	〃	五割
553	寫眞器	〃	五割
554	寫眞器部分品 1. レンズ	〃	三割
	寫眞器部分品 2. 其ノ他	〃	五割
555	蓄音器	〃	五割

番號	品名	單位	稅率
556	蓄音器部分品及附屬品 1. 樂譜用ノ板及圓筒 甲、樂譜入ノモノ	每百斤	74.30
	乙、其ノ他	〃	57.40
	2. 其ノ他	從價	五割
557	樂器 1. ピアノ	每百斤	34.40
	2. オルガン	〃	23.10
	3. 手風琴	〃	30.00
	4. 其ノ他	從價	四割
558	樂器部分品及附屬品 1. オルガンリード	每百斤	28.00
	2. ピアノピン（弦捲用ノモノ）	〃	3.00
	3. 其ノ他	從價	四割
559	電信器、電話機及同部分品（別號ニ揭ゲザルモノ	〃	二割
560	銃砲及同部分品 1. 小銃	每個	7.40
	2. 拳銃	〃	1.40
	3. 其ノ他	從價	四割
561	鐵道車輛（別號ニ揭ゲザルモノ）	〃	三割
562	鐵道機關車部分品、鐵道機關車用炭水車部分品其他ノ鐵道車輛部分品、（別號未揭品） 1. 車輛及車軸 甲、機關車用ノ物	每百斤	2.40
	乙、其ノ他	〃	1.50
	2. タイヤー	〃	1.50
	3. バツフアー及スプリング	〃	3.00
	4. 電氣車用調整機	〃	8.00
	5. 其ノ他	從價	二割

番號	品名	單位	稅率
563	自働車	從價	五割
564	自働車部分品（原動力機ヲ除ク）	〃	三割
565	自轉車 1. 機關付ノモノ	每箇	93.60
	2. 其ノ他	〃	16.00
566	自轉車用部分品（原動力機ヲ除ク） 1. タイヤ	每百斤	114.00
	2. リム、スポーク、ニツプル、及マツドガード	〃	18.10
	3. ハンドルバー、サツドル、ペタル、鏈、スプロツケツト、ウイール、ハツブ（ブレーキ付ノモノヲ除ク）及ローラーブレーキ	〃	31.40
	4. コースターブレーキ、キーアケース、フリーウイール及ヴアルプ	〃	97.10
	5. 其ノ他	從價	四割
567	別號ニ揭ケサル車輛及同部分品	〃	四割
568	船舶 1. 機械力又ハ帆ヲ以テ運航スルモノ（噸數ヲ以テ積量ヲ計算セサルモノ） 甲、船齡十年ヲ超エザルモノ	總噸數每噸	15.00
	乙、其ノ他	〃	10.00
569	汽鑵	每百斤	3.70

番號	品名	單位	稅率
570	汽鑵部分品同附屬品（別揭ニゲザルモノ） 1. メカニカルストーカー	毎百斤	4.25
	2. フランジドボイラープレート及コルゲーテッドボイラーファネスチューブ	〃	2.45
	3. 其ノ他	從價	二割五分
571	フユーエルエコノマイザー	毎百斤	1.60
572	フイードウオーターヒーター	〃	7.10
573	鐵道及鐵道用機關車機關車炭水車 1. 機關車 甲、汽力ニ依ルモノ	〃	7.60
	1. 機關車 乙、其ノ他	〃	9.20
	2. 炭水車	從價	二割
574	蒸汽機關車（軌條不要ノモノ） ポータブルエンジン及スチームローラードローラー	毎百斤	5.20
575	スチームタービン	從價	二割
576	蒸汽機關車（別揭ニゲザルモノ） 1. 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	16.00
	2. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	9.00
	3. 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザルモノ	〃	8.00

番號	品名	單位	稅率
	機關（ルモノ） 4. 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	6.00
	5. 一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エザルモノ	〃	4.40
	6. 其ノ他	〃	4.00
577	瓦斯機關石油機關熱氣機關 1. 一箇ノ重量百キログラムヲ超エザルモノ	〃	30.00
	2. 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エザル物	〃	20.00
	3. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	9.00
	4. 一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超エザル物	〃	7.00
	5. 其ノ他	〃	5.00
578	ウオーターピン及ペルトンウイール 1. 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザルモノ	〃	26.00
	2. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	9.00
	3. 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザルモノ	〃	8.00
	4. 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エザルモノ	〃	7.00
	5. 其ノ他	〃	5.40

番號	品名		單位	稅率
579	發動機 電動機 變壓機 及發電子	1. 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	26.00
		2. 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エザルモノ	〃	16.00
		3. 一箇ノ重量百キログラムヲ超エザルモノ	〃	14.00
		4. 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エザル物	〃	13.00
		5. 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザルモノ	〃	12.00
		6. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	10.00
		7. 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザルモノ	〃	9.00
		8. 其ノ他	〃	7.00
	1. スチームタービント結合シタルモノ		從價	二割
		甲、一箇ノ重量二百五十キロ瓦ヲ超エザルモノ	毎百斤	15.20
		乙、一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザルモノ	〃	10.60
		丙、一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	10.20

番號	品名			單位	稅率
580	原動力機ト結合シタル發電機	2. 氣關結シルノ蒸機ト合タモ	丁、一箇ノ重量二千五百キロ瓦ヲ超エザル物	毎百斤	8.80
			戊、一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザル物	〃	8.40
			己、一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エザル物	〃	7.20
			庚、一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エザル物	〃	6.40
			辛、一箇ノ重量十萬キログラムヲ超エザル物	〃	5.40
			壬、其ノ他	〃	5.20
		3. 斯關油關ハ氣關結セ物瓦機ト機又蒸機ト合シ	甲、一箇ノ重量二百五十キロ瓦ヲ超エザル物	〃	17.60
			乙、一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザル物	〃	10.60
			丙、一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	10.20
			丁、一箇ノ重量二千五百キロ瓦ヲ超エザル物	〃	8.20
			戊、一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザル物	〃	6.60
			己、其ノ他	〃	5.80
		4. 其ノ他		從價	二割

番號	品名	單位	稅率
581	別號ニ掲ゲザル原動力織	從價	二割
582	ブロツク及チエーングロツク 1. 木製ノモノ	〃	三割
	2. 其他 甲、一箇ノ重量五キログラムヲ超エザル物	〃	三割
	乙、其ノ他	毎百斤	5.50
583	クレーン 1. 原動力機ト結合シタルモノ	〃	4.20
	2. 其ノ他	〃	3.90
584	キヤプスタンウインチ、ウインドラス其他別號ニ掲ゲザルワインヂングマシン 1. 原動力機ト結合セシ物 甲、一箇ノ重量千キロ瓦ヲ超エザルモノ	〃	8.00
	乙、一箇ノ重量五千キロ瓦ヲ超エザル物	〃	6.00
	丙、其ノ他	〃	5.00
	2. 其ノ他	〃	3.85
585	浚渫機械 1. 組立テサルモノ	〃	5.00
	2. 其ノ他	從價	二割
586	バワーハンマー 1. 汽力ニ依ル物 甲、一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エザル物	毎百斤	3.65
	乙、其ノ他	〃	2.40
	2. 其ノ他	從價	二割
587	空氣アンモニア其他氣體ノ壓搾機	毎百斤	7.10

番號	品名	單位	稅率
588	縫衣機 1. 脚部ヲ有セサルモノ（縫衣機ノ頭部ヲ含）	毎百斤	16.30
	2. 其ノ他	〃	11.10
589	縫衣機部分品及附屬品（針ヲ除ク） 1. 鑄鐵製ノ物	〃	6.70
	2. 其ノ他	從價	二割五分
590	潜水器及同部分品 1. 潜水衣	毎個	15.00
	2. 其ノ他	從價	二割
591	喞筒 別號ニ掲ゲザル物 1. 鐵製ノ物 甲、一箇ノ重量百キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	12.00
	乙、一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザル物	〃	9.00
	丙、一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザル物	〃	8.00
	丁、一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エザル物	〃	7.00
	戊、一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エザル物	〃	6.00
	巳、其ノ他	〃	4.60
	2. 其ノ他	從價	二割
592	インゼクター及エゼクター 1. 鐵製ノモノ	毎百斤	9.00
	2. 其ノ他	〃	58.60
593	送風機	從價	二割

番號	品名		單位	稅率
594	水壓機	1. 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	9.00
		2. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	〃	8.00
		3. 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザルモノ	〃	7.00
		4. 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エザルモノ	〃	5.00
		5. 其ノ他	〃	4.00
595	ニウマチツクツール		〃	52.30
596	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械 ローリングマシン、ド（ローイングマシン、ネールメーキングマシン、モールヂングマシン、フランヂングマシン、ベンチングマシン、クベソチンクマシン等ヲ含ム）	1. 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エザルモノ	〃	37.50
		2. 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エザルモノ	〃	22.50
		3. 一箇ノ重量百キログラムヲ超エザルモノ	〃	14.30
		4. 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エザルモノ	〃	12.80
		5. 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エザルモノ	〃	11.30

番號	品名		單位	稅率
		6. 一箇ノ重量千キログラムヲ超エザルモノ	毎百斤	9.80
		7. 一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超エザルモノ	〃	6.80
		8. 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エザルモノ	〃	6.00
		9. 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エザルモノ	〃	3.80
		10 其ノ他	〃	3.50
597	紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械織布準備機械及撚糸製造機械（シンニングマシン、スコアリングマシン、バンドクングマシン等ヲ含ム）		〃	4.15
598	織布機	1. 金屬製ノモノ	〃	2.40
		2. 其ノ他	從價	一割五分
599	織布整理機械		毎百斤	4.80
600	メリヤス機械	1. 一箇ノ重量五百キロ瓦未滿ノモノ	〃	24.00
		2. 其ノ他	〃	12.00
601	絲布染色機械（捺染機械ヲ含ム）絲布漂白機械及マーセライジングマシン		從價	一割五分

番號	品名	單位	稅率
602	製紙機械及製紙準備機械、製糖用ノ甘蔗壓搾機、糖汁加熱機、糖汁空氣攪拌機、糖汁濾過機、糖汁清淨用瓦斯發生機、糖汁蒸發機、結晶機、廢汽冷却機及其附屬排氣喞筒分蜜機及其附屬水壓喞筒、砂糖乾燥機及骨炭再燒機	從價	一割五分
603	印刷機械 1. 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エザルモノ	〃	二割
	印刷機械 2. 其ノ他	毎百斤	5.90
604	別號ニ揭ゲザル機械	從價	二割
	1. ウイール 鐵製ノ物 甲、齒車	毎百斤	6.40
	1. ウイール 鐵製ノ物 乙、其ノ他	〃	5.40
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 1. 彫刻ノモノ イ、一箇ノ重量五キログラム超ザルモノ	從價	二割
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 1. 彫刻ノモノ ロ、一箇ノ重量五キログラム超百ラエザルモノ	毎百斤	10.70
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 2. 其他 イ、一箇ノ重量五キログラム超百ラエザルモノ	〃	9.50
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 2. 其他 ロ、一箇ノ重量五キログラム超百ラエ千ラエザルモノ	〃	5.80
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 2. 其他 ハ、其ノ他	〃	4.30
	1. ウイール 甲、鐵製ノモノ 2. ローラー		

番號	品名	單位	稅率
605	機械部分品(別號未揭ノ物) 乙、銅製、眞鍮製又ハ青銅製ノ物 1、彫刻シタルモノ	毎百斤	21.20
	機械部分品(別號未揭ノ物) 乙、銅製、眞鍮製又ハ青銅製ノ物 ロ、其ノ他	〃	10.90
	機械部分品(別號未揭ノ物) 丙、銅眞鍮又ハ青銅ヲ者セシモノ	從價	二割
	機械部分品(別號未揭ノ物) 丁、其ノ他	〃	二割
	機械部分品(別號未揭ノ物) 3. シリンダカツター及ギーアカツター	毎百斤	130.00
	機械部分品(別號未揭ノ物) 4. 機械用鋸	〃	11.10
	機械部分品(別號未揭ノ物) 5. 紡績用及撚糸用スピンドル及フライヤー(鐵製ノモノ)	〃	20.60
	機械部分品(別號未揭ノ物) 6. 紡績用及撚糸用トラベラー 甲、鐵製ノモノ	毎百斤共	28.40
	機械部分品(別號未揭ノ物) 6. 紡績用及撚糸用トラベラー 乙、其ノ他	〃	43.90
	機械部分品(別號未揭ノ物) 7. 紡績用及撚糸用スピンドル 甲、木製ノモノ	毎百斤	11.30
	機械部分品(別號未揭ノ物) 7. 紡績用及撚糸用スピンドル 乙、其ノ他	從價	二割
	機械部分品(別號未揭ノ物) 8. カードカン 甲、金屬製ノモノ	毎百斤	4.10
	機械部分品(別號未揭ノ物) 8. カードカン 乙、其ノ他	從價	二割
	機械部分品(別號未揭ノ物) 9. カードクローシングヲ用ヒシ皮革物 甲、其ノ他	毎百斤	28.00
	機械部分品(別號未揭ノ物) 9. カードクローシングヲ用ヒシ皮革物 乙、其ノ他	〃	24.80
	機械部分品(別號未揭ノ物) 10. 杼	〃	12.80
	機械部分品(別號未揭ノ物) 11. 筬(金屬製ノモノ)	〃	12.50

番號	品名	單位	稅率
	12. 製紙用フエルート(エンドレスノモノ)	毎百斤	45.00
	13. 製紙用金網(エンドレスノモノ)	〃	25.60
	14. 其ノ他	從價	二割

第十七類 雜品

番號	品名	單位	稅率
606	コブラ		無稅
607	フノリ、石花菜及アイクツシユモツス		無稅
608	麥稈、藁、パナマストロー、椰葉、藺、芫、葦、蔓、楊條其他類似ノモノ 1. 漂白、染色又ハ著色シタルモノ	從價	一割
	2. 其ノ他	〃	五分
609	籐 1. 割ラザルモノ		無稅
	2. 其ノ他	毎百斤	1.50
610	竹	從價	二割
611	コルク及コルク製品 1. 樹皮		無稅
	2. 板	從價	一割
	3. 栓及輪 1. コルクノミノ製品	毎百斤	9.30
	2. 其ノ他	從價	四割
	4. 屑及故		無稅
	5. 其ノ他	〃	二割

番號	品名	單位	稅率
612	木材 1. 單ニ切リ挽キ、ハリ又割リタル物 甲、花梨木、鐵ア木、黄楊木、紅木、紫檀及黑檀	毎百斤	0.50
	乙、リグチムヴアイタ	〃	無稅
	丙、チーキ	毎立方米	4.20
	丁、マホガニー	從價	一割
	戊、オーク	〃	五分
	己、バイン、フーシー 1. 長二十センチメートル幅七センチメートル厚七ミリメートルヲ超ヱザルシダー		無稅
	2. イ、厚六十五ミリメートルヲ超ヱザルモノ	毎立方米	3.10
	ロ、其ノ他	〃	1.80
	庚、桐	毎百斤	0'90
	辛、椶櫚竹	〃	1.90
	壬、其ノ他	從價	一割五分
	2. 其ノ他 甲、經木	〃	二割五分
	乙、木粉	〃	二割
	丙、其ノ他	〃	二割五分

番號	品名	單位	稅率
613	蓮草心及蓮草紙	從價	二割五分
614	フイルターマツス（植物質ノモノ）	毎百斤	6.8)
615	薪材	從價	一割
616	木炭	〃	一割五分
617	骨炭	毎百斤	0.40
618	白熱電燈球用フイクメント	從價	二割
619	電氣用カーボン（別號ニ揭ゲザルモノ）	毎百斤	8.30
620	スパルテリー	從價	三割
621	稈眞麥眞田眞麥及木稈經麥、田、稈田 1. 稈眞麥眞田眞麥及木稈經麥、田、稈田出 甲、幅六、五ミリメートルヲ超エザルモノ	毎百斤	102.00
	乙、幅一〇ミリメートル超エ一〇ミリメートルヲ超エザルモノ	〃	17.40
	丙、其ノ他	〃	7.65
	2. 其ノ他	從價	三割
622	蓆 1. 包蓆 使織ノ材料ニ植物繊維ニ非ザル以外ノ繊維ヲ用ヒ帛ス以外ノ布シノモノ		無稅
	2. 其他 甲、蘭蓆	毎百斤	3.20
	乙 イ、連製モノ	〃	7.40
	乙 ロ、其ノ他	〃	8.75
	丙、其他	從價	三割五分

番號	品名	單位	稅率
623	麥稈、藁、パナマストロー、椰葉、藺、莞、莖、竹、籐、蔓、楊條、其他類ノモノノ製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	從價	四割
624	傘柄、杖、鞭及其手 1. 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノ	〃	五割
	2. 其ノ他	〃	四割
625	傘 1. 絹製又ハ絹入ノモノ	〃	五割
	2. 其ノ他	〃	四割
626	木製品 別號未揭ノモノ 1. 金貴屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、鼈甲ヲ用ヒタルモノ	〃	五割
	2. 其ノ他 甲、花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀ノ製品	毎百斤	13.10
	乙其ノ他 イ、額緣及天井緣	〃	8.10
	乙其ノ他 ロ、曲木椅子（藤ヲ強クタルモノ）	〃	13.70
	乙其ノ他 ハ、管	從價	二割五分
	乙其ノ他 ニ、釘	〃	二割五分
	乙其ノ他 ホ、其ノ他	〃	四割
627	タードフエルト、タードペーパー、其他類似品（屋背、船底等ニ用ユルモノニシテ	毎百斤	2.25

番號	品名	單位	稅率
	タールアスファルト樹脂等ヲ施シタルモノ)		
628	ボイラーフエルト	從價	二割
629	1. インチアラツパー液	毎百斤容器共	18.10
	2. インジアラツパーベスト、レクレームドインチアラツパー、其ノ他ヴアルカニゼーションヲ施サザルインヂアラツパー	從價	二割
	3. デンタルラツパー	毎百斤	75.80
	1. 塊	從價	二割
	2. 竿及細工品ガバチ製別ニゲルインアラツパー製及タイヤ品(號揭ザル物)		
	イ、金屬絲織着挿物ノ金屬、帛、ハ附ハシ又ヲ又セ布、繻維シ入	毎百斤	8.65
	ロ、其ノ他	從價	二割
	3. 板		
	イ、金屬絲織着挿物ノ金屬、帛、ハ附ハシ又ヲ又セ布、繻維シ入	毎百斤	7.40
	ロ、其ノ他		
	1. 厚サ一ミリメートル超ヘルエ物ノ一チザ	〃	95.60
	2. 其ノ他	〃	50.30

番號	品名	單位	稅率
	4. 管		
	甲、帙質ノモノ		
	イ、金屬內外裝物ノ金屬テハ鎧ヲ以テ又ハヲ側タルシ側	毎百斤	15.30
	ロ、1. 帛、繻、絲、若ハ維ノ布織物、纖維著ハシ附若ハヲシ入ハ又ハ挿ヲ屬入ハシ金挿タル物	〃	13.80
	2. 其ノ他	〃	93.20
	5. 帶(機械用)ノモノ	〃	22.20
	6. 絲、リンドグツツブンソヤスツハリ及ン		
	イ、金屬、帛、繻、絲、纖維著ハ附又入セモヲノシ挿	〃	15.30
	ロ、其ノ他	〃	55.60
	4. 其ノ他		
	7. 字消護謨	〃	24.90
	8. ウオーターポツトル	〃	48.50
	9. チーツ	毎百斤共裝內	132.00
	10. マツト及マツチング	從價	三割

番號	品名	單位	稅率
	乙、其ノ他 11. 其ノ他	從價	四割
	乙、其ノ他 1. 塊、條竿及板	每百斤	35.40
	乙、其ノ他 2. 管	〃	38.90
	乙、其ノ他 3. リングワッシヤー	〃	43.70
	乙、其ノ他 4. 櫛	每百斤内外裝共	157.00
	乙、其ノ他 5. 其ノ他	從價	四割
630	層及故ノインヂアラッパー及ガタパーチヤ（改造用ノミニ適スルモノ）		無稅
651	ハードファイバー（竿、板及管ノ類）	每百斤	11.40
632	セリユロイド及同製作品（別號ニ掲ゲザルモノ） 1. 塊、條、帶、竿、板及管ノ類	〃	42.50
632	セリユロイド及同製作品（別號ニ掲ゲザルモノ） 2. 櫛	每百斤内外裝共	63.60
632	セリユロイド及同製作品（別號ニ掲ゲザルモノ） 3. 其ノ他	從價	四割
633	ガラス及同製作品 別號ニ掲ゲザル物 1. 塊、條、帶、竿、板及管ノ類	每百斤	29.60
633	ガラス及同製作品 別號ニ掲ゲザル物 2. 其ノ他	從價	四割
634	ブラッシュ及筆 1. 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ鼈甲ヲ用井タルモノ	〃	五割
634	ブラッシュ及筆 2. 其ノ他	〃	四割

番號	品名	單位	稅率
635	ランプ、燈及部分品同 1. 安全燈	每百個	73.00
635	ランプ、燈及部分品同 2. 舶燈	從價	三割
635	ランプ、燈及部分品同 3. 白熱電氣球 甲、カーボンフイラメント用ヒシ物 イ、二チザノ三十燭光エモ超ルモ	每百箇	8.90
635	ランプ、燈及部分品同 3. 白熱電氣球 甲、カーボンフイラメント用ヒシ物 ロ、其ノ他	〃	21.00
635	ランプ、燈及部分品同 3. 白熱電氣球 乙、其ノ他	從價	四割
635	ランプ、燈及部分品同 4. ソツケツト及シエードホールダー	每百斤	64.60
635	ランプ、燈及部分品同 5. 瓦斯マントル	每百個	6.30
635	ランプ、燈及部分品同 6. 其ノ他	從價	四割
636	寫眞用フイルム 1. 感光性ノモノ	每百斤内外裝共	1.00
636	寫眞用フイルム 2. 現象シタル物	〃	8.25
636	寫眞用フイルム 3. 其ノ他	從價	四割
637	ゼラチンペーパー	〃	三割
638	造花（模造ノ葉、果實ヲ含ム）及部分品	〃	五割
639	化粧具匣	〃	五割
640	ビリヤード、テニス、クリツケツト、將棋其他、遊戲具及同部分品附屬品	〃	五割
641	翫具	〃	五割
642	雛形		無稅
643	飼料 家畜用ノモノ 1. 乾草	每百斤	0.18
643	飼料 家畜用ノモノ 2. 其ノ他	從價	五分

番號	品名	單位	稅率
644	麩	每百斤	0.30
645	米糠	〃	0.06
646	肥料（油糟、食用ニ適セサル乾魚、骨粉、血粉、骨灰、鳥糞、過燐酸石灰等）		無稅
647	別號ニ掲ゲザル物品 1. 未製品	從價	一割
	別號ニ掲ゲザル物品 2. 其他 甲、貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタルモノノ金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ	〃	五割
	別號ニ掲ゲザル物品 乙、其他	〃	四割

〔備考〕 從量稅率ノ單位ハ圓トス

關稅法

目次

第一章 關稅ノ賦課及徵收……107
第二章 船舶……108
第三章 貨物……110
第一節 總則……110
第二節 輸出輸入及積戻……111
第三節 回漕……112
第四節 郵便物……113
第五節 收容……113
第四章 稅關官吏ノ職權……114
第五章 異議及訴願……115
第六章 罰則……117
第七章 犯則事件ノ調査及處分……118
第八章 補則……120

關稅法

第一章 關稅ノ賦課及徵收

第一條 輸入貨物ニハ關稅定率法ニ依リ關稅ヲ課ス但シ條約ニ於テ特別ノ協定アル貨物ハ其協定ニ依ル通過ノ爲輸入スル貨物ニハ關稅ヲ課セス但シ輸入ノ際擔保トシテ稅金ニ相當スル金錢其ノ他ノ有價物ヲ提供スヘシ

第二條 輸入貨物損傷シタル爲減稅ヲ請フ者アルトキハ輸入免許前ニ限リ相當ノ減稅ヲ爲スコトヲ得

第三條 關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハルヽ法規ニ從ヒ徵收ス但シ收容貨物ニシテ公賣ニ付スルモノハ關稅ハ公賣ノ日ニ於テ行ハルヽ法規ニ從ヒ徵收ス

第四條 關稅ハ輸入申告者ヨリ之ヲ徵收ス但シ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル關稅ハ犯則者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條 關稅未納ノ貨物ハ其關稅ノ擔保トス關稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第六條 擔保ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ關稅ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ關稅及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス

第七條 關稅ノ徵收權ハ貨物輸入ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因テ消滅ス但シ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル關稅ノ徵收權ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 關稅ノ過誤納ニ因テ生スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因テ消滅ス

第九條 前二條ノ期限內ニ爲シタル納稅告知若ハ仕拂請求ハ時效ヲ中斷ス

第二章 船舶

第十條 外國貿易船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ稅關ニ入港屆ヲ爲シ積荷目錄、艙口申告書、船用品目錄及旅客氏名表ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書及仕出港ノ出港免狀若クハ之ニ代ルヘキ書類ヲ預クヘシ

第十一條 沿海通航船外國貨物船卸ノ爲開港ニ入港シ

タルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ其ノ貨物ノ積荷目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目錄ヲ提出シタル後ニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 外國貿易船開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ稅關ニ出港屆ヲ爲シ出港免許ヲ受クヘシ

第十四條 外國貿易船貨物ノ積卸ヲ爲サスシテ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ出港スルトキハ第十條及第十三條ノ規定ヲ適用セス

第十五條 沿海通航船外國貨物ヲ積載シテ開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ其ノ貨物ノ積荷目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ積荷目錄ハ貨物ノ船卸ヲ爲スヘキ地ヲ異ニスル每ニ之ヲ調製スヘシ

第十六條 積荷目錄ハ其ノ提出ノ時ヨリ二十四時以內ニ限リ稅關ノ認許ヲ得テ之ヲ訂正補足スルコトヲ得

第十七條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ズ但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 外國貿易船ハ不開港ニ出入スルコトヲ得ス但シ海難其他已ムヲ得サル事故アルトキハ此ノ限リニ在ラス

外國貿易船前項但書ノ事故ニ因リ不開港ニ入港シタ

ルトキハ船長ハ直ニ其ノ事由ヲ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ屆出ツヘシ

第十九條 左ニ揭ク外國貨物ヲ不開港ヨリ開港ニ回漕セントスル船舶ノ船長ハ稅關官吏稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ノ認許ヲ受クヘシ

一 假ニ陸揚シタル貨物

二 運航ノ自由ヲ得サル船舶ニ積載セル貨物

三 難破貨物

第二十條 前條ノ貨物ヲ積載シ來リタル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時間以內ニ認許證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十一條 外國貿易船船用品ヲ積入レントスルトキハ船長ハ稅關、稅關ノ設置ナキ地ニ於テハ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ

第二十二條 稅關官吏職務ノ爲船舶ニ乘込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第二十三條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶ヲ謂フ

第三章 貨物

第一節 總則

第二十四條 貨物ハ開港ニ由ルノ外輸出若ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 遭難船舶ノ修繕救援若ハ救助ノ費用其他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲貨物ヲ賣却スルトキ

二 遭難船舶ニ積載セル損傷貨物若ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三 遭難船舶若ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四 遭難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第二十五條 貨物ノ檢查ヲ開始シタル後ハ貨物ニ關スル申告書ノ訂正補足ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ヲ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取、發送ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 稅關ニ送致シ若ハ陸揚シタル貨物ノ取扱ハ總テ稅關長ノ指揮ニ從フヘシ

第二十八條 貨物ノ陸揚船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ハ稅關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外稅關ニ於テ定メタル場所ニ由ルヘシ

第二十九條 輸出シタル貨物ハ外國貨物トシ輸入シタル貨物ハ內國貨物トス

第三十條 貨物ニ關スル本法ノ規定ハ船用品ニ之ヲ適用セス

第二節 輸出、輸入及積戻

第三十一條 貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢查ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ但シ第二十四條但書ノ場合ニ於テハ稅關官吏、稅關官吏現場ニ在ラサルトキハ收稅官吏ニ申告シ其ノ檢查及免許ヲ受クルコトヲ得

第三十二條 輸入申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ但シ

當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スルコト能ハサル理由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ノ外輸入申告書ニ仕入書ヲ添付セサルトキハ關稅ノ賦課ニ關シ異議ヲ申立テ若ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得ス

第三十三條 通過ノ爲貨物ノ輸入ヲ爲サントスルトキハ之ヲ輸出スヘキ地ヲ異ニスル毎ニ其ノ目錄ヲ提出スヘシ

第三十四條 輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取リ若ハ通過ノ爲發送スルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得稅金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 通過ノ爲輸入シタル貨物ノ運送ハ關稅通路ニ由ルヘシ關稅通路ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 運送人ハ通過貨物ニ關シ職務ヲ執行スル官吏ニ對シ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十七條 輸出貨物ハ輸出免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第三十八條 外國貨物ノ積戻ニハ總テ輸出ニ關スル規定ヲ準用ス但シ假ニ陸揚シタル貨物ノ積戻ハ此ノ限リニ在ラス

第三節 回漕

第三十九條 內外國貨物ヲ外國貿易船ニ又ハ外國貨物ヲ沿海通航船ニ積載シ開港間ニ回漕セントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢查ヲ經テ回漕免許ヲ受クヘシ

第四十條 前條ノ回漕貨物ハ回漕免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第四十一條 第三十九條ノ回漕貨物船卸ヲ爲スヘキ地ニ到達シタルトキハ貨物ノ檢查ヲ受クヘシ

第四節 郵便物

第四十二條 郵便物中關稅ヲ課スヘキ物品アルトキハ稅關ハ其ノ稅金額ヲ郵便局ヘ通知スヘシ

第四十三條 關稅ヲ課スヘキ郵便物ヲ受取ラントスル者ハ郵便局ニ申出テ其ノ關稅ヲ納付スヘシ

前項ノ關稅ハ印紙ヲ以テ納付スヘシ

第四十四條 郵便物ノ關稅ハ郵便物ヲ名宛人ニ交付スル場合ノ外之ヲ課セス

第四十五條 第一條第二項但書、第二十四條、第二十六條、第三十一條乃至第三十五條及第三十七條乃至第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第五節 收容

第四十六條 船積ノ爲稅關ニ送致シ若クハ陸揚シタル貨物ハ其ノ送致若ハ陸揚ノ時ヨリ七十二時以內ニ引取、船積、發送又ハ保稅倉庫ニ庫入ヲ爲サヽルトキハ稅關ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得

第四十七條 貨物ヲ收容シタルトキハ三日以內ニ其ノ旨ヲ揭示スヘシ

第四十八條 貨物收容ノ解除ヲ得ントスル者ハ稅關ニ申告シ其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用及數料ヲ納メ免許ヲ受クヘシ

第四十九條 前條ノ免許ヲ受ケタル時ヨリ四十八時以

內ニ貨物ノ引取、船積、發送又ハ保稅倉庫ニ庫入ヲ爲サヽルトキハ前條ノ申告及免許ハ無效トス

第五十條 貨物收容ノ日ヨリ六箇月以內ニ第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ稅關ハ其ノ記號、番號、種類、箇數ヲ公告スヘシ

前項公告ノ日ヨリ一箇月以內ニ仍第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ貨物ヲ競賣ニ付シ關稅、數料其ノ他其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ供託スヘシ

第五十一條 收容貨物腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前條ノ期限ニ拘ラス公告シテ之ヲ競賣ニ付スルコトヲ得但シ公告スルノ暇ナキトキハ競賣シタル後之ヲ公告スヘシ

第五十二條 收容貨物ヲ競賣ニ付スルモ買受人ナキトキハ適宜之ヲ處分スルコトヲ得

第四章 稅關官吏ノ職權

第五十三條 稅關長ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ船車ノ出發ヲ差止メ又ハ進行ヲ停止スルコトヲ得

第五十四條 稅關長ハ必要ト認ムルトキハ船舶若ハ貨物ニ關スル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第五十五條 稅關長ハ運送貨物ニ對シ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 稅關長ハ必要ト認ムルトキハ輸出入貨物ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第五十七條 稅關官吏ハ船車ニ乘込ミ監督上必要ノ處

分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 稅關官吏ハ必要ト認ムルトキハ貨物ヲ檢查若クハ封鎖シ又ハ船車倉庫其ノ他貨物ノ藏置場ヲ封鎖スルコトヲ得

第五十九條 稅關長ハ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ海軍ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 前條ノ請求アリタルトキハ海軍艦船長ハ船舶ニ對シ進行停止ノ命令ヲ爲スコトヲ得前項ノ命令ヲ受ケタル船舶進行ヲ停止セサルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ兵力ヲ用ウルコトヲ得

第五章 異議及訴願

第六十一條 關稅ノ賦課ニ關スル稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ十日以內ニ文書ヲ以テ稅關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ貨物ヲ引取リタル後ハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條 前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ稅關長ハ文書ヲ以テ之ヲ判定シ異議申立人ニ之ヲ交付スヘシ但シ第六十三條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條 從價稅ヲ課スヘキ貨物ノ課稅價格ニ關スル異議ヲ不當ト認ムルトキハ稅關長ハ申告價格ニ其ノ百分ノ五ヲ加ヘタル價格ヲ以テ其ノ貨物ヲ買上ルカ若ハ評價人ヲシテ評價セシムヘシ

評價人ノ評價額一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ評價價格トス

第六十四條 評價人ハ四人ニシテ二人ハ稅關長之ヲ命

シ二人ハ異議者之ヲ選定ス但シ左ニ揭ク者ハ評員人タルコトヲ得ス

一 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若クハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

二 第七十四條乃至第七十六條ノ處罰ヲ受ケ滿三年ヲ經過セサル者

三 剝奪公權者及停止公權者

四 當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者

異議者ニ於テ評價人ヲ選定シタルトキハ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 評價人ヲシテ評價セシメタルトキハ其ノ評價價格ヲ以テ課稅價格トス但シ評價價格申告價格ヨリ少ナキトキハ申告價格ヲ以テ課稅價格トス

第六十六條 異議者ノ選定シタル評價人ニ關スル費用ハ異議者ノ負擔トス

第六十七條 異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セス但シ稅關長ハ必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條 稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條 訴願ヲ審查セシムル爲委員會ヲ設ク

第七十條 委員會ハ委員過半數出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス決議ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第七十一條 委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ參與スルコトヲ得

第七十二條 委員會ニ於テ審查ヲ了シタルトキハ其結果ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第七十三條 委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰則

第七十四條 輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十五條 關稅ノ逋脫ヲ圖リ又ハ關稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處シ犯罪ニ係ル貨物ヲ沒收ス

第七十六條 免許ヲ受クスシテ貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ前二條ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 貨物ト符合セサル積荷目錄ヲ提出シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條 第十八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十九條 第十二條若ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 第十條、第十一條、第十三條、第十五條、第十八條第二項、第十九條、第二十條若ハ第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十一條 第二十六條乃至第二十八條第四十條若ハ第四十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條 第七十七條乃至第八十一條ノ規定ニ該當スル者ハ不注意ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルヽコトヲ得ス

第八十三條 本法ニ依リ沒收スヘキ貨物ハ犯則當時ノ所有者ノ所有ニ屬スル間ハ之ヲ沒收シ既ニ之ヲ讓渡若ハ消費シタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ犯則者ヨリ徵收ス

第七章 犯則事件ノ調查及處分

第八十四條 稅關官吏ノ犯則ハ事實發見ノ爲必要ト認ムルトキハ船車倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十五條 稅關官吏ハ犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ物件ヲ身邊ニ藏匿スル者アリト思料シタルトキハ其開示ヲ求メ若之ニ從ハサルトキハ身邊ノ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 稅關官吏ハ犯則事件ノ調查ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯則者證人參考人ヲ訊問スルコトヲ得

第八十七條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲ストキハ制服ヲ着用シ又ハ其ノ資格ヲ證明スル證票ヲ携帶スヘシ

第八十八條 稅關官吏ハ臨檢、搜索ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十九條 稅關官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ船車倉庫其ノ他ノ場所ノ所持人又ハ其ノ同居ノ親族、傭人、隣佑若其ノ在ラサルトキハ其ノ地ノ警察官吏若ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ但シ船車ニ在テハ其ノ役員ヲシテ立會ハシムル事ヲ得

前項ノ親族、傭人若ハ隣佑ハ成年者ナルヲ要ス

第九十條 稅關官吏犯則事件ノ調查ニ依リ發見シタル物件犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘシト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘ差押目錄ヲ作ルヘシ

差押物件ハ便宜ニ依リ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシムルコトヲ得

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅關長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第九十一條 臨檢搜索及物件差押ハ日沒ヨリ日出迄ノ間之ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

第九十二條 稅關官吏ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第九十三條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲シタルトキハ其ノ調書ヲ作リ立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名スヘシ

立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者署名セス又ハ署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第九十四條 稅關長ハ犯則事件ノ調查ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ

相當スル金額、沒收ニ該當スル物品若ハ徵收金ニ相當スル金額ヲ稅關ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

第九十五條 犯則者前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ五日以內ニ之ヲ履行スヘシ此ノ期間內ニ履行セサルトキハ稅關長ハ直ニ告發スヘシ

第九十六條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第九十七條 稅關長ハ通告ヲ爲シ難シト認ムルトキ若ハ通告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第八章 補則

第九十八條 船舶修繕ノ爲又ハ巨大重量ノ貨物ニシテ開港ニ於テ積卸シ難キ貨物ヲ陸揚スル爲必要ト認ムルトキハ當分ノ內稅關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得

第九十九條 從來ノ開港ノ外開港トナスヘキ場所及其開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百條 本法ノ期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其期間中ニ稅關ノ休日ヲ算入セス，日ト稱スルハ二十四時ヲ謂ヒ月ト稱スルハ三十日ヲ謂ヒ年ト稱スルハ曆ニ從フ

第百一條 本法ノ規定中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代リテ其職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

第百二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三條 明治十六年布告第四十號、特別輸出港規則、

同二十三年勅令第五十四號、稅關法、稅關規則、同二十六年法律第十三號、同二十七年法律第二號、同年法律第三號、同二十九年法律第十八號其他本法ニ抵觸スル法令ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

關稅法施行規則

關稅法施行規則

第一章 關稅ノ賦課徵收及擔保

第一條 關稅法第一條第一項但書ニ依リ特別協定ノ便益ヲ受ケントスル者ハ特別協定ノ適用ヲ受クヘキ地域內ノ產出品又ハ製造品ナルコトヲ證明スヘシ但シ郵便物及課稅價格百圓ヲ超ヘサル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ證明ハ貨物ノ產出地、製造地若ハ積出地ノ帝國領事館若ハ貿易事務館、帝國領事館及貿易事務館ナキトキハ其ノ地ノ稅關其ノ他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明シタル製產原地證明書ヲ以テスルヲ要ス

前項ノ製產原地證明書ニハ貨物ノ記號番號、品名、箇數、數量及產出又ハ製造ノ地域ヲ記載スヘシ

第三條 關稅ヲ徵收セントスルトキハ納金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第四條 納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅

金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ

第五條 旅客ノ携帶品關稅法第二十四條但書ニ揭ケタル貨物等ニ付キ貨物ヲ檢查シタル官吏直ニ關稅ヲ徵收スルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ官吏立會若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ稅關ニ報告スヘシ

第六條 關稅法第四十二條ニ依リ郵便局ニ於テ稅金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ名宛人ニ通知スヘシ

第七條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金ニ相當スル收入印紙ヲ通知書ニ貼付シ郵便局ニ提出スヘシ

第八條 郵便局ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ當該稅關ニ送付スヘシ

第九條 關稅法第二條ニ依リ減稅ヲ請ハントスル者ハ損傷貨物ノ記號、番號、品名、數量、原價、諸費及請求ノ要領ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十條 關稅ノ擔保トシテ提供スヘキモノハ金錢及有價證券ニ限ル

第十一條 擔保ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條 稅關ハ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十三條 關稅法第六條但書ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ最初公告ノ日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ競賣スヘシ

第十四條 前條ノ公告ハ擔保提供者ノ住所又ハ居所、

氏名、證券ノ種類、金額、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十五條 公賣決行前ニ關稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第十六條 關稅法第六條但書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二章 船舶ニ關スル手續

第十七條 船舶ノ入港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港ノ時及乘組海員ノ數ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十八條 積荷目錄ニハ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人ヲ記載スヘシ

關稅法第十五條ニ依リ提出スヘキ積荷目錄ニハ前項ニ揭ケタル事項ノ外貨物ノ船卸ヲ爲スヘキ地ヲ記載スヘシ

第十九條 艙口申告書ニハ艙口ノ所在、箇數、船用品目錄ニハ船用品ノ種類、數量及見積價格、旅客氏名表ニハ旅客ノ國籍、氏名乘込地及上陸地ヲ記載スヘシ前項ノ文書ニハ仍船舶ノ名稱及國籍ヲ記載スヘシ

第二十條 外國貨物ヲ積載セル船舶、積荷目錄提出前ニ於テ貨物積卸ノ認許ヲ得ントスルトキハ其理由ヲ詳記シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十一條 船舶ノ出港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、仕向港及出港ノ時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 外國貿易船ノ出港免許ハ文書ヲ以テ之ヲ

爲スヘシ出港ヲ免許シタルトキハ曩ニ預リタル船舶國籍證書其ノ他ノ書類ヲ還付スヘシ

第二十三條 外國貨物ヲ積載セル船舶日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ノ積卸ヲ爲ス爲稅關長ノ特許ヲ受ケントスルトキハ其理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十四條 前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ但シ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 警察官吏關稅法第十八條第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ所轄稅關又ハ監視署ニ急報スヘシ

第二十六條 關稅法第十九條ニ揭ケタル外國貨物ヲ不開港ヨリ開港ニ回漕スルノ認許ヲ受ケントスルトキハ船長ヨリ船卸港、貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

第二十七條 外國貨物ノ假陸揚ヲ爲サントスルトキハ其記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニ在リテハ稅關官吏又ハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スル能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十八條 關稅法第二十一條ノ申告ハ物品ノ種類數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十九條 沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ種類、數量及原價ヲ記載シタル目錄ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三章 貨物ニ關スル手續

第一節 總則

第三十條 日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取若ハ發送ヲナス者特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條 前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ

第三十二條 稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ヲナス爲特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所、期間、貨物ノ種類等ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

特許ノ條件ニ違反シタルトキハ稅關ハ特許ヲ取消スヘシ

第三十三條 稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ檢查ヲ受ケントスル者アルトキハ稅關ハ之ヲ特許スルコトアルヘシ但シ關稅法第二十四條但書ノ場合ニ於テハ特許ヲ受クルヲ要セス

前項ノ特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所、期間、貨物ノ種類ヲ記載シタル申請ヲ提出スヘシ

第二節 貨物ノ輸出及積戻手續

第三十四條 輸出申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向

港及仕向地ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ旅客携帶品ニ關スル申告ハ文書ヲ以テスルヲ要セス

輸出貨物外國產ナルトキハ仍其ノ產地ヲ記載スヘシ關稅定率法第七條第十五條ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ントスル外國產貨物ノ輸出申告書ニハ仍輸出ノ目的及再輸入ノ塲所ヲ記載スヘシ

前項再輸入ノ塲所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸出港稅關ニ申告スヘシ

第三十五條 關稅定率法第八條ニ依リ關稅ヲ免除セラレタル貨物ヲ輸入ノ日ヨリ滿一箇年以內ニ輸出セントスル者又ハ通過ノ爲輸入シタル貨物ノ輸出セントスル者ハ輸出申告ヲ爲スト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ貨物ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ提出者ニ交付スヘシ

第三十六條 第三十四條第一項ノ規定ハ積戻申告ニ之ヲ準用ス

第三節 貨物輸入ノ手續

第三十七條 輸入申告書及通過貨物ノ目錄ニハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕入地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量、原價及諸費ヲ記載スヘシ

第三十八條 旅客携帶品ニ關スル申告ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 關稅定率法第七條第十五號、第十六號、及第二十號ニ該當スル貨物ヲ輸入セントスル者關稅ノ免除ヲ得ントスルトキハ輸入申告ヲ爲スト同時ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スヘシ

但輸入貨物內國產ニシテ稅關官吏ニ於テ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スル能ハサル理由アリト認ムルモノニ限リ他ノ證憑書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十條 關稅定率法第八條第二號乃至第五號ニ揭ケタル貨物ノ輸入ヲ爲サントスル者ハ輸入申告書ニ仍輸入ノ目的及輸出港ヲ記載スヘシ

輸出港ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸入港稅關ニ申告スヘシ

第四十一條 通過ノ爲輸入スル貨物ノ輸入申告書及通過貨物ノ目錄ニハ仍輸入ノ目的及輸出地ヲ記載スヘシ

第四十二條 關稅法第三十四條但書ニ依リ輸入免許前ニ貨物引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ輸入申告書ニ記載シタル貨物ヲ分割シテ引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ仍該貨物ノ記號、番號、品名、數量及輸入申告ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四十三條 貨物ノ仕入書ハ輸入免許ヲ爲スト同時ニ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第四十四條 郵便局ニ於テ輸入郵便物ヲ陸揚シタル

トキハ當該稅關ニ通知スヘシ

郵便物ヲ檢査スルトキハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

第四十五條 郵便物ヲ名宛人ニ交付スル能ハサルトキハ郵便局ハ關稅法第四十二條ニ依リ發シタル通知書ニ其ノ理由ヲ記入シ稅關ニ還付スヘシ

第四節 貨物ノ回漕

第四十六條 貨物回漕ノ申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、陸揚地、內外貨物ノ區別、貨物ノ記號、番號、品名、物數、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十七條 回漕貨物船卸ヲ爲スヘキ地ニ到達シタルトキハ回漕免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

稅關ニ於テ前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ貨物ノ檢査ヲ爲シ免狀ト符合スルトキハ該免狀ニ回漕濟ノ旨ヲ記入シテ提出者ニ還付スヘシ

第五節 貨物ノ收容ニ關スル手續

第四十八條 關稅法第四十七條ノ揭示及第四十八條ノ申告書ニハ貨物ノ記號、番號、品名及箇數ヲ記載スヘシ

第四十九條 關稅法第五十一條ノ公告ニハ前條ニ揭ケタル事項、競賣ノ事由、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第五十條 收容貨物ノ數料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四章 異議

第五十一條 關稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領、理由、要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ニ表示スヘシ

第五十二條 異議判定書ニハ異議者ノ住所又ハ居所、氏名、異議申立ノ要領、判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五十三條 判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リテ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 判定書ヲ送達シタルトキハ受領證ヲ徵スヘシ

第五十五條 異議者ノ住所、居所不明ナルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スル能ハサルトキハ其要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキヲ以テ判定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第五十六條 關稅法第六十三條ニ依リ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメントスルトキハ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五十七條 異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ評價人ヲ撰定シ其ノ職業、住所又ハ居所氏名ヲ申告シ稅關長ノ認許ヲ受クヘシ但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルヿトヲ得

第五十八條 稅關長ハ異議者ノ判定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改撰ヲ命スヘシ

第五十九條 稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ

時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第六十條 評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作リ之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六十一條 評價終リタルトキハ稅關長ハ課稅價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五章 犯則事件ノ調査及處分

第六十二條 差押事件ハ差押ヲ爲シタル官吏之ヲ封印スヘシ

第六十三條 差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、差押ノ場所及時、物件所持者ノ住所又ハ居所氏名ヲ記載スヘシ

第六十四條 差押物件ヲ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ受領證ヲ徵シ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六十五條 關稅法第九十條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ之ヲ公告シテ競賣ニ付スヘシ

前項ノ公告ニハ物件ノ品名、數量、競賣ノ事由、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第六十六條 臨檢、搜索及訊問調書ニハ臨檢搜索又ハ訊問ノ事實、場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第六十七條 稅關官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ稅關長ニ報告スヘシ

第六十八條 關稅法第九十四條ノ處分通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

處分通告書ニハ關稅法第九十四條ニ揭ケタル事項ノ外犯則ニ關スル詳細ノ事實、物品ノ數量、納付ノ場所及期間ヲ記載スヘシ

第六十九條 第五十三條及第五十四條ノ規定ハ處分通告書ノ送達ニ之ヲ準用ス

第七十條 沒收ニ該當スル物品ニシテ市町村役場ノ保管ニ係ルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十一條 稅關長犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所持者又ハ市町村役場ノ保管ニ係ルトキハ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第七十二條 犯則ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除若ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

第六章 稅關ノ執務時間及臨時開廳

第七十三條 稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除キ午前九時ヨリ午後四時迄トス

但シ土曜日ハ午後三時迄トス

第七十四條 稅關執務時間外ニ於テ臨時開廳ノ特許ヲ請ハントスル者ハ開廳ノ期間及其期間中ニ爲スヘキ事項ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納ムヘシ

第七章 雜則

第七十五條 關稅法第九十八條ノ特許ヲ得ントスルトキハ港名、船舶ノ名稱、國籍、碇泊期間及理由、貨物ノ陸揚ニ係ルトキハ其品名、數量ヲ記載シタル文

書ヲ以テ船長ヨリ稅關長ニ申請スヘシ

前項ノ特許ヲ得タルトキハ船長ヨリ特許手數料ヲ稅關ニ納付スヘシ

第七十六條 稅關ノ證明又ハ船舶貨物ニ關スル計表ヲ請フ者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第七十七條 大藏大臣ハ棧橋、起重機其ノ他稅關所屬ノ土地建設物又ハ備品ヲ使用スル者ヲシテ使用料ヲ納付セシムル事ヲ得

第七十八條 手數料及使用料ノ額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七十九條 手數料、使用料、收容貨物ノ費用及數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ手數料及使用料ヲ納付セントスル者ハ納付書ニ貼用シテ之ヲ提出スヘシ

第八十條 稅關官吏及收稅官吏ハ差押物件、沒收物件、收容貨物、關稅ノ擔保物等ニシテ當該官吏ノ賣却スルモノハ直接ト間接トヲ問ハス之ヲ買受クルコトヲ得ス

第八十一條 關稅法若ハ本規則ニ依リ當該官吏ニ於テ作ルヘキ文書ニハ官聽名若ハ官氏名及年月日ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第八十二條 申告書其ノ他ノ文書ニハ提出者ノ回籍、住所又ハ居所及提出ノ年月日ヲ記載シ提出者之ニ署名スヘシ

第八十三條 關稅法又ハ本規則ニ依リ稅關又ハ稅關長ニ提出スヘキ文書ハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署ニ提出スヘシ

前項ノ外稅關ニ關スル規定ハ稅關支署ニ之ヲ準用ス

附 則

第八十四條 本規則ハ關稅法施行ノ日ヨリ施行ス但シ第一條及第二條ノ規定ハ關稅法施行ノ日ヨリ六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

第八十五條 明治三十年第三百八十五號勅令ハ本規則全部ノ施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

關稅法ニ依ル通路ノ件

稅關法第三十五條ニ依ル通路左ノ如シ

橫濱新潟間 橫濱ヨリ品川、赤羽、熊谷、高崎、直江津ヲ經又ハ原町田、八王子、甲府、直江津ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路

橫濱青森間 橫濱ヨリ品川、赤羽、大宮、古河、宇都宮、仙臺ヲ經又ハ品川、田端、松戶、水戶、仙臺ヲ經又ハ品川、赤羽、大宮、古河、宇都宮、秋田ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路

橫濱名古屋間 橫濱ヨリ名古屋ニ至ル鐵道線路

名古屋大阪間 名古屋ヨリ米原、八幡、京都、山崎ヲ經テ大阪ニ至リ又ハ柘植、奈良ヲ經テ湊町ニ至ル鐵道線路

名古屋敦賀間 名古屋ヨリ岐阜、米原ヲ經テ敦賀ニ

至ル鐵道線路

四日市敦賀間　四日市ヨリ津島、米原ヲ經又ハ柘植、水口、米原、ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路

大阪敦賀間　大阪ヨリ山崎、京都、八幡、米原ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路

大阪下關間　大阪ヨリ下ノ關ニ至ル鐵道線路

大阪宮津間　大阪ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ大阪港ヨリ尼ケ崎ニ至ル直航水路尼ケ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路

神戸宮津間　神戸ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ神戸港ヨリ尼ケ崎ニ至ル直航水路、尼ケ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路

門司長崎間　門司ヨリ長崎ニ至ル鐵道線路

門司唐津間　門司ヨリ唐津ニ至ル鐵道線路

唐津長崎間　唐津ヨリ長崎ニ至ル鐵道線路

函館室蘭間　函館ヨリ室蘭ニ至ル鐵道線路

附　則

本令ハ明治四十一年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第三百八十三號ハ之ヲ廢止ス

關稅定率法第八條第一號ニ依リ加工ノ爲輸入スル物品ニ關スル件

關稅定率法第八條第一號ニ依リ加工ノ爲輸入スル物品ニ關スル件

第一條　關稅定率法第八條第一號ニ依ルコトヲ得ヘキ物品左ノ如シ

一　彫刻、七寶、象眼、電鍍、琺瑯、塗漆、繪畫又ハ模樣ヲ施ス爲輸入スル物品

二　繪畫又ハ模樣燒付ノ爲輸入スル磁器及陶器

三　精練、漂白、色染、捺染又ハ友禪染ノ爲輸入スル絲繰、布帛及布帛製品

四　絲抜、絎、刺繍又ハ縁縫ヲ施ス爲輸入スル布帛及布帛製品

五　鞣又ハ色染ヲ施ス爲輸入スル毛皮及獸皮

第二條　前條ノ物品ヲ輸入セントスル者ハ輸入申告書ニ輸入ノ目的、加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ附記スヘシ

第三條　加工シタル物品ヲ輸出スルニハ其原品ヲ輸入シタル開港ニ由ルヘシ

第四條　加工シタル物品ヲ輸出セントスルトキハ輸出申告書ニ加工者ノ作製セル加工證明書ヲ添付スヘシ加工證明書ニハ物品ノ名稱、物質、數量、加工ノ種

類及該證明書作製ノ年月日ヲ記載シ加工者之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時開廳貨物積卸其他特許手數料

臨時開廳貨物積卸其他特許手數料稅關及稅關支署臨時開廳特許手數料

一　日出ヨリ日沒マテ　一時間マテ毎ニ　拾圓

一　日沒ヨリ午後十二時マテ　一時間マテ毎ニ　貳拾圓

一　午後十二時ヨリ日出マテ　一時間マテ毎ニ　參拾圓

稅關支署ニ在テハ其ノ地ノ狀況ニ依リ半額迄ニ低減スルコトヲ得

稅關及稅關支署貨物積卸,送致,引取及發送特許手數料

一　日出ヨリ日沒マテ　一時間マテ毎ニ　貳圓

一　日沒ヨリ午後十二時マテ　同　四圓

一　午後十二時ヨリ日出マテ　同

六圓

稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於ケル檢查特許手數料

普通貨物檢查ノ爲稅關官吏ノ派出ヲ要スルトキ

一　檢查ニ要スル時間　一時間マテ毎ニ　參圓

但旅費ヲ要スルトキハ別ニ其實費ヲ加フ

船內ニ於テ旅客携帶品檢查ノ爲稅關官吏ノ乘船ヲ要スルトキ

一　乘船官吏每一人　一箇月マテ毎ニ　四拾圓

外國貿易船不開港出入特許手數料

一　一回ニ付　參拾圓

關稅法規則第七十六條ニ依ル手數料

一　證明　每一件　貳圓

一　輸出入貨物日計表　每一箇月　參拾圓

一　其ノ他船舶貨物ニ關スル計表　每一件　五拾錢

製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件

製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件

第一條　關稅定率法第九條第一項ニ依ル製造品輸入原料品及之ニ對スル拂戻金定率左ノ如シ

製造品	輸入原料品	拂戻金定率
○第一種		
一 玻璃鏡	(厚四ミリメートルヲ超エタル磨玻板)	
	(一方フートヲ超エサルモノ)毎百方フヰート	金壹圓五拾錢
	(一方フートヲ超エタルモノ)同	金九圓參拾錢
二 洋傘	(綿繻子、綿イタリアンス又ハホーダード綿傘地)	
	(毎十方ヤールド)	金拾七錢
	鋼リボン	
	毎百斤	金壹圓七拾錢
	鐵板及鋼板	
	同	金貳拾九錢
三 計時置時計又ハ掛時計	鋼リボン	
	時計一打	金貳拾參錢
	玻璃板	
	同	金參錢
	亞鉛板	
	同	金貳錢
	時計用樂器	
	同	金五拾錢
四 飲食物罐詰	葉鐵	
	毎百斤	金六拾九錢
○第二種		
一 磚茶	紅茶粉	
	毎百斤	金貳圓七拾錢

二 魚類油漬罐詰	阿列布油	
	同	金四圓拾錢
三 衣服又ハ帽子	羅紗又ハセルヂス	
	(毎十方ヤードル)	金參拾九錢
	絹袖	
	同	金壹圓五拾五錢
四 シヤーツカラー及カフス	綿布(心地ヲ除ク)	
	同	金拾錢
	亞麻布(心地ヲ除ク)	
	從價	一割
五 鏈	金著セ金屬線	
	同	五割
六 造船奬勵金ヲ受ケサル艦船	鋼及鐵(船舶檢查法第一條第一號乃至第四號船舶ヲ除ク)	
	塊	
	毎百斤	金八錢
	條及竿(經一吋ノ四分ノ一ヲ超エタルモノ)	
	同	金貳拾六錢
	板	
	同	金貳拾九錢
	有紋板	
	同	金八拾錢
	テー形アングル形其他類似ノモノ	
	同	金壹圓拾錢
	筒及管	

同　　金六拾六錢
リベツト

同　　金六拾七錢
木材
リグナムヴアイタ

毎百斤　　金六　拾　錢
チーキ

（毎百立方フヰート）金拾壹圓八拾錢
パインフアー及シダー

板
（厚一インチニテ毎百立方フヰート）金六　拾　錢

丸材又角材
（毎百立方フヰート）金四圓五拾六錢

前項拂戻金ノ率ガ從量ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ數量ハ其製造品ヲ構成スル現數量ニ依リ從價ヲ以テ定メラレタル場合ニ於テハ輸入原料品ノ價格ハ其製造品ヲ構成スル現數量ノ輸入ノ際ニ於ケル課稅價格ニ依ル

第二條　第二種ノ原料品ヲ使用シテ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ輸入稅ノ拂戻ヲ請求セントスル者ハ使用前其原料品ノ名稱、數量、使用ノ目的及藏置ノ場所ヲ記シ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ當該官廳ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

第三條　第二種ノ製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其數量及製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ數量ヲ記シ當該官廳ニ申告シ檢查ヲ受ケ製造ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　製造品ヲ輸出セントスルトキハ輸出申告書ニ第一種ノ製造品ニ在リテハ製造者ノ作製セル製造證明書、第二種ノ製造品ニ在リテハ當該官廳ノ製造承認書ヲ添附スヘシ但シ拂戻金ノ率カ從價ヲ以テ定メラレタル第二種ノ製造品ニアリテハ其製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書及輸入稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

製造證明書又ハ製造承認書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　製造品ノ名稱及數量
二　製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱及現數量
三　製造ノ場所
四　證明書又ハ承認書作成ノ年月日

第五條　輸入稅ノ拂戻ヲ請求セントスルトキハ製造品輸出港ノ稅關ニ申請スヘシ

第六條　第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期限內ニ其製造品ヲ輸出セサルトキハ輸入稅拂戻ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス但シ第四號ニ在リテハ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ一箇年以內ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第一號乃至第五號　二箇年
第六號　二箇年

第七條　第二種物品ノ製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　輸入原料品ノ數量、輸入港、製造場ニ移入ノ年月日

二　使用シタル輸入原料品ノ數量及其使用ノ年月日
三　輸入原料品ト併用シタル內國產原料ノ數量及其併用ノ割合
四　製造品ノ數量及其ノ製造ノ年月日
五　製造場ヨリ移出シタル製造品ノ數量、移出先及其移出ノ年月日

第八條　當該官廳ハ必要ト認ムルトキハ第二種物品ノ製造者ニシテ製造場又ハ艦船ノ圖面ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ニ依リ提出シタル圖面ニ異同ヲ生シタルトキハ製造者ト其都度當該官廳ニ申告スヘシ

第九條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ隨時製造場及藏置場ニ就キ原料品、製造品、製造用器具、器械又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

第十條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ原料品及製造品又ハ其ノ藏置場、製造用ノ器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十一條　稅關官吏、收稅官吏又ハ管海官廳官吏ハ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十二條　本令中當該官廳ハ艦船ニ在リテハ所轄管海官廳其ノ他ノ製造品ニ在リテハ所轄稅務署トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ輸入稅ノ拂戾ヲ受クヘキ製造品ニシテ本令施行前ニ輸入シタルニ付テハ輸入稅ノ拂戾ヲナサス

「ペスト」豫防ノ爲輸入禁止物件

「ペスト」豫防ノ爲輸入禁止物件

「ペスト」豫防ノ爲當分ノ內印度、淸國諸港、香港及臺灣ヨリ襤褸、古綿、古著類、古紙類、古革皮類、古羽毛類、古敷物類、古麻袋類ノ輸入ヲ禁止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

噸稅法

噸稅法

第一條　外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ其ノ入港毎ニ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付五錢ノ噸稅ヲ課ス但シ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付拾五錢ヲ一時ニ納付スルトキハ其ノ港ニ於テハ滿一箇年間噸稅ヲ納ムルヲ要セス

帝國ト測度法ヲ異ニスル國ノ船舶ノ登簿噸數ハ帝國ニ於テ定ムル測度法ニ依リ換算ス

第二條　噸稅ハ船舶入港シタルトキ船長ヨリ稅關ニ納付スヘシ

第三條　海難其ノ他止ムヲ得サル事故ニ由リ入港シタル船舶ニハ噸稅ヲ課セス但シ本條ノ事故ニ由ルニアラスシテ貨物ノ積卸ヲ爲ストキハ此ノ限ニアラス

第四條 稅關長ニ於テ必要ト認ムルトキハ船舶ノ測度ヲ爲スコトヲ得

第五條 噸稅ノ逋脫ヲ圖リ又ハ噸稅ヲ納付セスシテ出港シタルトキハ船長ヲ其ノ逋脫ヲ圖リ若クハ納付セサリシ稅金ノ三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第六條 犯則事件ノ調査及處分ニ關シテハ關稅法ヲ準用ス但シ通告履行ノ期間ハ通告ヲ受ケタル時ヨリ四十八時以內トス

第七條 噸稅ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ヲ適用セス

附　則

第八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

噸稅法施行規則

噸稅法施行規則

第一條 噸稅法第一條但書ニ依リ一時ニ噸稅ヲ納付セントスル者ハ其ノ旨稅關又ハ稅關支署ニ申告スヘシ

第二條 稅關又ハ稅關支署ニ於テ噸稅ヲ徵收セントスルトキハ其稅金額及納付金庫ヲ指定シテ納稅人ニ告知スヘシ

第三條 海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ開港ニ入港シタル外國貿易船ハ其ノ事由ヲ稅關又ハ稅關支署ニ證明スヘシ但シ噸稅ヲ納付スル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 噸稅納付濟ノ證明又ハ噸稅法第四條ニ依リ測度ヲ受ケタル場合ニ於テ船舶測度證ヲ受ケントスル

者ハ稅關又ハ稅關支署ニ申請シ證書一通ニ付手數料一圓五十錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手數料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付スルコトヲ得

第五條 犯則ノ調査及處分ノ手續ニ關シテハ關稅法施行規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ噸稅法施行ノ日ヨリ施行ス

船舶法抄錄

船舶法

第三條 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スコトヲ得ス但シ法律若クハ條約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ主務大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處シ船舶ヲ沒收ス

輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法

輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法

第一條　消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ用ヒ製造シタル菓子又ハ糖菓ヲ外國ヘ輸出シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用シタル砂糖ニ對シ消費稅ニ相當スル金額以下ノ金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二條　前條ニ依リ下付金ヲ受ケタル菓子又ハ糖菓ニ對シテハ關稅定率法第七條第十五號ヲ適用セス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（四十二年四月一日ヨリ施行）

輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法施行規則

輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法施行規則

第一條　輸出菓子糖菓原料砂糖戻稅法ニ依ル下付金額ハ菓子又ハ糖菓中ニ含有スル甘蔗糖百斤ニ付金五圓トス

第二條　一回ノ輸出菓子又ハ糖菓ノ數量三百斤ニ滿タサル場合ニ於テハ下付金ヲ請求スルコトヲ得ス

第三條　下付金ヲ請求セントスル者ハ菓子又ハ糖菓ヲ左ノ開港ヨリ輸出スヘシ

横濱、神戸、大阪、長崎、門司

第四條　下付金ヲ請求セムトスル者ハ輸出ノ際關稅法施行規則第三十四條第一項ニ依ル申告ノ外菓子又ハ糖菓ノ種類、每種類ノ數量、製造者ノ氏名、及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ甘蔗糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受クヘシ

第五條　下付金ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書及外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

保稅倉庫法

（號五十第律法月三年三十治明）

明治四十年三月法律第二十號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル保稅倉庫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

保稅倉庫法

第一章　總　則

第一條　保稅倉庫ハ輸入手數未濟ノ貨物ヲ藏置スル所トス

保稅倉庫ニハ外國ニ輸出スヘキ內國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

第二條　保稅倉庫ニ藏置スル輸入手數未濟ノ貨物ハ其ノ藏置中ハ輸入シタルモノト看做サス

第三條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入稅ハ其ノ最初庫入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失若ハ變質シ又ハ政府ノ承認ヲ得テ滅却シタル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルヘシ

第五條 保稅倉庫ニ藏置スルコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入ニ關シテハ此ノ法律ニ規定シタルモノヽ外關稅法ヲ適用ス

第七條 保稅倉庫ノ貨物藏置期限ハ庫入ノ期日ヨリ滿二箇年トス

第八條 保稅倉庫ニ藏置ノ貨物庫移ヲ爲ストキハ其ノ藏置期限ハ總テ最初庫入ノ日ヨリ通算ス

第九條 保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬シルトキハ當該官廳ハ貨主ヲシテ其ノ貨物ノ輸入稅ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

前項ノ貨物當該官廳ノ指定期限內ニ仕向地ニ到達セサルトキハ輸入稅ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二章 官設保稅倉庫

第十條 官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ニ對シテハ記名ノ預證券ヲ發スルモノトス

第十一條 預證券ハ裏書ヲ以テ讓渡スコトヲ得

第十二條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ屆出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法ニ依リ其ノ證券ヲ無效トスル除權判決アリタルトキハ權利者ニ新證券ヲ交付ス

第十三條 前條第一項ノ屆出アリタル預證券ヲ持參スル者アルトキハ持參人及屆出人ニ於テ相當ノ手續ヲ爲シ其ノ權利者確定スル迄藏置貨物ノ引渡ヲ停止ス

第十四條 藏置ノ貨物ハ預證券引換ニ交付スルモノトス

第十五條 藏置貨物引取ノ權利ニ付訴訟アルトキハ其ノ當事者ハ藏置期限ノ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 藏置期限ヲ經過シテ貨物ノ引取ヲ爲サヽルトキハ當該官廳ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得

關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條ノ規定ハ前項ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ適用ス

第十七條 藏置ノ貨物腐敗其ノ他ノ事故ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ當該官廳ハ公告シテ指定ノ期限內ニ其ノ取引ヲ命スヘシ此ノ期限ヲ經過スルモ其ノ貨物ヲ引取ラサルトキハ當該官廳ハ之ヲ滅却スルコトヲ得但シ緊急ノ必要アルトキハ期限內ニ於テモ仍之ヲ滅却スルコトヲ得

前項ニ依リ滅却シタル貨物ニ對シテハ輸入稅ヲ徵收セス

第三章　私設保稅倉庫

第十八條　保稅倉庫ノ業ヲ營マムトスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十九條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ當該官廳ノ指揮監督ヲ承クヘシ

第二十條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ輸入稅ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十一條　私設保稅倉庫ノ庫主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保管貨物輸入稅ノ擔保トシテ金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ

第二十二條　（削除）

第二十三條　私設保稅倉庫ニ保管スル貨物ニシテ其ノ庫入ノ日ヨリ滿二箇年ヲ過クルトキハ輸入稅ヲ徵收ス

第二十四條　私設保稅倉庫ノ貨物保管規則及庫數料ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第二十五條　當該官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ私設保稅倉庫ノ貨物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得其ノ貨物運搬中ニ在ルモノハ其ノ所在地ニ就キ檢查ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　私設保稅倉庫營業ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

一　庫主其ノ營業ヲ廢シタルトキ

二　庫主死亡シタルトキ

三　庫主破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　特許ノ期限滿了シタルトキ

五　主務大臣ニテ特許ヲ取消シタルトキ

第二十七條　私設保稅倉庫營業ノ特許消滅シタルトキハ當該官廳ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ定指ノ期限內ニ其ノ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ但シ前營業者ノ業務ヲ引繼クカ爲ニ特許消滅後一箇月以內ニ營業ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ指定期限ヲ過ルモ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲サヽルトキハ當該官廳ハ之ヲ官設保稅倉庫又ハ他ノ私設保稅倉庫ノ保管ニ移スヘシ

前項庫移ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第二十八條　營業特許ノ消滅シタル私設保稅倉庫ノ庫主又ハ其ノ相續人ハ其ノ藏置貨物ノ引取又ハ庫移ノ了ル迄ハ私設保稅倉庫ニ關スル一切ノ義務ヲ免ルヽコトヲ得ス

第二十九條　第二十七條第二項ニ依リ藏置貨物ノ庫移ヲ爲シタルトキハ貨主ハ其ノ保稅倉庫ニ於ケル諸般ノ規則慣例ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三十條　左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ營業ノ特許ヲ取消スコトヲ得

一　業務ニ關スル法律命令ニ違背シタルトキ

二　庫主輸入稅ノ負擔ニ堪ヘサルノ疑アルトキ

三　庫主重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第四章　罰則

第三十一條　當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ヨリ貨物ヲ庫出スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ貨物ヲ沒收ス若既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其代金

ヲ追徵ス

第四條ノ規程ニ違背シタル者罰前項ニ同シ

第三十二條　當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ニ貨物ヲ庫入レスルコトヲ得ス犯ス者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　主務大臣ノ認可ヲ受ケスシテ私設保稅倉庫ノ貨物保管規則又ハ倉敷料ヲ定メタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條　第二十五條ノ檢査ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

附　則

第三十五條　此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

保稅倉庫法施行細則

（明治三十年六月大藏省令第九號）

（注意）三二年六月大藏省令第三一號改正

保稅倉庫法施行細則左ノ通相定ム

保稅倉庫法施行細則

第一章　貨物ノ藏置及運搬

第一條　官設保稅倉庫ニハ左ノ各項ニ觸レサル物品ハ之ヲ藏置スルコトヲ得

一　輸入無稅品

二　巨太ナルモノ及重量ナルモノ

三　損傷腐敗セシモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ

四　發火質、燃燒質又ハ爆發質ノモノ

五　倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ

六　動物及植物

七　不潔物

第二條　私設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ種類ハ大藏大臣ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

第三條　保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置セントスル者ハ庫入申告ヲ倉庫所在地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ貨物ノ檢査ヲ經庫入免狀ヲ受クヘシ但回送貨物ナルトキハ第七條ノ回送免狀ヲ添付スヘシ

第四條　（削除）

第五條　藏置貨物ヲ庫移セントスル者ハ庫移願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ庫移免狀ヲ受クヘシ但輸入未濟貨物ヲ庫移ノ爲メ回送ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第六條　保稅倉庫ニ藏置シタル內國貨物ニシテ輸出ノ目的ヲ變更シ之ヲ內地ニ引取ラントスル者ハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出許可ヲ受クヘシ

第七條　保稅倉庫ニ庫入又ハ庫移ノ爲メ輸入手數未濟貨物ヲ運搬セントスルトキハ回送願書二通ヲ其發送地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ檢査ヲ經回送免狀ヲ受クヘシ

保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ヲ外國ニ積戻ス爲メ運搬ヲ要スルトキ亦前項ニ同シ

第八條　（削除）

第九條　回送貨物仕向地ニ到達スルトキハ其回送免狀ニ仕向地ノ稅關又ハ稅關支署ノ證明ヲ受ケ發送地ノ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ

第十條　回送貨物災害ニ因リ滅失シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出承認ヲ受クヘシ

第十一條　稅關又ハ稅關支署ニ於テ必要ト認ムルトキハ貨物運搬ノ途中稅關官吏ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ

第十二條　官設保稅倉庫藏置ノ貨物引取ノ權利ニ付訴訟アル場合ニ於テ其當事者ヨリ藏置期限ノ延期ヲ請ハントスルトキハ其期限ヲ豫定シ出訴ノ年月日，事由及出訴シタル裁判所ノ名稱等ヲ記シタル藏置期限延期願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ認許ヲ受クヘシ但延期豫定期限內ニ訴訟事件終結セサルトキハ更ニ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十三條　包裝ノ完全ナラサル貨物ハ改裝シタル上ニ非レハ庫入スルコトヲ得ス

第十四條　庫入シタル貨物ノ藏置ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條　他ノ貨物ヲ傷害若クハ汚損スヘキ虞アル貨物ハ他ノ貨物ト混同シテ藏置スルコトヲ得ス

第十五條ノ二　一戶前ノ倉庫內ニハ輸入手數未濟貨物ト內國貨物トヲ併セテ藏置スルコトヲ得ス但稅關又ハ稅關支署ノ特許ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　藏置貨物ノ見本ヲ取出サントスル者ハ其品

名及數量ヲ記シタル書面ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ承認ヲ受クヘシ

官設保稅倉庫ヨリ見本ヲ取出サントスルトキハ前項ノ書面ニ預證券ヲ添フヘシ稅關又ハ稅關支署ハ其取出シタル見本ノ數量及取出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第十六條ノ二　官設保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置シタル者ハ官設保稅倉庫數料定率表ニ依リ庫數料ヲ納ムヘシ

第二章　預證券

第十七條　官設保稅倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ稅關長若クハ稅關支署長ノ署名捺印シタル預證券ヲ貨主ニ交付ス

輸入手數未濟貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量
二　庫入ノ年月日
三　庫主ノ住所氏名
四　倉庫所在地及番號
五　輸入稅額
六　庫數料

內國貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一　貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量
二　庫入ノ年月日
三　貨主ノ住所氏名
四　倉庫所在地及番號
五　庫數料

第十八條　預證券ハ每品一通トス但貨主ノ請求ニ依リ

分割スルコトアルヘシ

第十九條 預證券ノ裏書ハ被裏書人ノ氏名又ハ商號、裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス但裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 官設保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ一部ヲ庫出セントスル者ハ預證券ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ稅關又ハ稅關支署ハ其庫出シタル貨物ノ箇數數量及庫出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第二十一條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ届出ヘシ前項ノ預證券發見ノ場合ニ於テモ亦同シ

第二十二條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキ新證券ノ交付ヲ請ハントスル者ハ再渡願書ニ除權判決書ノ謄本ヲ添ヘ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ

第二十三條 預證券ノ分割、再渡又ハ書換ヲ請フ者ハ手數料トシテ一通ニ付金三十錢ヲ納ムヘシ

第三章 私設保稅倉庫營業ノ特許及庫主ノ責務

第二十四條 保稅倉庫法ニ依リ保稅倉庫ノ業ヲ營マントスル者ハ其倉庫ノ位置、構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、添營業年限ヲ記シタル書面及倉庫並附近ノ圖面ヲ添ヘ其倉庫ヲ設立セントスル地ノ管轄地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在テハ別ニ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二十五條 私設保稅倉庫營業ノ特許ハ三十箇年以內

ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ與フルモノトス但特許期限ノ延期ヲ出願スル者アルトキハ調査ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十六條 私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ開業前ニ擔保物ヲ供託シ其供託受領證ノ寫ヲ添ヘ稅關又ハ稅關支署ニ届出ヘシ

第二十七條 擔保ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ徵ス

平家建總坪數三百坪迄　金二千圓
以上二百坪迄ヲ增ス每ニ金千圓ヲ加フ
二階建總坪數三百坪迄　金三千圓
以上二百坪迄ヲ增ス每ニ金千五百圓ヲ加フ

單ニ同一種類ノ物品ヲ藏置スル倉庫ニ在リテハ其擔保金ハ前項ノ割合ノ半額トス

第二十八條 私設保稅倉庫坪數ノ增加構造ノ變更若ハ藏置貨物ノ種類ノ變更ニ依リ擔保ノ增加ヲ要スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ其增加額ニ相當スル金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ但擔保ノ供託ニ關シテハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 私設保稅倉庫坪數ノ減少構造ノ變更若ハ藏置貨物ノ種類ノ變更ニ依リ擔保ニ過剩スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ニ申出其減少ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 私設保稅倉庫ヲ改築シ又ハ構造ヲ變更シ若クハ之ヲ增設シ又ハ減少セントスルトキハ建主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ認許ヲ受クヘシ

第三十一條 私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ其

開業前ニ倉庫ノ改築、構造變更若クハ增減ノ認許ヲ得タル者ハ工事落成ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ其倉庫ノ檢査ヲ受クヘシ

第三十二條 私設保稅倉庫ノ修繕又ハ造作ノ變更ヲ爲サントスルトキハ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第三十三條 庫主私設保稅倉庫ノ營業特許期限內ニ營業ヲ廢セントスルトキハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ

第三十四條 私設保稅倉庫營業ノ特許消滅ノトキ其業務ヲ引繼カントスル者ハ第二十四條ノ規定ニ準據シ大藏大臣ニ出願スヘシ但此場合ニ於テ使用スル倉庫ニ異動ナキモノハ圖面ヲ添付スルヲ要セス

第三十五條 私設保稅倉庫藏置ノ認可ヲ得タル貨物ノ種類ヲ變更セントスルトキハ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第三十六條 發火質、燃燒質又ハ爆發質ノ貨物ハ特ニ其貨物藏置ノ爲メ設ケタル倉庫ノ外之ヲ藏置スルコトヲ得ス

第三十七條 私設保稅倉庫又ハ其藏置貨物ニ異狀アリタルトキハ直チニ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ稅關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

藏置貨物腐敗損傷其他ノ事故ニ因リ滅却ヲ要スルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出承認ヲ受クヘシ

第三十八條 私設保稅倉庫藏置ノ貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ庫主ハ其貨物ニ對スル輸入稅ヲ納

ムヘシ

第三十九條 私設保稅倉庫藏置貨物藏置期限ヲ經過シ貨主其貨物ヲ引取ラサルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ庫主ヲシテ納稅其他輸入ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第四十條 私設保稅倉庫ノ庫主自身ニ業務ヲ擔當スル能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ置キ其業務ヲ擔當セシムヘシ

第四十條ノ二 私設保稅倉庫ノ庫主ハ防火其他藏置貨物ノ保安上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四十一條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ貨物檢査上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ具ヘ其他相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十二條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ貨物ノ檢査ヲ受クルトキ檢査上一切ノ利便ヲ與フルノ義務アルモノトス

第四十三條 私設保稅倉庫ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其鑰一箇ハ稅關又ハ稅關支署ノ保管ニ付スヘシ

第四十四條 私設保稅倉庫ノ開閉又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ稅管官吏ノ立會ヲ受クヘシ

第四十五條 私設保稅倉庫ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ハ其庫主ヨリ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ヘシ其變更アルトキ亦同シ

第四十六條 庫主ノ雇人及其使用スル人夫ニシテ私設保稅倉庫內若クハ其構內ニ出入スル者ニ付テハ庫主ハ相當ノ取締方法ヲ設クヘシ

第四十七條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ藏置貨物ニ關スル

帳簿ヲ設ケ其出入ヲ明カニスヘシ

第四十八條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ノ要求ニ從ヒ其營業ニ關スル諸般ノ報告書ヲ差出スヘシ

第四章 雜則

第四十九條 保稅倉庫ノ開扉ハ日出ヨリ日沒マテノ間ニ限ルモノトス

第五十條 稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開扉願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ特許ヲ受クヘシ

第五十一條 稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ一時間ニ付金壹圓ノ手數料ヲ納ムヘシ

第五十二條 保稅倉庫法第十六條第十七條及第二十七條ノ公告ハ關係ノ稅關又ハ稅關支署ニ揭示スルノ外三日以上官報又ハ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第五十三條 貨物庫入ノ日ヨリ起算スル期間ハ庫入免狀交付ノ日ヨリ計算ス

第五十四條 貨主其藏置貨物ノ調査ヲ爲サントスルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第五十五條 庫內ニ火氣ヲ入ルルコトヲ得ス燈火ヲ要スルトキハ軍艦用ノ提燈ヲ用ユヘシ

第五十六條 （削除）

第五十七條 本規則ニ依ル手數料ハ其金額ニ相當スル收入印紙ヲ願書ニ貼用シテ納付スヘシ

第五十八條 官設保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ニ係ル運搬費公告料其他貨物取扱ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

前項ノ諸費ニシテ政府ニ辨償スヘキモノハ貨物庫出ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ納ムヘシ

第五十九條 官該保稅倉庫ノ藏置貨物取扱ニ從事スル人夫ハ豫メ稅關又ハ稅關支署ノ承認ヲ得タル者ニ限ルヘシ

第六十條 本規則ニ依リ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘキ申告書願書及屆書ハ稅關一定ノ書式ニ依ルヘシ

稅關假置場法

（明治三十三年四月法令第八十二號）

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル稅關假置場法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

稅關假置場法

第一條 稅關ニ假置場ヲ置キ陸揚シタル外國貨物ヲ假ニ藏置スルコトヲ許ス假置場ヲ置クヘキ稅關ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 大藏大臣ハ假置場ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第三條 假置場ニ藏置ノ貨物ハ輸入セサルモノト看做ス

第四條 藏置貨物ハ假置場內ニ於テ改裝、仕分其ノ他ノ手入ヲ爲スコトヲ得

第五條 貨物藏置ノ期間ハ滿三箇月以內トス但シ稅關長ハ申請ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ延長スルコ

トヲ得

第六條　稅關長ハ假置場ノ秩序若ハ取締又ハ貨物ノ整理ニ關シ必要ト認ムルトキハ貨物ノ移出ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條　藏置貨物藏置ノ期間ヲ經過シタルトキ又ハ前條ニ依リ藏置貨物ノ移出ヲ命セラレタル者稅關長ノ指定期間內ニ移出セサルトキハ稅關法ニ依リ之ヲ收容スルコトヲ得

第八條　稅關官吏ハ假置場ニ出入スル者ノ身體及之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第九條　政府ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス

第十條　假置場ニ貨物ヲ移入セムトスル者ハ稅關ニ申告スヘシ

第十一條　藏置貨物ハ輸入、積戻、回漕又ハ保稅倉庫庫入免許ヲ受ケ又ハ稅關長ノ許可ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ移出スルコトヲ得ス

稅關假置場法施行規則

（明治三十三年四月勅令第百三十九號）

（改正）三四年四月勅令第六八號四十三年一月勅令第三號

朕稅關假置場法施行規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

稅關假置場法施行細則

第一條　橫濱神戶長崎及門司稅關管轄區域內ニ稅關假置場ヲ置ク

第二條　稅關假置場ノ地區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第三條　貨物ノ移入申告ハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四條　稅關假置場法第五條但書ニ依リ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスル者ハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、延長期間及理由ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出シ特許ヲ受クヘシ

第五條　稅關假置場ハ日沒ヨリ日出マテノ間及稅關ノ休日ニハ之ヲ閉鎖ス但シ稅關長ハ臨時開場ノ特許ヲ與フルコトヲ得

第六條　日沒ヨリ日出マテノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ臨時開場ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ必要ノ事由及期間ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第七條　第四條及第六條ノ特許ヲ受ケタル者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第八條　稅關假置場ヲ使用スル者ハ其ノ使用料ヲ納ムヘシ

第九條　使用料及手數料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十條　使用料及手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ使用料又ハ手料ヲ納付セムトスル者ハ納付書ニ貼付シテ之ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ明治三十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

稅關貨物取扱人法

（明治三十四年四月法律第二十八號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル稅關貨物取扱人法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

稅關貨物取扱人法

第一條　本法ニ於テ稅關貨物取扱人ト稱スルハ貨主ノ爲ニ自己又ハ其ノ貨主ノ名ヲ以テ稅關ニ對シ貨物ニ關スル手續ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條　稅關貨物取扱人タラムト欲スル者ハ其ノ業務ニ從事セムトスル地ヲ管轄スル稅關長ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ

第三條　左ニ揭クル者ハ稅關貨物取扱人タルコトヲ得ス

第一　剝奪公權者及停止公權者

第二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

第三　國稅滯納處分ヲ受ケ滿一箇年ヲ經過セサル者

第四　重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及稅關法第七十四條乃至第七十六條ノ規定ニ違反シ處罰ヲ受ケ滿三箇年ヲ經過セサル者

第四條　稅關貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關シテ所轄稅關

長ノ監督ヲ受ク

第五條　稅關貨物取扱人ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保證トシテ金錢又ハ有價證券ヲ提供スルコトヲ要ス但シ身元保證金額ハ五千圓以上トス

稅關貨物取扱人ハ前項ノ身元保證物ヲ提供シタル後ニ非サレハ其義務ヲ行フコトヲ得ス

第六條　稅關貨物取扱人稅關ニ納付スヘキ金錢ヲ納付セサルトキハ稅關ハ身元保證物ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

稅關貨物取扱人ノ業務上ノ過失ニ因リ損害ヲ受ケタル貨主ハ其ノ債權ニ付他ノ債權者ニ先チ身元保證物ニ依リ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第七條　稅關貨物取扱人ハ貨物ノ受取、引管、保管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其ノ貨物ノ取扱料ヲ請求スルコトヲ得ス

第八條　稅關貨物取扱人ハ取扱貨物ニ關シ受取ルヘキ取扱料、稅金其ノ他委託者ノ爲ニ爲シタル立替ニ付テノミ其ノ貨物ヲ留置スルコトヲ得

第九條　稅關貨物取扱人ハ取扱料ノ最高額ヲ定メ所轄稅關長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第十條　稅關貨物取扱人其ノ業務ニ關スル法令ニ違反シ又ハ稅關長ノ職權ニ基ケル命令ニ違反シタルトキハ稅關長ハ其ノ營業ヲ停止シ若ハ其ノ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得但シ營業停止ノ期間ハ三箇月以內トス

第十一條 前條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服ナルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ處分ニ因リテ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコト得

第十二條 免許ヲ受ケスシテ稅關貨物取扱人ノ業務ヲ行ヒタル者又ハ第五條第二項ニ違反シタル者又ハ第九條ノ認可ヲ受ケス若ハ認可ニ違反シテ取扱料ヲ取得シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタル行爲ハ稅關貨物取扱人ノ行爲ト看做ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

稅關貨物取扱人法施行細則

（明治三十四年五月大藏省令第八號）

稅關貨物取扱人法施行細則

第一條 稅關貨物取扱人ノ業務ニ從事セムトスル者ハ營業所ヲ定メ管轄區域毎ニ所轄稅關長ニ出願スヘシ

但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在テハ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二條 稅關長ハ免許ヲ與ヘムトスルトキハ本人ニ告

知シ免許料ヲ納付セシメ免許狀ヲ交付スヘシ

第三條 免許料ハ貳拾圓トス收入印紙ヲ以テ納付スルコトヲ得

第四條 稅關貨物取扱人ハ免許狀ヲ受ケタル日ヨリ二週間以內ニ身元保證トシテ五千圓又ハ之ニ相當スル價格ヲ有スル有價證券ヲ提供スヘシ

第五條 稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキ又ハ稅關貨物取扱人法第六條ノ適用ニヨリ身元保證金額減少シタルトキハ稅關長ハ本人ニ告知シ一箇月以內ニ其ノ不足額ニ相當スル金錢又ハ有價證券ヲ提供セシムヘシ

第六條 稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供スル金錢又ハ有價證券ハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄稅關ニ提出スヘシ

第七條 稅關貨物取扱人支店又ハ代理店ヲ設クルトキハ擔當人ヲ定メ其ノ所在地ノ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ツヘシ

營業所又ハ代理店ヲ開鎖シ若ハ移轉シ又ハ擔當人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條 稅關貨物取扱人又ハ擔當人ハ其ノ從業者ノ氏名ヲ屆出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

附　則

本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

外國度量衡比較表

度

英米	吋	8.382分	2.54	センチメートル
	呎 (12吋)	1.006尺	30.48	〃
	碼 (3呎)	3.018〃	91.44	〃
獨佛墺伊	ミリメートル ($\frac{1}{1000}$メートル)	.003尺	0.039	インチ
	センチメール ($\frac{1}{100}$メートル)	.033〃	0.394	〃
	デシメートル ($\frac{1}{10}$メートル)	.330〃	3.937	〃
	メートル	3.300〃	3.281	フ井ト
	デカメートル (10メートル)	33.000〃	10.937	ヤード
	ヘクトメートル (100メートル)	330.000〃	109.367	〃
	キロメートル (1000メートル)	3300.000〃	1093.667	〃
	尺 (日本)	11.93 吋(0.994フ井ート)	0.303	メートル

量

	米ガロン	2.098升	3.785リートル
	英ガロン	2.519升	4.544 〃
獨佛	ミリリートル ($\frac{1}{1000}$リートル)	0.005合	
	サンチリートル ($\frac{1}{100}$リートル)	0.054合	
	デシリートル ($\frac{1}{10}$リートル)	5.544勺	
	リートル	5.544合	0.264米ガロン 0.220英ガロン

墺伊	デガリートル (10リートル)	5.5435升	
	ヘクトリートル (100リートル)	5.54352斗	
	キロリートル (1000リートル)	5.5435石	
	升 (日本)	1.804リートル	0.477米ガロン 0.397英ガロン

衡

英米	ポンド	0.75599斤	0.4536キログラム
	コオーター (28ポンド)	21.16772斤	12.7008キログラム
	カツチー (又ヘハンドレツト,ウエート) (チコオーター)	84.67.88斤	50.8032キログラム
	トン (20ガツチー)	1693.41760斤(2240ポンド)	1016.064キログラム
	オンス	7.56匁	28.35グラム
	グレーン	0.017匁	0.065グラム
	藥用、金銀珠玉用オンス	81.29匁	
	佛噸	2204.ポンド	1667斤
	ピクル (清)	153.33ポンド	100.778斤
佛獨	ミリグラム ($\frac{1}{1000}$グラム)	0.0003匁	
	サンチグラム ($\frac{1}{100}$グラム)	0.0027匁	
	デシグラム ($\frac{1}{10}$グラム)	0.0267匁	
	グラム	0.2667匁	
	デカグラム (10グラム)	2.6667匁	
	ヘクトグラム (100グラム)	26.6667匁	
	キログラム (1000グラム)	1.6667斤	2.2046ポンド

備考

メートルヲヤールド	ニ換算スルニハ	1.1ヲ乘ズレバ概数ヲ得	
キロメートルヲヤールド	〃	1093.6	〃
ヤールドヲキロメートル	〃	0.0009	〃
ヤールドヲメートル	〃	.9	〃
インチヲミリメートル	〃	25.4	〃
ミリメートルヲインチ	〃	0.04	〃
米ガロンヲリートル	〃	3.8	〃
英ガロンヲリートル	〃	4.5	〃
リートルヲ米ガロン	〃	0.26	〃
リートルヲ英ガロン	〃	0.22	〃
ポンドヲグラム	〃	453.6	〃
ポンドヲキログラム	〃	0.45	〃
キログラムヲポンド	〃	2.2	〃
キログラムヲ噸	〃	0.001	〃
噸ヲキログラム	〃	1.016	〃
ヤードヲ尺	〃	3.018	〃
メートルヲ尺	〃	3.3	〃
米ガロンヲ升	〃	2.098	〃
英ガロンヲ升	〃	2.519	〃
リートルヲ升	〃	0.554	〃
ポンドヲ斤	〃	0.756	〃
キログラムヲ斤	〃	0.6ニテ除スベシ	

內外國貨幣比較表

Comparative Table of Foreign and Japanese Gold Currency.

Country.	Foreign Currency.	Japanese Yen.
Austria Hungary.	Krone. (百ヘルレル)	,407
Belgium.	Franc. (百サンチーム)	,387
Denmark.	Crown (百オーレ)	,533
France.	Frank. (百サンチーム)	,387
Germany.	Mark. (百ペンニツヒ)	,478
Great Britain.	Found.	9,763
Italy.	Lira. (百サンチーム)	,387
Manila.	Dallar. (百セントモ)	1,013
Netherland.	Guilder. (百セント)	,806
Norway.	Grown. (百オーレ)	,538
Portugal.	Milrei. (千チリー)	2,163
Russia.	Ruble. (百コペック)	1,100
Spain.	Peseta. (百センアシモ)	,387
Sweeden.	Crown. (百オーレ)	,538
Switzerland.	Franc. (百サンチーム)	,387
Turkey.	Piastre. (四十パラ)	,088
U. States of N. America.	Dollar. (百セント)	2,006

其他清國、メキシコ等銀貨本位ノ貨幣換算率ニシテ稅關ニ於テ適用スベキモノハ毎月一日其ノ月中適用スベキ換算率ヲ告示セラルヽモノトス

四十三年六月一日ヨリ同月三十日マデ稅關ニ於テ外國貨幣ノ換算ニ適用スル內外貨幣比較表下ノ如シ

清國	上海一兩	1.178円
	天津一兩	1.247円
	漢口一兩	1.206円
墨西哥弗銀	一ドルラル	0.869円
英吉利弗銀	〃	0.880円
香港弗銀	〃	0.880円
英領印度貨	一ルーピー	0.659円
暹羅貨	一チカル	0.760円

英貨換算表

Table of Equivalents for English Pound and Japanese *Yen*.

£	1	2	3	4	5	6	7	8	9
£	¥ 9,763	¥ 19,526	¥ 29,289	¥ 39,052	¥ 48,815	¥ 58,578	¥ 68,341	¥ 78,104	¥ 87,867
10	97,630	107,393	117,156	126,919	136,682	146,445	156,208	165,971	175,731
20	195,260	205,023	214,786	224,549	234,312	244,075	253,838	263,601	273,364
30	292,890	302,653	312,416	322,179	331,942	341,705	351,468	331,231	370,991
40	390,520	400,283	410,046	419,809	429,572	439,335	449,098	453,861	468,624

	£	1	2	3	4	5	6	7	8	9
£	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
50	483,150	497,913	507,676	517,439	527,202	536,965	546,728	556,491	566,254	576,017
60	585,780	595,543	605,306	615,069	624,832	634,595	644,358	654,121	663,884	673,647
70	683,410	693,173	702,936	712,699	722,462	732,225	741,988	751,751	761,514	771,277
80	781,040	790,803	800,566	810,329	820,092	829,855	839,618	849,381	859,144	868,907
90	878,670	888,433	898,196	907,959	917,722	927,485	937,248	947,011	956,774	966,537
100	976,300	936,063	995,826	1,005,589	1,015,352	1,025,115	1,034,878	1,044,641	1,054,404	1,064,167
110	1,073,930	1,083,693	1,093,456	1,103,219	1,112,982	1,122,745	1,132,508	1,142,271	1,152,034	1,161,797
20	1,171,560	1,181,323	1,191,086	1,200,849	1,210,612	1,220,375	1,230,138	1,239,901	1,249,664	1,259,427
130	1,269,190	1,278,953	1,283,716	1,298,479	1,308,242	1,318,005	1,327,768	1,337,531	1,347,294	1,357,057
140	1,366,820	1,376,583	1,386,346	1,396,109	1,445,872	1,415,635	1,425,393	1,435,161	1,444,924	1,454,687
150	1,464,450	1,474,213	1,483,978	1,493,739	1,503,502	1,513,265	1,523,028	1,532,791	1,542,554	1,552,317
160	1,562,080	1,571,843	1,581,606	1,591,269	1,601,132	1,610,895	1,620,658	1,630,421	1,640,184	1,649,947
170	1,659,710	1,669,473	1,679,236	1,638,999	1,698,762	1,708,525	1,718,288	1,728,051	1,737,814	1,747,577
180	1,757,340	1,767,103	1,776,866	1,786,629	1,796,392	1,806,155	1,815,918	1,825,681	1,835,444	1,845,207
190	1,854,970	1,864,733	1,874,496	1,834,259	1,894,022	1,903,785	1,913,548	1,923,311	1,933,074	1,942,837

	£	1	2	3	4	5	6	7	8	9
£	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
200	1,952,600	1,962,363	1,972,126	1,981,889	1,991,652	2,001,415	2,011,178	2,020,941	2,030,704	2,040,467
210	2,050,230	2,059,993	2,069,756	2,079,519	2,089,282	2,099,045	2,108,808	2,118,571	2,128,334	2,138,097
220	2,147,860	2,157,623	2,167,386	2,177,149	2,186,912	2,196,675	2,206,438	2,216,201	2,225,964	2,235,727
230	2,245,490	2,255,253	2,265,016	2,274,779	2,284,542	2,294,305	2,304,068	2,313,831	2,323,594	2,333,357
240	2,343,120	2,352,883	2,362,646	2,372,409	2,382,172	2,391,935	2,401,698	2,411,461	2,421,224	2,430,987
250	2,440,750	2,450,513	2,460,276	2,470,039	2,479,802	2,489,565	2,499,328	2,509,091	2,518,854	2,528,617
260	2,538,380	2,548,143	2,557,906	2,567,669	2,577,432	2,587,195	2,596,958	2,606,721	2,616,484	2,626,247
270	2,636,010	2,645,773	2,655,536	2,665,299	2,675,062	2,634,825	2,694,588	2,704,351	2,714,114	2,723,877
280	2,733,640	2,743,403	2,753,166	2,762,929	2,772,692	2,782,455	2,792,218	2,801,981	2,811,744	2,821.507
290	2,831,270	2,841,033	2,850,796	2,860,559	2,870,322	2,880,085	2,889,848	2,899,611	2,909,374	2,919,137
300	2,928,900	2,938,663	2,948,426	2,958,189	2,937,952	2,977,715	2,987,478	2,997,241	3,007,004	3,016,767
310	3,026,530	3,036,293	3,046,056	3,055,819	3,065,582	3,075,345	3,085,108	3,094,871	3,104,634	3,114,397
320	3,124,160	3,133,923	3,143,686	3,153,449	3,163,212	3,172,975	2,182,738	3,192,501	3,202,264	3,212,027
330	3,221,790	3,231,553	3,241,316	3,251,079	3,260,842	3,270,605	3,280,368	3,290,131	3,299,894	3,309,657
340	3,319,420	3,329,183	3,338,946	3,348,709	3,358,472	3,368,235	3,377,998	3,387,761	2,397,524	3,407,287

£	1	2	3	4	5	6	7	8	9
£	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
350	3,417,050	3,426,813	3,436,576	3,446,339	3,456,102	3,465,865	3,475,628	3,485,391	3,495,154	3,504,917
360	3,514,680	3,524,443	3,534,206	3,543,969	3,553,732	3,563,495	3,573,258	3,583,021	3,592,784	3,602,547
370	3,612,310	3,622,073	3,631,836	3,641,599	3,651,362	3,661,125	3,670,888	3,680,651	3,690,414	3,700,177
380	3,709,940	3,719,703	3,729,466	3,739,229	3,748,992	3,758,755	3,768,518	3,778,281	3,788,044	3,797,807
390	3,807,570	3,817,333	3,827,096	3,836,859	3,846,622	3,856,385	3,866,148	3,875,911	3,885,674	3,895,437
400	3,905,200	3,614,963	3,924,726	3,934,489	3,944,252	3,954,015	3,963,778	3,973,541	3,983,304	3,993,067
410	4,002,830	4,012,593	4,022,356	4,032,119	4,041,882	4,051,645	4,061,408	4,071,171	4,080,934	4,090,697
420	4,100,460	4,110,223	4,119,986	4,129,749	4,139,512	4,149,275	4,159,038	4,168,801	4,178,564	4,188,327
430	4,198,090	4,207,853	4,217,616	4,227,379	4,237,142	4,246,905	4,256,668	4,266,431	4,276,194	4,285,957
440	4,295,720	4,305,483	4,315,246	4,325,009	4,334,772	4,344,535	4,354,298	4,364,061	4,373,824	4,383,587
450	4,393,350	4,403,113	4,412,876	4,422,639	4,432,402	4,442,165	4,451,928	4,461,691	4,471,454	4,481,217
460	4,490,980	4,500,743	4,510,506	4,520,269	4,530,032	4,539,795	4,549,558	4,559,321	4,569,084	4,578,847
470	4,588,610	4,596,373	4,608,136	4,617,899	4,627,662	4,637,425	4,647,188	4,656,951	4,666,714	4,676,477
480	4,686,240	4,696,003	4,705,766	4,715,529	4,725,292	4,735,055	4,744,818	4,754,581	4,764,344	4,774,107
490	4,783,870	4,793,633	4,803,396	4,813,159	4,822,922	4,832,685	4,842,448	4,852,211	4,861,974	4,871,737

英貨換算表

Table of Equivalents

for Fnglish Shillings and Pence, and Japanese *Yen*.

		1d.	2d.	3d.	4d.	5d.	6d.	7d.	8d.	9d.	10d.	11d.
	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		,041	,081	,122	,163	,203	,244	,285	,325	,366	,407	,447
1s.	,488	,529	,570	,610	,651	,692	,732	,773	,814	,854	,895	,936
2,,	,976	1,017	1,058	1,098	1,139	1,180	1,220	1,261	1,302	1,342	1,383	1,424
3,,	1,464	1,505	1,546	1,586	1,627	1,668	1,709	1,749	1,790	1,831	1,871	1,912
4,,	1,953	1,993	2,034	2,075	2,115	2,156	2,197	2,237	2,278	2,319	2,359	2,400
5,,	2,441	2,481	2,522	2,563	2,603	2,644	2,685	2,726	2,766	2,807	2,848	2,888
6,,	2,929	2,970	3,010	3,051	3,092	3,132	3,173	3,214	3,254	3,295	3,336	3,376

		1d,	2d,	3d,	4d,	5d,	6d,	7d,	8d,	9d,	10d,	11d,
	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
7s,	3,417	3,458	3,498	3,539	3,580	3,620	3,661	3,702	3,742	3,783	3,824	3,835
8,,	3,905	3,946	3,987	4,027	4,068	4,109	4,149	4,190	4,231	4,271	4,312	4,353
9,,	4,393	4,434	4,475	4,515	4,556	4,597	4,637	4,678	4,719	4,759	4,800	4,841
10,,	4,882	4,922	4,963	5,004	5,944	5,085	5,126	5,166	5,207	5,248	5,288	5,329
11,,	5,370	5,410	5,451	5,492	5,532	5,573	5,614	5,654	5,695	5,736	5,776	5,817
12,,	5,858	5,898	5,939	5,980	6,021	6,061	6,102	6,143	6,183	6,224	6,265	6,305
13,,	6,346	6,387	6,427	6,468	6,509	6,549	6,590	6,631	6,671	6,712	6,753	6,793
14,,	6,834	6,875	6,915	6,956	6,997	7,037	7,078	7,119	7,160	7,200	7,241	7,282
15,,	7,322	7,363	7,404	7,444	7,485	7,526	7,566	7,607	7,648	7,638	7,729	7,770
16,,	7,810	7,851	7,892	7,932	7,973	8,014	8,054	8,095	8,136	8,177	8,217	8,258
17,,	8,299	8,339	8,380	8,421	8,461	8,502	8,543	8,583	8,624	8,665	8,705	8,746
18,,	8,787	8,827	8,868	3,909	8,949	8,990	9,031	9,071	9,112	9,153	9,193	9,234
19,,	9,275	9,316	9,356	9,397	9,438	9,478	9,519	9,560	9,600	9,641	9,682	9,722

	合	升	斗	石	litle	Hecto litle	Standard Gallon	Imperial Gallon	Vedro
合	1,	,1	,01	,001	,180 39	,001 804	,007 657	,039 703	,014 667
升	10,	1,	,10	,01	,180 391	,018 039	,476 568	,397 034	,146 671
斗	100,	10,	1,0	,1	18,639 07	,180 391	4,765 676	3,970 339	1,466 714
石	1000,	110,	10,	1,	180,390 68	1,803 907	47,656 755	39,703 39	14,667 135
litle	5,543 52	,554 35	,055 44	,0 5 54	1,	,100 0	,264 186	,220 097	8,130 761
Hecto litle	554,354 4	55,435 21	5,543 52	,554 35	100,	1,	26,418 634	22,009 663	8,130161 3
Standard Gallon	20,983 384	2,098 338	,209 834	,029 83	3,735 207	,037 852	1,	,833 11	,307 766
Imperial Gallon	25,186 763	2,518 677	,251 893	,025 187	4,543 458	,045 435	1,200 32	1,	, 69 418
Vedro	68,179 641	6,817 964	,931 796	,068 18	12,298 972	,122 990	3,249 221	2,706 961	1,

英斤換算表

Pounds	Kin.
¼	1890
½	3780
¾	5670
1.	7560
2. 1	5120
3. 2	2680
4. 3	0240
5. 3	7799
6. 4	5359
7. 5	2919
8. 6	0479
9. 6	8039
10. 7	5599
11. 8	3159
12. 9	0719
13. 9	8278
14. 10	5838
15. 11	3398
16. 12	0958
17. 12	8518
18. 13	6078
19. 14	3638
20. 16	1198
21. 15	8758

Pounds.	Kin.
22. 16	6318
23. 17	2878
24. 18	1437
25. 18	8997
26. 19	6557
27. 20	4117
28. 21	1677
29. 21	9237
30. 22	6797
31. 23	4357
32. 24	1917
33. 24	9476
34. 25	7036
35. 26	4596
36. 27	2156
37. 27	9716
38. 28	7276
39. 29	4836
40. 30	2396
41. 30	9956
42. 31	7516
43. 32	5075
44. 33	2635
45. 34	0195
46. 34	7755
47. 35	5315
48. 36	2875
49. 37	0435

Pounds.	Kin.
50.	37 7995
51.	38 5555
52.	39 3114
53.	40 0674
54.	40 8234
55.	41 5794
56.	42 3354
57.	43 0914
58.	43 8474
59.	44 6034
60.	45 3594
61.	46 1153
62.	46 8713
63.	47 6273
64.	48 3833
65.	49 1393
66.	49 8953
67.	50 6513
68.	51 4073
69.	52 1633
70.	52 9193
71.	53 6752
72.	54 4312
73.	55 1872
74.	55 9432
75.	56 6992
76.	57 4552

Pounds.	Kin.
77.	58 2112
78.	58 9672
79.	59 7232
80.	60 4191
81.	61 2351
82.	61 9911
83.	62 7471
84.	63 5031
85.	64 2591
86.	65 0151
87.	65 7711
88.	66 5271
89.	67 2830
90.	68 0390
91.	68 7950
92.	69 5510
93.	70 3070
94.	71 0630
95.	71 8190
96.	72 5750
97.	73 3310
98.	74 0870
99.	74 8429
100.	75 5989
200.	151 1979
300.	226 7968
4.00	302 3957

Pounds.	Kin.
500.═══ 377	9947
600.═══ 453	5936
700.═══ 529	1925
600.═══ 604	7915
900.═══ 630	3904
1.000.═══ 755	9393
2.000.═══ 1.511	9787
3.000.═══ 2.267	9680
4.000.═══ 3.023	9573
5.000.═══ 3.779	9466
6.000.═══ 4.535	9360
7.000.═══ 5.291	9253
8.000.═══ 6.047	9146
0.000.═══ 6.803	9039
10.000.═══ 7.559	8932
20.000.═══ 15.119	7865
30.000.═══ 22.679	6798
40.000.═══ 30.239	5730
50.000.═══ 37.799	4663
60.000.═══ 45.359	3595
70.000.═══ 52.919	2528
80.000.═══ 60.479	1460
90.000.═══ 68.039	0393
100.000.═══ 75.598	9325
200.000.═══ 151.197	8651
300.000.═══ 227.796	7976
400.000.═══ 302.395	7302

Pounds.	Kin.
500.000.═══ 377.994	6627
600.000.═══ 423.593	5953
700.000.═══ 529.129	5278
800.000.═══ 604.791	4603
00.000.═══ 680.390	3929
1.000.000.═══ 755.939	3254
2.000.000.═══ 1.511.973	6509
3.000.000.═══ 2.267.967	9763
4.000.000.═══ 3.023.957	3017
5.000.000.═══ 3.779.946	6272
10.000.000.═══ 7.559.893	2543

明治四拾參年十一月十五日發行
明治四拾參年十一月廿日印刷

定價金五拾錢

複製不許

發行元

大阪市南區心齋橋筋鹽町北へ入
（電話南貳七六番）／振替口座大阪壹壹貳四／東京參四五壹）
矢島誠進堂書店

印刷者　堀越幸　大阪市西區阿波座二番町一番地
發行者　矢島嘉平次　大阪市南區鹽町四百三番地
編輯者　西川長次郎